

平成27年度
液化石油ガス関係事故年報

平成28年3月

経済産業省 商務流通保安グループ

目 次

I. 目 的	-----	1
II. 事故の定義等	-----	1
1. 事故の定義	-----	1
2. 事故の分類	-----	2
3. 人的被害の分類	-----	3
III. LPガス事故	-----	3
1. 平成27年の事故発生状況	-----	3
(1) 件数及び死傷者数		
(2) B級以上事故		
(3) 安全器具の設置率と事故発生状況		
2. 事故発生状況の分析	-----	3
(1) CO中毒事故		
(2) 埋設管事故		
(3) 質量販売先における事故件数		
(4) 原因者別事故件数		
(5) 建物用途別事故件数		
(6) 現象別事故件数		
(7) 発生箇所別事故件数		
(8) 原因別事故件数		
(9) バルク供給先事故		
(10) その他		
3. 平成27年LPガス事故の特徴について	-----	6
4. 事故発生件数の推移	-----	8
5. LPガス事故防止対策・施策	-----	12
IV. 平成27年に発生した事故の概要	-----	46
1. B級事故の概要	-----	46
2. CO中毒事故の概要	-----	50
3. 埋設管事故の概要	-----	52
4. バルク供給に係る事故の概要	-----	58
5. LPガス事故（全事故）の概要	-----	59

I. 目的

本年報はL Pガスに係る事故のうち、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「L Pガス法」という。）が適用される供給設備、消費設備の事故、すなわち、主に家庭・業務用のL Pガス消費先に係る事故（以下「L Pガス事故」という。）について、平成27年の事故を収録し、それらのデータを主に過去9年間（平成18年～平成26年）の数値と対比して解析を行ったものである。

なお、本年報は、平成27年度石油ガス供給事業安全管理技術開発等事業（安全技術普及事業（事故発生原因分析等調査））において設置したL Pガス事故調査検討委員会（委員長 坪井 孝夫 横浜国立大学 名誉教授）で報告することとしている。

II. 事故の定義等

1. 事故の定義

(1) L Pガス事故

- ① 漏 え い 液化石油ガス（以下「L Pガス」という。）が漏えいしたもの。（火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。）

ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。

- ② 漏えい爆発 L Pガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの。

イ. 漏えい爆発 （漏えいガスによる爆発のみの場合）

ロ. 漏えい爆発・火災 （漏えいガスによる爆発後火災の場合）

- ③ 漏えい火災 L Pガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記②を除く。）

なお、L Pガスの漏えいがない状態でL Pガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し、又は故障したことによる火災及びコンロ、グリル等の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災はL Pガス事故に該当しない。

- ④ 中毒・酸欠 L Pガス消費設備の不完全燃焼又はL Pガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

(2) その他事故（L Pガス事故に含まれない事故）

- ① 自殺、故意、いたずら、盗難等が原因による事故。

- ② 自然災害による事故。

例）地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故。

例) 洪水・土砂崩れによる設備の破損等の事故。

ただし、自然災害による事故のうち、事故発生原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲いや保護板の設置等）の不備等保安対策の実施不十分等に係るものについてはLPガス事故とする。

- ③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器に係る事故。
- ④ その他上記(1)に掲げるLPガス事故に該当しない事故。

例) 自動車の飛び込みによる事故。

2. 事故の分類

事故が発生した場合、その事故の内容により次のとおり分類する。

(1) A級事故

次の各号の一に該当するものをいう。

- ① 死者5名以上のもの。
- ② 死者及び重傷者が10名以上のものであって、①以外のもの。
- ③ 死者及び負傷者（軽傷者を含む。）が合計して30名以上のものであって、①及び②以外のもの。
- ④ 人身被害のあるものであって、①から③までと同等以上の被害が認められるもの。
- ⑤ 甚大な物的被害（直接被害総額約2億円以上）を生じたもの。
- ⑥ その発生形態、災害の影響程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等。以下同じ。）、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響が著しく大きいと認められるもの。

(2) B級事故

A級事故以外の事故で次の各号の一に該当するものをいう。

- ① 死者1名以上4名以下のもの。
- ② 重傷者2名以上9名以下のものであって、①以外のもの。
- ③ 負傷者6名以上29名以下のものであって、①及び②以外のもの。
- ④ 人身被害のあるものであって、①から③までと同等以上の被害が認められるもの。
- ⑤ 多大な物的被害（直接被害総額約1億円以上2億円未満）を生じたもの。
- ⑥ その発生形態、災害の影響程度、被害の態様、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響が大きいと認められるもの。

(3) C級事故

A級事故及びB級事故以外の事故

3. 人的被害の分類

被害の程度により次のとおり分類する。

死者：事故発生後、5日以内に死亡が確認された者

重傷者：事故発生時に全治30日以上を負傷をした者

軽傷者：事故発生時に全治30日未満を負傷をした者

Ⅲ. LPガス事故

1. 平成27年の事故発生状況

(1) 件数及び死傷者数

平成27年の事故件数については167件となり、前年比20件の減少となった。

死傷者数は、死者が2人、負傷者が60人となり、死者数は前年比1人の増加となったが、負傷者数は前年比16人の減少となった。(図-1)。

(2) B級以上事故(Ⅳ. 1. B級事故の概要参照)

平成27年のB級以上事故は4件で、前年比2件の増加となった。(図-2)。

死傷者数は、死者が2人で前年比1人の増加、負傷者数が21人で前年比18人の増加となった。B級事故の現象別件数は、CO中毒が1件、漏えい爆発・火災が2件(うち1件が漏えい爆発)で、酸欠が1件発生した。(表-1)。

発生箇所別件数でみると、高圧ホースによる漏えい爆発・火災が1件、埋設供給管からの漏えいによる酸欠が1件、業務用燃焼器によるCO中毒が1件、発生箇所が不明である漏えい爆発が1件発生した。(表-2)。

(3) 安全器具の設置率と事故発生状況

平成27年に発生したLPガス事故(167件)のうち、消費設備に係る事故94件の安全器具設置先と未設置先の事故発生状況でみると、29件が設置先、65件が未設置先の事故となっており、未設置先の事故件数が設置先のそれより36件多かった。

(表-3)

* ここでいう安全器具とは下記のもののうちいずれかをいう。以下同じ。

イ. ハイセーフ+ガス漏れ警報器(併設又は連動)

ロ. ガス漏れ警報器連動自動ガス遮断装置+ヒューズガス栓

ハ. ガス漏れ警報器連動マイコン型自動ガス遮断装置

2. 事故発生状況の分析

(1) CO中毒事故(Ⅳ. 2. CO中毒事故の概要参照)

平成27年のCO中毒事故は、4件発生し、前年比1件の増加となり、うちB級事故は1件で、前年と増減はなかった。(表-4、図-4)。

4件の内訳は、以下の通りであった。

- 1) 換気がなされていない厨房における鑄物こんろの使用によるもの
- 2) 換気がなされていない厨房におけるCF式瞬間湯沸器の使用によるもの
- 3) サウナ設備床下の煙道に亀裂が入ったため排気不良になったもの
- 4) 換気がなされていない分析室におけるガスバーナーの使用によるもの

平成18年から平成27年までの10年間のCO中毒事故73件を燃焼器具別に(表-5)みると、瞬間湯沸器が約23%(17件)、ふろがまが約7%(5件)及びその他(業務用燃焼器具等)が約67%(49件)となっている。

瞬間湯沸器の中では、開放式が約7%(5件)、FE式が約7%(5件)、RF式が約6%(4件)、CF式が約4%(3件)となっている。また、ふろがまによる事故はCF式が約4%(3件)、BF式が約1%(1件)、RF式が約1%(1件)となっている。

原因別にみると(表-6)瞬間湯沸器で開放式では、換気不良状態での長時間不良(3件)が約60%を占めている。ふろがまは、ほとんどがCF式であり排気筒のずれ・外れ、排気筒不良(基準不適合)、燃焼器具不良が原因となっている。業務用燃焼器具は、換気不良状態での長時間使用(21件)が約43%を占める。

(2) 埋設管事故(Ⅳ. 3. 埋設管に係る事故の概要参照)

平成27年の埋設管に係る事故は(表-8、図-5)、24件で前年比3件の減少となった。そのうち、供給管が20件で前年比1件の減少、配管が4件で前年比2件の減少となった。なお、B級以上事故は工事中の酸欠による事故が1件発生しており、死者1名であった。

原因については(表-9)、平成27年では損傷が15件(供給管15件、配管0件)、腐食劣化が7件(供給管3件、配管4件)あった。

平成18年から平成27年までの10年間の埋設管に係る事故221件でみると、損傷が約70%(155件)、腐食・劣化が約25%(56件)を占め、両者合わせると約95%を占めている。これを発生箇所個別でみると、供給管は、損傷(134件、供給管中約76%)によるものが最も多く、次いで腐食・劣化(36件、供給管中約20%)となっている。一方、配管は、損傷(21件、配管中約47%)によるものが最も多く、ついで腐食・劣化(20件、配管中約44%)によるものとなっている。

損傷は、ガス設備とは無関係の工事等において、工事業者が誤って切断又は破損した等(いわゆる他工事業者による事故)により、ガスを漏えいさせたものが多く、このような工事時の損傷(121件)が全損傷(155件)の約78%を占めている。このような場合は、直接、人が関与しており比較的速くガス停止等の処置が取られているため、大部分は大規模事故に至っていない。また、地盤沈下による損傷(11件)は、全損傷の約7%を占めている。この場合には、漏えいが始まった時期の把握が難しいため大量のガス漏えいが発生し、大規模な事故に至る場合がある。また、

腐食・劣化によるものは、防食措置が取られていない白管がほとんどであり、地盤沈下と同様に大量のガス漏えいが発生し、大規模な事故に至る場合がある。

(3) 質量販売先における事故件数（表－10、図－6）

平成27年の質量販売先における事故は6件で、前年比5件の減少となり、B級事故が1件発生した。平成18年以降の事故件数の推移をみると、継続的な発生があり、減少傾向はみられない。

(4) 原因者別事故件数（表－11）

一般消費者等の不注意によるものが平成27年は58件と前年比1件の減少、販売事業者の不適切な処理に係るものは平成27年は22件と前年比6件の増加となる。全事故に対する比率は一般消費者等の不注意によるものが約35%、販売事業者の不適切な処理に係るものが約13%となり、いずれも全事故に占める割合は依然として高い。

(5) 建物用途別事故件数（表－12）

建物用途別では、平成27年は一般住宅が69件と前年比2件の減少、共同住宅は30件で前年比18件の減少となった。一般住宅及び共同住宅の両者を合わせた件数は99件で前年比20件の減少となったが、全事故に占める割合は約59%と依然として高い。一方、飲食店が24件で前年比1件の増加となった。

(6) 現象別事故件数（表－13）

現象別では、漏えいのみ事故は87件で前年比11件の減少となった。また、漏えい爆発（火災）は43件で前年比16件の減少となった。

(7) 発生箇所別事故件数（表－14）

発生箇所別では、平成27年は供給設備全体で70件で前年比20件の減少となった。そのうち容器・容器バルブが2件で前年比5件の減少であった。供給管では、30件発生し前年比15件の減少となり、供給設備全体の約43%を占めている。30件の供給管事故のうち、20件が埋設管で発生した。また、調整器の事故は、19件と前年比1件の減少ではあるが、供給設備の事故の中で高い割合を占めている。

消費設備は、94件で前年比2件の減少となった。業務用燃焼器による事故が19件で前年比4件の減少となったが、消費設備の事故としては高い割合を占める。

(8) 原因別事故件数（表－15）

原因別でみると、腐食・損傷によるものが約31%（52件）、接続不良によるものが約10%（17件）となり、全事故の中で高い割合を占めた。なお、平成27年は雪害等の自然災害、燃焼器具の点火ミスによる事故が多く、それぞれ約19%（31件）、約13%（21件）を占めた。

(9) バルク供給先事故（Ⅳ. 4. バルク供給先に係る事故の概要参照（充てん設備及び供給設備に限る）の概要参照）

バルク供給先（供給設備に係る）事故が4件発生して、前年比7件の減少であっ

た。

- 1) 液取出しバルブからのガス漏えい（1件）
- 2) 設備設計ミスによる液移動による調整器からのガス漏えい（1件）
- 3) バルク貯槽安全弁交換時の作業ミスによるガス漏えい（1件）
- 4) 液取出し弁からのガス漏えい（1件）

(10) その他

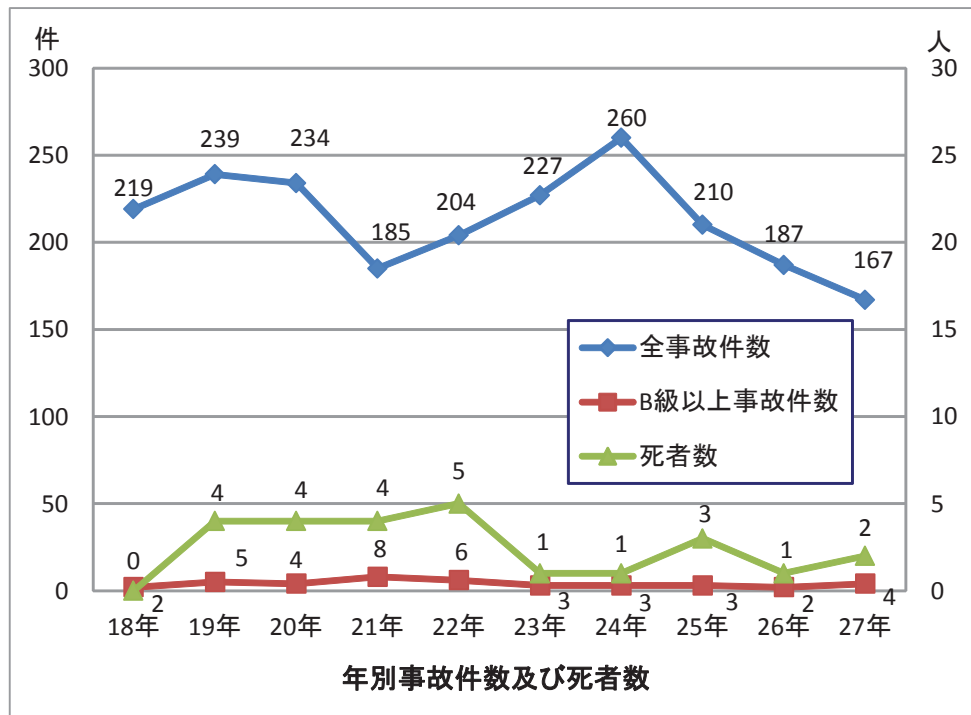
都道府県別事故件数（表-17）で見ると、平成27年は事故の発生しなかった県が7県あった。

3. 平成27年LPガス事故の特徴について

(1) 事故件数

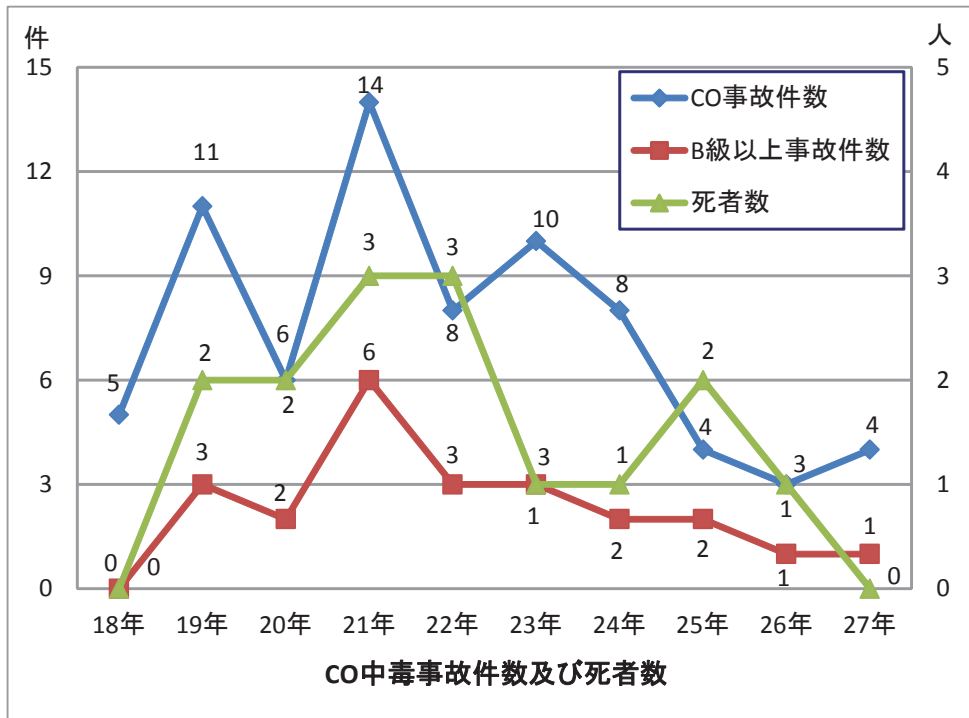
平成27年の事故件数については167件となり、前年比20件の減少となった。

死傷者数は、死者が2人、負傷者が60人で死者数は前年比1人の増加となったが、負傷者数は前年比16人の減少となった。

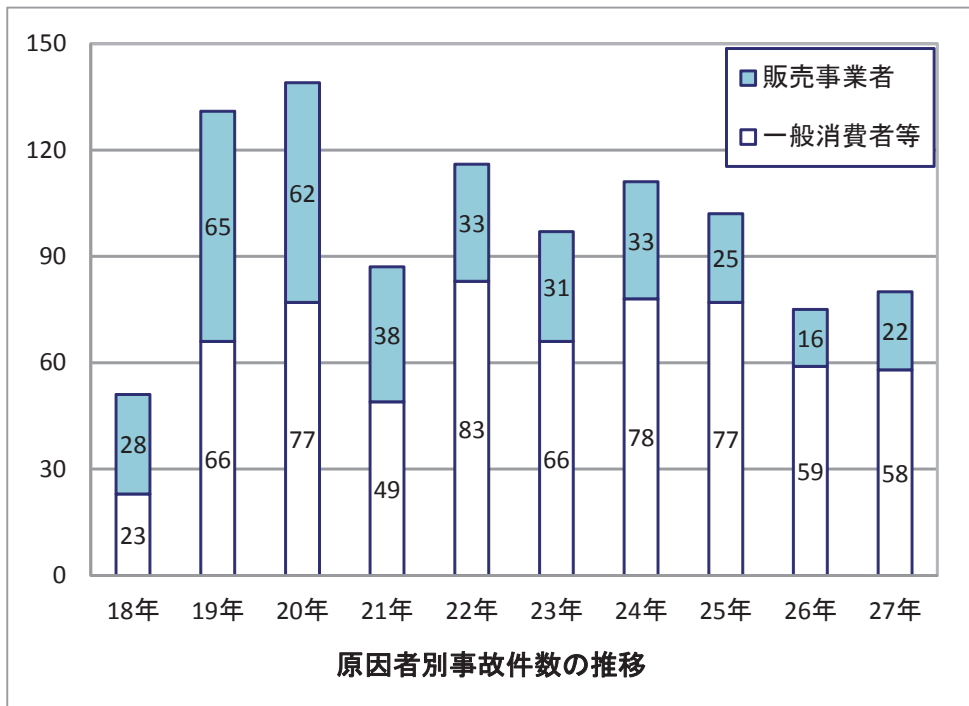


(2) 事故の特徴

- ① CO中毒事故が4件発生し、前年より1件増加した。そのうち業務用厨房での事故発生件数は2件で前年より1件増加した。



- ② 販売事業者による事故は22件発生して前年より6件増加した。一般消費者による事故は58件発生し、前年比1件減少した。雪害等の自然災害による事故が31件発生し前年比9件の減少であった。その他の原因者による事故は横ばいであった。



③ バルク供給（供給設備）に係る事故は、4件発生して前年比7件の減少であった。4件の事故は次のとおりであった。

- 1) 液取出しバルブからのガス漏えい（1件）
- 2) 設備設計ミスによる液移動による調整器からのガス漏えい（1件）
- 3) バルク貯槽安全弁交換時の作業ミスによるガス漏えい（1件）
- 4) 液取出し弁からのガス漏えい（1件）

4. 事故発生件数の推移

事故の主な発生状況を昭和28年からの推移でみると以下のとおりである（図－1）（表－19）。

- ① 日本でL Pガスが家庭用燃料として販売が行われるようになったのは昭和27～28年頃のことであり、L Pガス事故が記録されたのは昭和28年の2件が最初であった。
- ② 昭和30年代には、日本経済が重化学工業化を指向していった時期であり、石油化学工業が出現し、石油精製業が拡大するにつれ、L Pガスの回収、販売も本格化し、L Pガス専用の燃焼器の開発も進み、家庭用燃料として浸透していった。このような状況の中にあってL Pガス事故は年間20～60件の発生で推移した。
- ③ 昭和40年代にはいると、家庭用L Pガス消費世帯数も1,000万世帯を超えL Pガスの消費量も増大するとともに使用先も多様化する中であって、事故の発生も急増傾向を示してきた。このような状況から、これまでのようにL Pガスの一般消費段階の保安面の規制を高圧ガス取締法で行うには無理があるという理由とともに、一般消費者が安心して使えるガスとするために流通・消費に係る取引面の向上を図る規制も併せて行う必要があるという理由から、昭和42年12月にL Pガス新法すなわちL Pガス法が制定（昭和42年12月28日）された。
- ④ 昭和50年代に入るとL Pガス消費世帯数の増加も著しく、2,000万世帯を超えるに至ったが、それに伴い事故も増加の一途をたどり、昭和54年に過去最高の793件に達し、死者数も60人台の水準（死者数の過去最高は昭和49年の74人）に至った。こうした中であって、昭和51年に通商産業大臣から高圧ガス及び火薬類保安審議会に対し、「液化石油ガス消費者保安体制の在り方」について諮問が行われ、翌昭和52年8月に答申が行われた。同答申を受けて、昭和53年7月にL Pガス法の一部が改正され、一般消費者等に対する周知の義務化、認定調査機関制度の創設、液化石油ガス器具等の範囲の拡大などの施策が実施された。また、昭和54年5月には、排ガス等による事故の発生を防止するため、都市ガスとともにL Pガスの特定ガス消費機器の設置や工事を規制する「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」が制定された。なお、昭和52年6月には、通商産業省立地公害局保安課に液化石油ガス保安対策室が設置されている。

- ⑤ 昭和55年8月には静岡市の静岡駅前ビルの地下街で都市ガスの大規模な爆発事故が発生し、死者15人、重軽傷者222人の人的被害を出した。これはLPガス事故ではないが、LPガスでも類似事故の発生が考えられることから、昭和56年2月に省令改正が行われ、地下室等の保安基準が定められるとともに、地下室等及び業務用施設等に対するLPガス用ガス漏れ警報器の設置が義務付けられ、また、LPガスの着臭濃度が強化された。
- ⑥ LPガス事故は昭和54年の793件をピークにその後は低下傾向を見せはじめ昭和57年には570件と大幅に減少した。そうした状況の中にあって、昭和58年11月に静岡県掛川市のレクリエーションセンターにおいてLPガスの大きな爆発・火災事故が発生し、死者14人、重軽傷者27人の人的被害を出した。この事故は多数ある末端ガス栓の開閉状態を確認せずに中間バルブを開けたことから、一部開かれていた末端ガス栓からガスが漏れ、ガス漏れ警報器が鳴動したにもかかわらず対応がおくれ、その間に何等かの着火源から引火し、爆発、火災に至ったものである。この事故を教訓として昭和59年7月に省令改正が行われ、料理飲食店等に対して過流出安全機構付末端ガス栓（ヒューズガス栓）の設置、ゴム管等の接続方法の強化が図られるとともに、一定規模以上の料理飲食店等には保安連絡担当者を選任すること等の措置が講じられた。
- ⑦ なお、昭和52年以降に発生したA級事故は、昭和52年、53年は発生しておらず、昭和54年に2件、昭和56年に1件そして昭和58年に2件発生し、その後発生していなかったが、平成8年に1件発生した。
- ⑧ 事故は昭和57年に500件台に減少したものの、その後の減少傾向が鈍化してきたこと、B級事故が減少しないこと等から、昭和60年に通商産業省立地公害局長の私的諮問機関として、「LPガス消費者保安対策研究会」が発足し、同年7月に今後のLPガス保安対策の在り方について提言がなされた。この提言等を受け、昭和60年度から毎年10月を「LPガス消費者保安月間」として定め、消費者保安啓発運動を全国的に展開することとなり、また、技術指導普及事業の一環として高圧ガス保安協会にLPガス保安トレーニングセンターを設置し、LPガス販売事業者や業務用消費者への安全技術等の普及を強力に進めることとなった。
- ⑨ また、さらにLPガス事故の撲滅を図るためには、安全器具の普及が必須条件となることから、昭和61年に通商産業省立地公害局長の私的諮問機関として「LPガス安全器具普及懇談会」が発足し、同年5月に具体的な安全器具普及施策の内容と事故の減少化の目標期限（500件発生している事故を5年後に1／5、10年後に1／10とする）を定めた提言がなされた。それを受けて官民一体となり、その目標達成のための普及啓発活動を推進することとなった。

なお、(社)日本エルピーガス連合会では自主的に安全器具100%普及達成目標の10年

間を3カ年早め、7年間（平成5年9月末）とした。

⑩ このような事故防止のための官民一体となった活動により、LPガス事故は昭和62年以降直線的に減少を続け平成6年には100件を切り82件となった。これは昭和54年の793件に対しほぼ1/10、安全器具普及運動が始まった昭和61年の515件に対し1/6強の減少となった。なお、平成9年には68件とLPガス法施行以来、最低の件数を示した。

⑪ こうした事故が減少してきた中であって、平成6年4月に通商産業省環境立地局長の私的諮問機関として、「LPガス保安対策の在り方研究会」が発足し、平成7年1月に保安高度化目標として、以下の事項を目指すことが提言された。

1. 2000年末までに、B級以上の事故を撲滅する。
2. 2000年末までに、一般消費者等が安心してLPガスを利用できるシステムを構築する。

また、平成7年9月に通商産業大臣から高圧ガス及び火薬類保安審議会に対し「今後の液化石油ガス消費者保安のあり方」について諮問が行われ、同審議会液化石油ガス部会が、前記研究会報告の「保安高度化目標」を含め、「保安規制の合理化」及び「販売事業者規制の見直し」等について審議し、同年12月に部会報告書を取りまとめた。この報告書を踏まえた同審議会答申を経て、平成8年4月、LPガス法の改正が行われた。

⑫ 全事故の件数が減少しているなかでB級以上事故について、近年は減少傾向を示しておらず、さらに平成8年にはCO中毒による死者5人を出したA級事故が13年ぶりに発生した。このような近年の事故発生状況から「保安高度化目標」の達成するためにはなんらかの抜本的対策の検討が必要となり、平成9年9月に高圧ガス及び火薬類保安審議会の下に「保安高度化分科会」が設置され、「CO中毒事故防止総合保安対策」がまとめられた。この保安対策の一環として平成9年10月から平成11年9月まで「液化石油ガス燃焼器具の一斉点検」が実施された。平成10年5月に第2回同分科会が開催され、埋設管に係る事故防止対策等が示され、それに基づき埋設管の点検を実施している。

また、平成12年2月第3回同分科会を開催し、CO中毒事故総合保安対策及び埋設管事故防止の実施状況について報告が行われ、今後の対策が示された。

⑬ CO中毒事故防止対策、埋設管事故防止対策並びにガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策を産官民一体となって実施してきたが、2000年末までにB級以上の事故を撲滅するという現行の保安高度化目標は、既に達成できなかった。

しかし、消費者保安を確保し、事故の撲滅を達成するためには、引き続き事故状況等の分析に基づいた対策を適切に講ずることが重要であり、今後とも実効性のある対策を柱とする保安高度化対策の一層の充実を図る必要があることから、CO中

毒事故防止対策、埋設管事故防止対策並びにガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策のそれぞれについて、目標年度を念頭に置きつつ、産官民一体となって重点的に取り組むこととした「保安高度化プログラム」（「5. LPガス事故防止対策・施策」参照）が提言された。

- ⑭ 平成13年は、バルク供給に係る（供給設備に限る）事故が6件発生した（前年0件）。なお、その内容は次のとおり。バルク貯槽の過充填による事故が2件、水銀の腐食による空温式気化器からの漏えい事故が2件、メンテナンス時における気化器内の調整器ダイヤフラム取り付けミスによる事故が1件、埋設管（供給管）の工事ミスによる事故が1件。
- ⑮ 平成15年は、バルク供給（充てん設備、バルク貯槽及び附属機器等に限る）に係る事故が6件発生して（前年2件）、負傷者が伴う事故も初めて発生した（液状のLPガスを浴びたために凍傷となった）。
- ⑯ 平成16年は、バルク供給に係る（供給設備に限る）事故が6件発生して（前年6件）、B級事故が初めて発生した（充てんホースの安全継手離脱後の対応ミスによる爆発火災）。
- ⑰ 平成17年は、雪害による機器の損傷が24件発生し、前年より21件と大幅に増加した。
- ⑱ 平成18年は、雪害による機器の損傷等が80件発生（前年比56件増）し、過去26年間で最も多い件数となった。また、LPガス事故の統計を取り始めてから、初めて死者0人となった。なお、事故発生から10日後に亡くなるという事故が1件あった。
- ⑲ 平成19年は、雪害による事故が1件発生（前年比79件減）したものの、販売事業者による事故は65件発生（前年比37件増）し、一般消費者による事故は66件発生（前年比43件増）した。
- ⑳ 平成20年は、234件の事故が発生し、前年のほぼ同程度の事故件数となった。一般消費者による事故が77件発生し、前年比11件増加した。
- ㉑ 平成21年は、185件の事故が発生し、前年より減少したものの、傷者は148人となり前年比69人の増加、B級事故が8件発生し前年より4件の増加となった。
また、CO中毒が14件発生し、死者3人、症者85人となった。（うち業務用厨房で13件発生し、死者3人、症者84人）
- ㉒ 平成22年は、204件の事故が発生し、前年より19件増加したものの、傷者は83人と65人減少した。
- ㉓ 平成23年は、227件の事故が発生し、前年より23件増加し、傷者は88人と5人増加した。
- ㉔ 平成24年は、260件の事故が発生し、前年より33件増加したものの、傷者は85人と3人減少した。

- ②⑤ 平成25年は、210件の事故が発生し、前年より50件減少し、傷者は52人と33人減少した。
- ②⑥ 平成26年は、187件の事故が発生し、前年より23件減少したものの、傷者は76人と24人増加した。
- ②⑦ 平成27年は、167件の事故が発生し、前年より20件減少し、傷者は60人と16人減少した。

5. LPガス事故防止対策・施策

平成7年1月の「LPガス保安対策の在り方研究会中間報告」においては、「保安高度化目標」の1つとして「2000年末までに、B級以上の事故を撲滅すること及び一般消費者等が安心してLPガスを利用できるシステムを構築すること」が提言され、また、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会報告」においても同目標が提言されている。さらに平成9年9月に同部会に「保安高度化分科会」が設置され、「CO中毒事故総合保安対策」を決定し、この保安対策の一環として、同年10月から平成11年9月末日まで「液化石油ガス燃焼器具の一斉点検」が実施された。平成10年5月に第2回同分科会を開催し、埋設管に係る事故防止対策等が示され、それに基づき埋設管の自主点検・調査等を実施している。

平成12年2月第3回同分科会を開催し、CO中毒事故総合保安対策及び埋設管事故防止の実施状況について報告が行われ、「燃焼器具交換誘導事業」及び「埋設管点検事業」が引き続き実施された。

また、平成12年12月20日に高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会が開催され、以下の「保安高度化プログラム」が提言された。

○ 保安高度化プログラム

可及的速やかにB級事故を撲滅するとともに、一般消費者等が安心してLPガスを利用できるシステムを構築することが必要であり、このため、次に掲げる対策についてそれぞれの目標年度を念頭に置きつつ、産官民一体となって重点的に取り組むべきである。

なお、保安高度化プログラムについては、定期的にフォローアップを行い、必要に応じ見直しを行うこととする。

1. CO中毒事故防止対策

CO中毒事故の多くは、不完全燃焼防止装置が付いていない湯沸器又はふろがまの排気筒の不具合等により発生していることから、不完全燃焼防止装置に関する対策及び排気筒の不具合を防止する対策を充実する必要がある。

(1) 燃焼器具等の交換の徹底

不完全燃焼防止装置が付いていない燃焼器具等に対する交換誘導事業を引き続き推進することとし、平成14年度中に燃焼器具等の交換を完了することを目指す。

(2) 排気筒等の材料基準の見直しの検討

現在、ふろがま等に設置される排気筒又は給排気部については、再使用する場合のみ材料に関する基準を設けているが、新設時の材料に関する基準の設定について、平成13年度中を目途に検討を行う。

また、構造的に排気筒等の取り替えが不可能な場合は、CO警報器等の設置の促進を図る。

(3) その他

CO中毒事故を防止するため、保安確保機器等の技術開発、販売事業者等に対する保安教育及び一般消費者等に対する保安啓発等を引き続き行う。

2. 埋設管事故防止対策

特定施設（集合住宅、学校、病院等）における腐食等による事故が依然として多く発生していることから、これら施設を対象とした埋設管の点検等維持管理の徹底等の対策を充実する必要がある。

(1) 埋設管の点検等維持管理の徹底

重大な事故につながりやすい集合住宅、学校、病院等について自主点検・調査を引き続き推進し、平成13年度中を目途に全ての対象施設の点検調査を完了することを目指す。点検調査の結果、腐食等が認められた場合は、保安確保に万全を期すため、将来の事故予防の観点から、交換又は漏えい検知装置の設置などを推進する。

(2) 埋設管の点検方法の見直し

埋設管の点検をより確実なものとするため、腐食測定装置を用いるより簡便な点検方法等を技術基準上の例示基準に追加すべく平成13年度中を目途に検討を行う。

(3) その他

埋設管事故を防止するため、埋設管寿命予測等の技術開発、販売事業者等に対する保安教育及び一般消費者等に対する保安啓発等を引き続き行う。

3. ガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策

安全器具では防止できないヒューマンエラーが多数発生していることから、ガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策として消費者操作ミス防止、工事ミス防止、設備の維持・管理の3分野において対策を充実する必要がある。

(1) 消費者操作ミスに係る事故防止対策

消費者操作ミスに係る事故を防止するため、最近の情報通信技術の進展を踏まえ、消費者と直結した保安啓発活動の方策を平成14年度中を目途に整備する。具体的には、各都道府県エルピーガス協会に置かれている消費者相談員保安専門技術者、有識者等と消費者との間で、インターネット等の通信手段を活用するなど双方向の情報ネットワークを構築し、消費者に対する適切な情報やアドバイスの提供、保安に関する意見交換等を通じ、消費者の保安意識の一層の高揚等を図る。

また、高齢化社会に対応した保安確保の在り方について、平成14年度中を目途に検討を行う。

(2) 工事ミスに係る事故防止対策

工事ミスに係る事故を防止するため、配管工事に係るガス漏えい防止措置に関する規定の整備等技術基準の見直しを平成13年度中を目途に検討を行う。

また、液化石油ガス設備士の資質を向上させるための対策を講ずる。

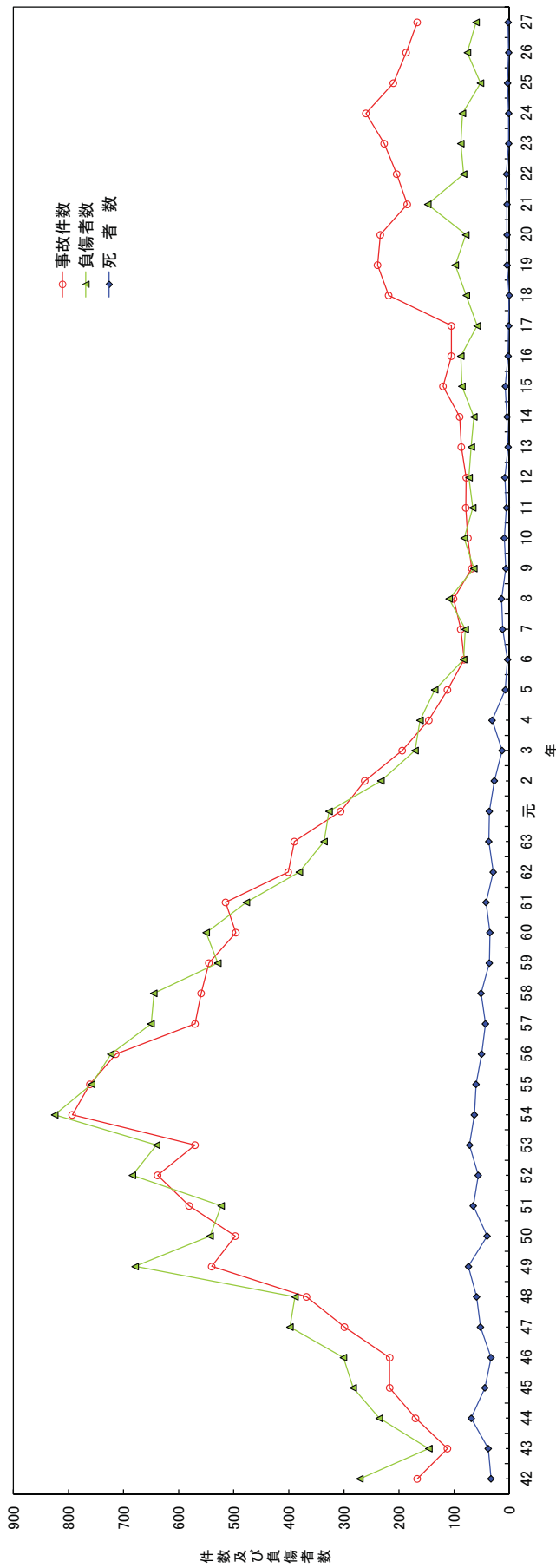
(3) 設備維持・管理不良に係る事故防止対策

設備の維持・管理不良による事故を防止するため、販売事業者において組織的な安全対策、保安教育の徹底及び内部監査体制の整備等を図る。

(4) その他

ガス漏えい事故を防止するため、質量販売対応型安全機器の技術開発、パンフレット等による一般消費者等に対する保安啓発等を引き続き行う。

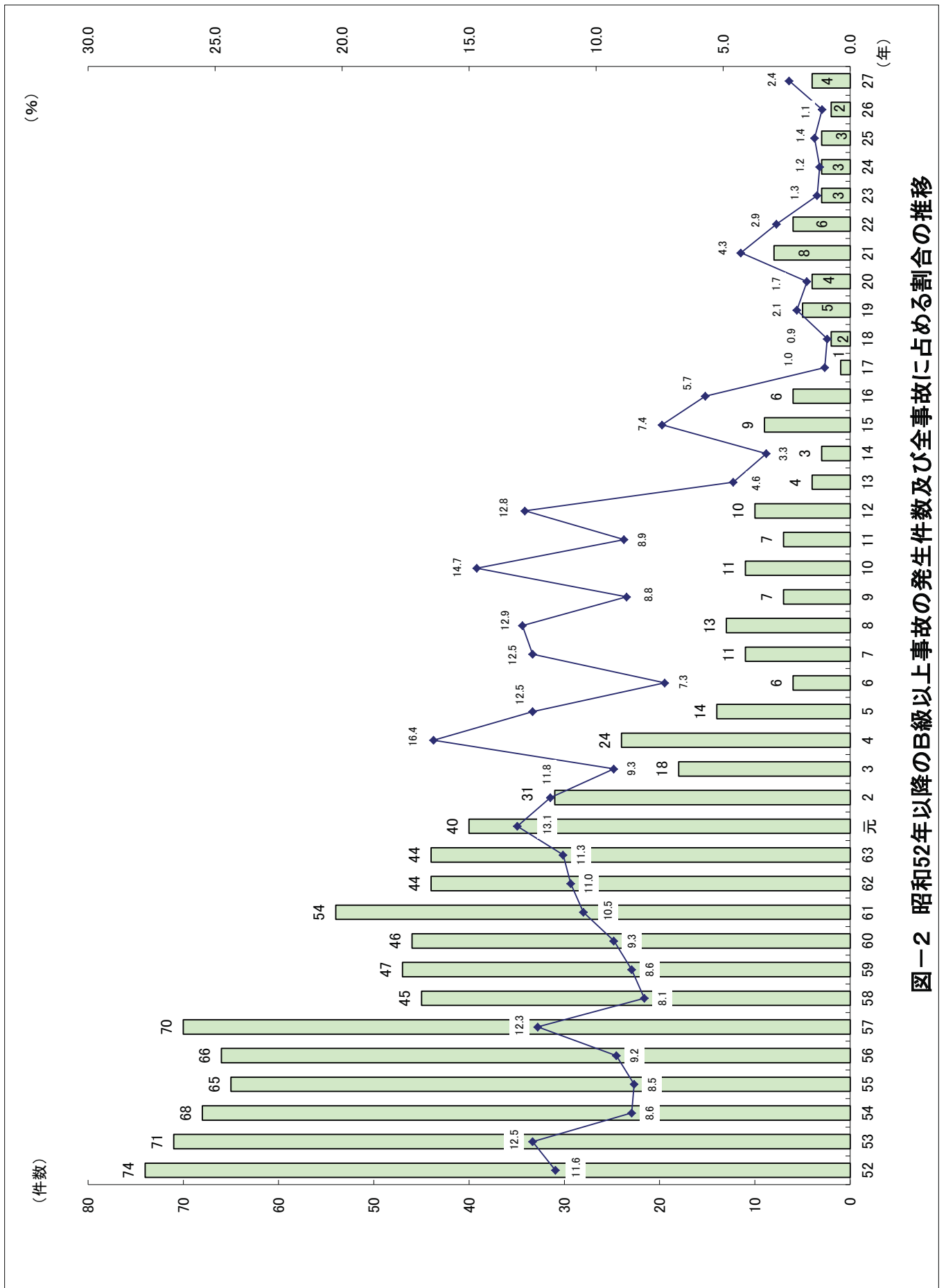
なお、平成13年度以降の主要なLPガス事故防止対策・施策については、表19を参照。



年	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
事故件数	167	112	170	217	217	299	368	540	497	581	638	570	793	761	714	570	559	545	496	515	401	390	306	262	194	146	112	82	88	101	68	75	79	78	87	90	120	105	105	219	239
対前年比(%)	34	▲33	52	28	0	38	23	47	▲8	17	10	▲11	28	▲4	▲6	▲3	▲2	▲3	▲9	4	▲22	▲3	▲22	▲14	▲25	▲23	▲27	7	15	▲33	10	5	▲2	12	3	33	▲13	0	109	9	
死者数	33	38	69	44	33	52	59	74	40	65	56	72	63	60	50	43	51	36	42	29	37	36	27	13	31	7	3	12	14	6	9	5	8	2	4	7	2	1	0	4	
負傷者数	271	146	236	283	301	398	389	679	543	523	684	640	825	758	723	650	645	529	477	381	336	327	233	171	162	135	83	80	109	64	82	66	73	69	64	86	88	58	78	98	

年	20	21	22	23	24	25	26	27
事故件数	234	185	204	227	260	210	187	167
対前年比(%)	▲2	▲21	10	11	15	▲19	▲11	▲11
死者数	4	4	5	1	1	3	1	2
負傷者数	79	148	83	88	85	52	76	60

図一1 年別事故件数及び死傷者数の推移



図一2 昭和52年以降のB級以上事故の発生件数及び全事故に占める割合の推移

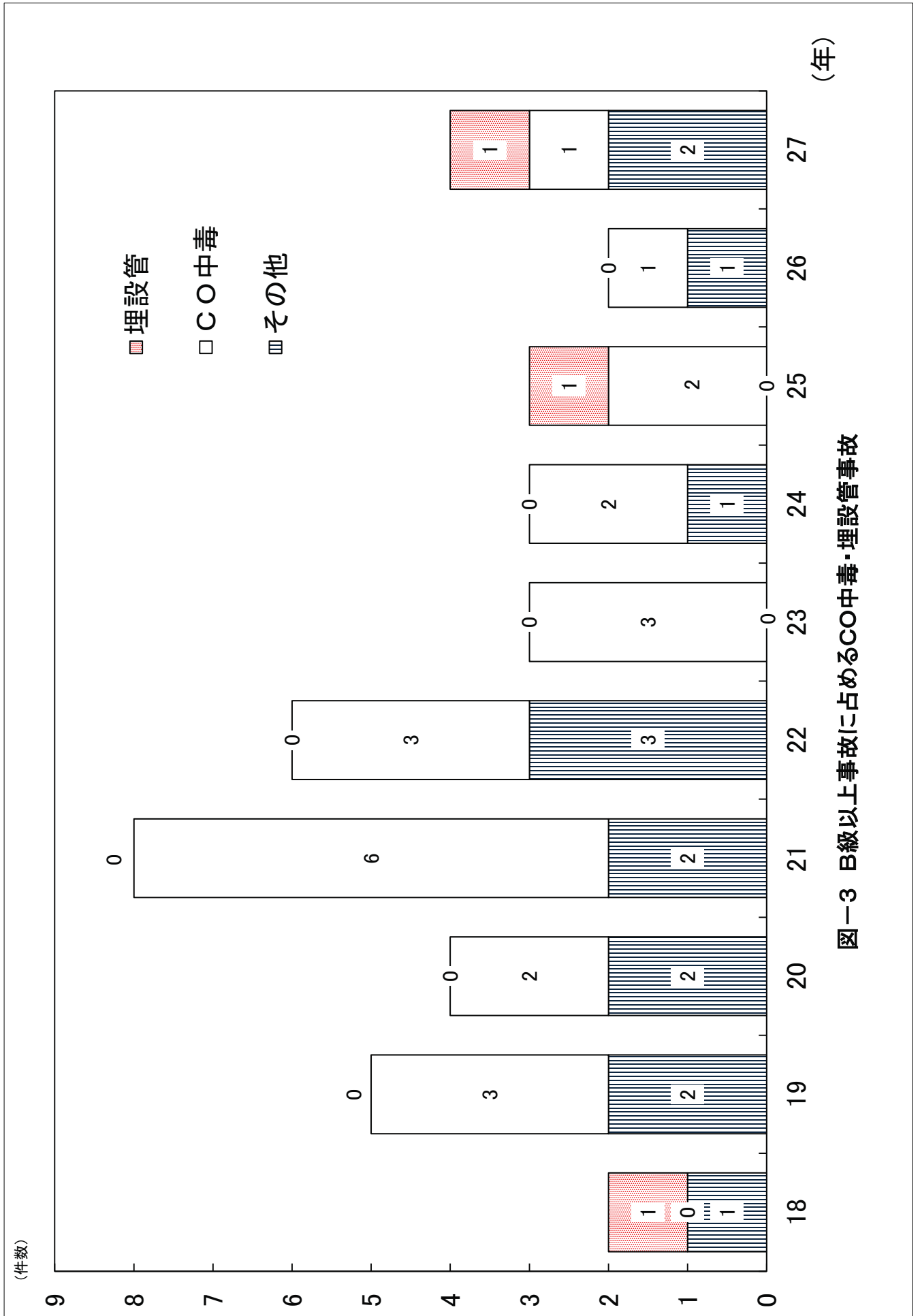


図-3 B級以上事故に占めるCO中毒・埋設管事故

表一1 B級以上事故の現象別件数及び死者数

現象	18年		19年		20年		21年		22年		23年		24年		25年		26年		27年	
	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者
C O 中毒	—	—	3	2	2	2	6	3	3	3	3	1	2	1	2	2	1	1	1	0
漏洩爆発(火災)	1	0	2	2	2	2	2	1	3	2	0	0	1	0	0	0	1	0	2	1
内埋設管	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他(酸欠等)	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	1	1
内埋設管	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—
合計	2	0	5	4	4	4	8	4	6	5	3	1	3	1	3	3	2	1	4	2

表-2 B級以上事故の漏洩等発生箇所別件数

項目	年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
容 器		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
容器バルブ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
充てん設備		-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
調 整 器		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヘッダー		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高圧ホース		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
ガスメータ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他機器		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
供 給 管		1	-	-	-	-	-	-	1	-	1
内埋設管		1	-	-	-	-	-	-	1	-	1
配 管		-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
内埋設管		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
末端ガス栓		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
室内ゴム管		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
こ ん ろ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
炊 飯 器		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レ ン ジ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オーブン		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
瞬間湯沸器		-	1	-	1	-	1	1	-	-	-
ふろがま		-	1	-	-	-	-	-	1	1	-
ストーブ		-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
業務用燃焼器		-	1	2	4	2	1	1	1	-	1
その他の燃焼器		-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	1	1	-	-	-	-
不 明		-	1	1	1	2	-	-	-	-	1
合 計		2	5	4	8	6	3	3	3	2	4

表-3 消費設備に係る安全器具設置先事故発生状況

項目	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
全事故件数	219	239	234	185	204	227	260	210	187	167
消費設備に係る事故件数	81	129	136	102	131	126	124	109	96	94
消費設備に係る安全器具設置先事故発生件数	44	42	43	35	47	28	47	41	27	29
うち B級事故件数	0	1	1	2	2	0	1	1	0	1
うち CO中毒事故件数	0	0	1	2	1	0	1	1	0	1

表-4 CO中毒事故（酸欠事故は除く）年別事故件数及び死症者数

項目	年										
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
件数	5	11	6	14	8	10	8	4	3	4	
内B級以上事故	0	3	2	6	3	3	2	2	1	1	
死者(人)	0	2	2	3	3	1	1	2	1	0	
症者(人)	13	29	8	85	16	32	37	4	4	12	
内B級以上事故	0	9	0	65	7	16	23	1	0	7	

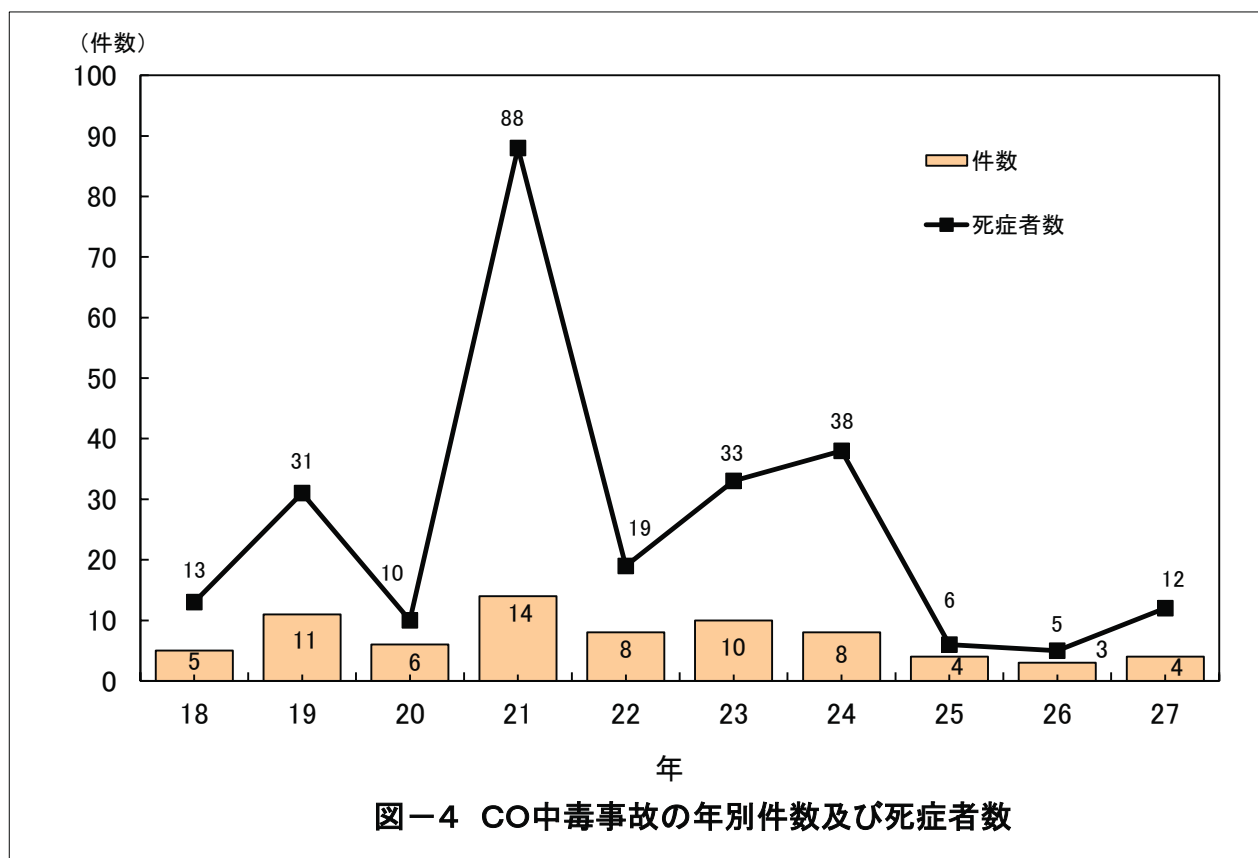


表-5 CO中毒事故の燃焼器具別発生件数

燃焼器具		年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	合計
瞬間湯沸器	開放式		1	1	0	0	0	2	1	0	0	0	5 (6.8)
	CF式		1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3 (4.1)
	FE式		1	0	0	2	0	1	1	0	0	0	5 (6.8)
	RF式		1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	4 (5.5)
	計		4	3	1	2	0	3	2	0	1	1	17 (23.3)
ふろがま	CF式		0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	3 (4.1)
	FE式		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
	BF式		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1 (1.4)
	RF式		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1 (1.4)
	計		0	1	2	0	0	0	0	1	1	0	5 (6.8)
	ストーブ		0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2 (2.7)
	その他 (業務用燃焼器等)		1	6	3	12	7	7	6	3	1	3	49 (67.1)
	合計		5	11	6	14	8	10	8	4	3	4	73

表-6 CO中毒事故の燃焼器具別原因別件数
(平成18年～平成27年)

原因		排気設備等						燃焼状態等		その他	不明	合計	
		排気筒未設置	鳥の巣等による閉塞	ずれ・外れ又は腐食等	排気ファンの電源切り等	排気筒不良(基準不適合)等	排気筒トップ異常(逆設置等)	屋内設置(RF式)	長時間使用・換気不良				燃焼器具不良
燃焼器具													
瞬間湯沸器	開放式(5号以下)	0	0	1	1	0	0	0	3	0	0	0	5
	CF式	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1(1)	0	3(1)
	FE式	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	1	5
	RF式	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	4
	計	0	0	2	1	1	0	1	6	2	2(1)	2	17(1)
ふろがま	CF式	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	3
	FE式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	BF式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	RF式	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	計	0	0	1	0	1	0	1	0	1	1	0	5
ストーブ		0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
その他(業務用燃焼器等)		0	1	2	4(1)	5	1	0	21	5	6(2)	4	49(3)
合計		0	1	5	5(1)	8	1	2	28	8	9(3)	6	73(4)

注) ()内は平成27年の発生件数で内数

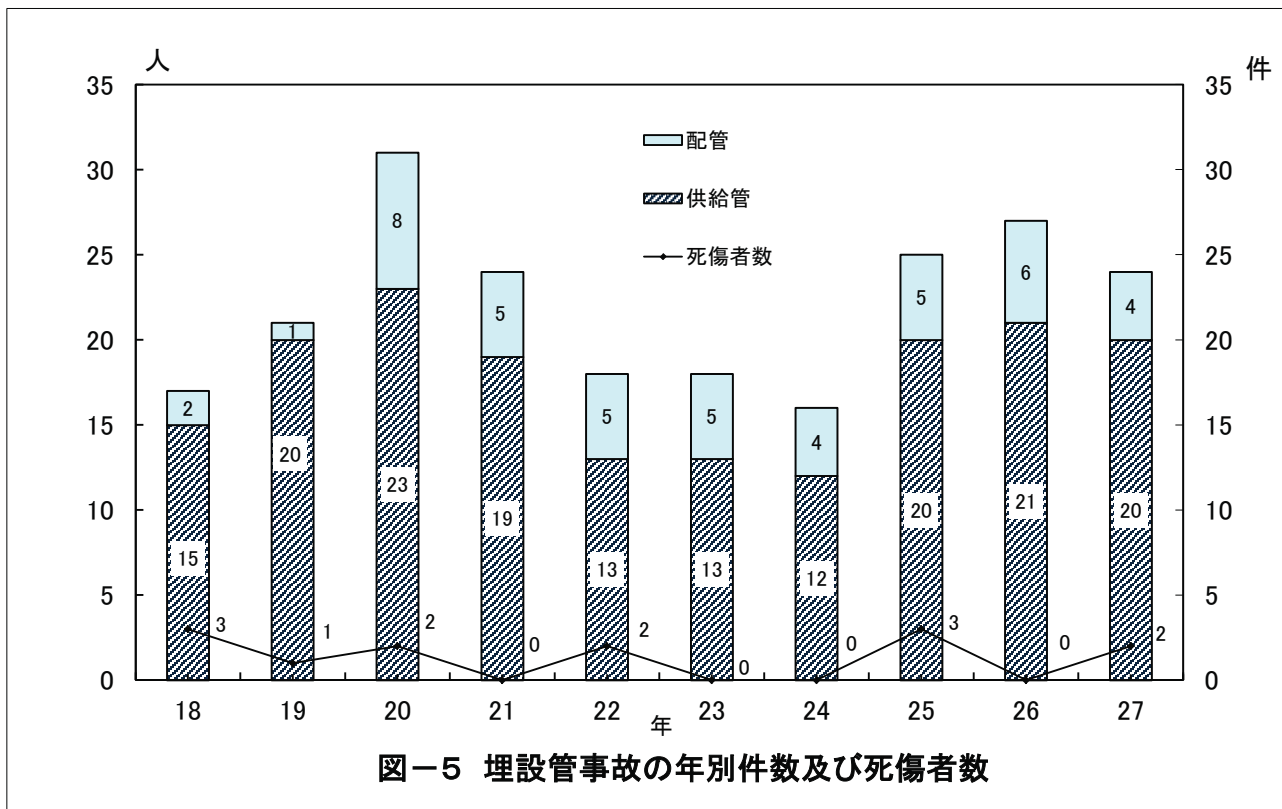
表一七 CO中毒事故の燃焼器具別件数、死症者数及び1件当たりの死症者数
(平成18年～平成27年)

燃焼器具		件数	死症者数		1件当たりの死症者数		
			死者	症者	死者	症者	死症者
瞬間湯沸器	開放式 (5号以下)	5	2	7	0.40	1.40	1.80
	C F 式	3 (1)	0	6 (1)	0.00 0.00	2.00 1.00	2.00 1.00
	F E 式	5	2	9	0.40	1.80	2.20
	R F 式	4	1	8	0.25	2.00	2.25
	計	17 (1)	5	30 (1)	0.29 (0.00)	1.76 (1.00)	2.06 (1.00)
ふろがま	C F 式	3	2	1	0.67	0.33	1.00
	F E 式	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	B F 式	1	0	1	0.00	1.00	1.00
	R F 式	1	1	0	1.00	0.00	1.00
	型式不明	0	0	0	0.00	0.00	0.00
計	5	3	2	0.60	0.40	1.00	
ストーブ	2	2	1	1.00	0.50	1.50	
その他 (業務用燃焼器等)	49 (3)	5	207 (11)	0.10 (0.00)	4.22 (3.67)	4.33 (3.67)	
合計	73 (4)	15	240 (12)	0.21 (0.00)	3.29 (3.00)	3.49 (3.00)	
CO中毒事故以外の 爆発・火災事故等	2059 (163)	10 (2)	607 (48)	0.00 (0.01)	0.29 (0.29)	0.30 (0.31)	
全事故	2132 (167)	25 (2)	847 (60)	0.01 (0.01)	0.40 (0.36)	0.41 (0.37)	

注) ()内は平成27年の件数及び死症者数(内数)並びに1件当たりの死症者数

表-8 埋設管事故の年別件数及び死傷者数

項目	年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
	件数		17	21	31	24	18	18	16	25	27
うちB級事故		1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
死者(人)		0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
傷者(人)		3	1	2	0	2	0	0	2	0	1
うちB級事故		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0



表－9 埋設管に係る年別漏洩等発生箇所別原因別件数

		年										
漏洩等 発生箇所	漏洩原因	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	合計
供給管	損傷	13	15	17	14	11	10	8	18	13	15	134
	他工事業者	12	11	15	10	9	6	6	13	10	12	104
	消費者による	0	2	1	1	0	0	1	0	0	0	5
	地盤沈下	1	0	0	1	2	2	0	0	1	1	8
	その他	0	2	1	2	0	2	1	5	2	2	17
	腐食・劣化	1	5	6	5	1	3	4	2	6	3	36
	その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
	接続不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	工事中酸欠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	不明	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	3
	計	15	20	23	19	13	13	12	20	21	20	176
配管	損傷	1	1	4	1	3	3	2	2	4	0	21
	他工事業者	0	1	3	1	3	2	2	1	4	0	17
	消費者による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地盤沈下	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3
	その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	腐食・劣化	1	0	3	3	2	1	2	2	2	4	20
	その他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	不明	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	3
	計	2	1	8	5	5	5	4	5	6	4	45
合計	損傷	14	16	21	15	14	13	10	20	17	15	155
	他工事業者	12	12	18	11	12	8	8	14	14	12	121
	消費者による	0	2	1	1	0	0	1	0	0	0	5
	地盤沈下	2	0	1	1	2	3	0	0	1	1	11
	その他	0	2	1	2	0	2	1	6	2	2	18
	腐食・劣化	2	5	9	8	3	4	6	4	8	7	56
	その他	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	4
	接続不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	工事中酸欠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	その他	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	9
	不明	0	0	1	1	1	0	0	1	2	0	6
	合計	17	21	31	24	18	18	16	25	27	24	221

表-10 質量販売先における事故発生件数

項目 \ 年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
件数	8 (0)	14 (2)	16 (1)	10 (0)	11 (1)	10 (0)	10 (0)	7 (0)	11 (1)	6 (1)
50kg容器	1 -	4 (1)	0 -	1 -	0 -	0 -	1 -	2 -	1 -	0 -
20kg容器	2 -	1 (1)	2 -	2 -	1 -	2 -	1 -	0 -	2 (1)	3 (1)
10kg容器	2 -	2 -	3 -	1 -	5 (1)	1 -	2 -	1 -	2 -	2 -
8kg容器	1 -	4 -	3 -	2 -	3 -	4 -	4 -	0 -	4 -	1 -
5kg容器	2 -	2 -	6 -	3 -	2 -	2 -	2 -	4 -	1 -	0 -
2kg容器	0 -	1 -	1 (1)	1 -	0 -	1 -	0 -	0 -	0 -	0 -
その他	0 -	0 -	1 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	1 -	0 -

()内はB級事故で内数

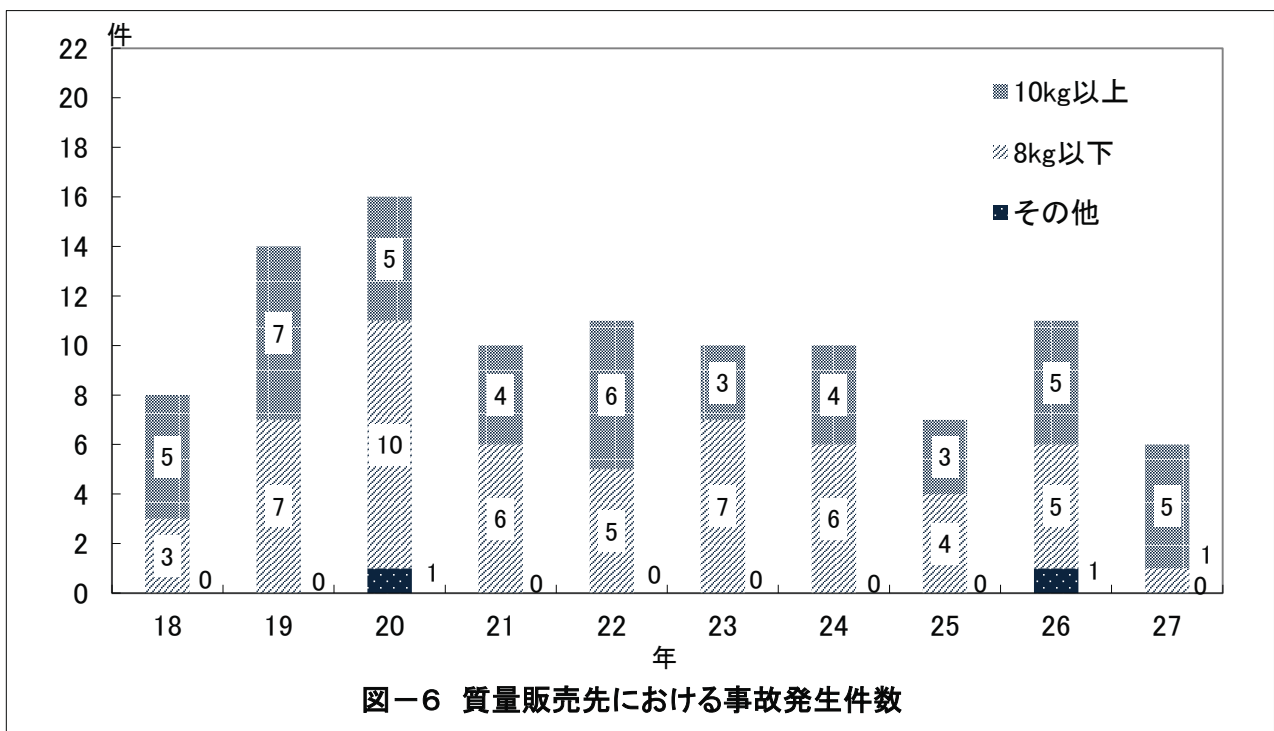


表-11 原因者別事故件数

原因者	年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
	一般消費者等		23	66	77	49	83	66	78	77	59
一般消費者等及び販売事業者		16	16	4	8	7	10	11	3	6	4
販売事業者		28	65	62	38	33	31	33	25	16	22
設備工事事業者及び販売事業者等		1	0	0	0	0	0	0	3	3	0
保安機関(認定調査機関)及び販売事業者等		0	0	0	0	0	2	0	1	5	2
配送センター及び販売事業者等		0	0	0	0	0	9	1	2	0	0
設備工事事業者		7	7	5	6	5	2	3	5	3	1
充てん事業者		1	2	3	3	2	0	3	1	1	0
配送センター		2	0	0	0	0	0	4	1	2	0
器具メーカー		14	23	14	10	7	2	6	3	1	4
自然災害(雪害等)		81	6	11	7	7	53	64	40	40	31
その他		28	32	27	24	25	26	31	31	34	32
他工事事業者		15	18	19	16	17	13	23	18	19	16
動物(ねずみ等)		1	1	1	0	0	0	0	0	1	1
その他		12	13	7	8	8	13	8	13	14	15
不明		18	22	31	40	35	26	26	18	17	13
合計		219	239	234	185	204	227	260	210	187	167

表-12 年別・建物用途別事故件数

項目 \ 年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
一般住宅	100	95	95	63	75	80	97	77	71	69
共同住宅	58	58	61	41	56	60	75	54	48	30
旅館	6	4	4	1	2	4	3	2	2	0
飲食店	18	31	28	43	25	28	22	39	23	24
学校	3	7	4	3	10	7	10	5	4	5
病院	0	4	2	1	1	0	1	3	1	2
工場	0	2	1	3	4	1	5	2	1	3
事務所	7	3	4	3	2	2	7	0	5	1
道路下(側溝含む)	0	2	4	2	0	0	2	4	2	3
その他	27	33	31	25	29	45	38	24	30	30
合計	219	239	234	185	204	227	260	210	187	167

表-13 現象別事故件数

項目 \ 年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
漏えい	137	113	115	84	76	116	160	113	98	87
漏えい爆発(火災)	70	64	53	45	60	55	48	48	59	43
火災(爆発を除く)	6	51	60	42	60	45	44	43	27	31
CO中毒・酸欠	6	11	6	14	8	11	8	6	3	6
合計	219	239	234	185	204	227	260	210	187	167

表-14 漏洩等発生箇所別事故件数

項目 \ 年		18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
供給設備	容器	5	6	5	6	8	4	6	4	4	2
	容器バルブ	3	7	9	12	4	3	4	2	3	0
	高圧ホース	8	17	18	5	12	18	15	15	9	11
	ヘッダー	7	0	4	2	1	0	0	2	0	2
	調整器	60	22	21	14	9	28	43	31	20	19
	バルク貯槽	8	14	4	4	3	5	6	1	9	4
	供給管	33	35	28	30	27	40	48	43	45	30
	内埋設管	15	20	23	19	13	13	12	20	21	20
	ガスメーター	4	1	4	2	2	0	5	1	0	2
	その他機器	3	5	1	4	3	1	5	0	0	0
計	131	107	94	79	69	99	132	99	90	70	
消費設備	配管	14	7	15	11	14	30	32	17	24	21
	内埋設管	2	1	8	5	5	5	4	5	6	4
	末端ガス栓	11	18	22	11	14	18	18	11	10	11
	金属フレキ管	3	4	4	4	7	5	7	5	7	6
	低圧ホース	2	2	9	4	5	8	2	9	0	4
	室内ゴム管	10	9	6	8	16	5	7	7	5	12
	こんろ	3	13	10	7	11	6	5	3	9	3
	炊飯器	0	2	1	1	2	1	0	0	0	0
	レンジ	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	オーブン	1	2	2	2	1	0	0	4	0	0
	瞬間湯沸器	11	5	7	7	6	11	6	2	3	3
	ふろがま	9	32	27	17	22	16	17	20	14	12
	ストーブ	0	3	1	0	5	1	1	0	1	0
	業務用燃焼器	8	28	29	24	28	24	20	29	23	19
	その他の燃焼器	0	1	0	4	0	0	4	2	0	1
その他	9	2	2	2	0	1	5	0	0	2	
計	81	129	136	102	131	126	124	109	96	94	
充てん設備	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	
その他	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	
不明	4	1	2	3	4	2	4	2	1	2	
合計	219	239	234	185	204	227	260	210	187	167	

表-15 原因別事故件数

項目		年									
		18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
接 続 不 良		23	48	44	24	23	23	27	12	14	17
腐 食 ・ 損 傷		34	59	72	60	56	80	81	68	56	52
故 障 ・ 不 具 合		2	37	16	16	10	2	6	3	1	7
誤 操 作	未使用末端閉止弁	1	12	13	7	10	15	15	10	6	8
	燃焼器具未設続	3	2	1	2	3	2	2	1	0	0
燃焼器具の過熱		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃 焼 器 具	点 火 ミ ス	12	25	15	12	31	19	20	36	33	21
	立 消 え	1	1	0	1	0	0	0	0	1	1
弁・栓等不完全閉止、 閉め忘れ		3	7	22	12	13	4	6	8	6	5
給 排 気 設 備 不 良		2	2	1	2	2	4	2	0	1	0
燃焼不良及び換気不良		5	9	7	10	7	2	5	4	2	2
雪 害 等 の 自 然 災 害		81	6	11	7	7	53	64	40	40	31
そ の 他		44	16	13	13	7	6	14	12	13	14
不 明		7	15	19	19	35	17	18	16	14	9
計		219	239	234	185	204	227	260	210	187	167

表-16 年別漏洩等発生箇所別原因別件数

(1) 供給設備関係

漏洩等発生箇所	原因	年										合計	
		18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年		
容器	損傷	1	1	0	0	0	1	3	2	2	0	10	
	腐食・劣化	2	0	5	3	4	2	2	2	1	1	22	
	その他、不明	2	5	0	3	4	1	1	0	1	1	18	
	計	5	6	5	6	8	4	6	4	4	2	50	
容器バルブ	機器等接続不良	0	3	5	3	1	1	0	0	0	0	13	
	損傷	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	4	
	バルブ閉め忘れ、 不完全閉止	0	0	1	1	3	1	0	0	0	0	6	
	その他、不明	1	3	3	8	0	0	4	2	3	0	24	
計	3	7	9	12	4	3	4	2	3	0	47		
高圧ホース	機器等接続不良	2	11	13	2	7	9	8	2	3	3	60	
	損傷	3	1	3	1	2	5	4	9	3	3	34	
	腐食・劣化	3	2	1	1	3	1	1	2	0	0	14	
	その他、不明	0	3	1	1	0	3	2	2	3	5	20	
計	8	17	18	5	12	18	15	15	9	11	128		
調整器	接続不良	4	6	2	4	0	4	3	0	1	1	25	
	損傷	49	2	8	5	5	20	32	26	17	16	180	
	腐食・劣化	4	5	4	2	1	2	3	2	2	0	25	
	故障	1	6	5	1	0	2	3	1	0	0	19	
	その他、不明	2	3	2	2	3	0	2	2	0	2	18	
計	60	22	21	14	9	28	43	31	20	19	267		
バルク貯槽	弁開放等	3	2	1	1	1	2	4	1	3	2	20	
	工事ミス	2	2	1	1	1	2	1	0	0	1	11	
	その他、不明	3	10	2	2	1	1	1	0	6	1	27	
計	8	14	4	4	3	5	6	1	9	4	58		
供給管	埋設	接続不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		損傷	14	14	17	14	9	10	8	18	15	16	135
		腐食・劣化	1	5	6	5	1	3	4	2	5	3	35
		その他、不明	0	1	0	0	3	0	0	0	1	1	6
	計	15	20	23	19	13	13	12	20	21	20	176	
	露出・その他	接続不良	1	5	1	1	0	1	5	1	2	1	18
		損傷	14	5	1	5	5	25	30	19	21	6	131
		腐食・劣化	0	3	2	3	2	1	1	2	0	3	17
		その他、不明	3	2	1	2	7	0	0	1	1	0	17
	計	18	15	5	11	14	27	36	23	24	10	183	
小計	33	35	28	30	27	40	48	43	45	30	359		
ガスメーター	機器等接続不良	2	1	3	2	2	0	2	0	0	0	12	
	損傷	1	0	1	0	0	0	3	0	0	1	6	
	その他、不明	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3	
計	4	1	4	2	2	0	5	1	0	2	21		
その他		10	5	5	6	4	1	5	2	0	2	40	
合計		131	107	94	79	69	99	132	99	90	70	970	

(2)消費設備関係

漏洩等発生箇所		年										合計	
		18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年		
配管	埋設	原因											
		接続不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		腐食・劣化	0	0	3	3	2	1	2	2	2	2	17
		その他、不明	2	1	5	2	3	4	2	3	4	2	28
	計	2	1	8	5	5	5	4	5	6	4	45	
	露出・その他	接続不良	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3
		損傷	9	1	1	1	5	15	23	4	10	12	81
		腐食・劣化	1	3	5	5	3	6	3	5	3	3	37
		その他、不明	1	1	1	0	1	4	2	3	4	2	19
	計	12	6	7	6	9	25	28	12	18	17	140	
小計	14	7	15	11	14	30	32	17	24	21	185		
末端ガス栓	ゴムの接続不良	1	0	5	0	1	0	0	0	1	1	9	
	未使用側の誤開放	5	11	10	7	9	15	11	9	5	7	89	
	弁の不完全閉止等	1	2	2	1	0	0	1	1	0	1	9	
	その他、不明	4	5	5	3	4	3	6	1	4	2	37	
	計	11	18	22	11	14	18	18	11	10	11	144	
金属フレキ	損傷	1	2	2	1	3	2	2	1	1	2	17	
	接続不良	2	2	2	2	3	2	1	2	2	2	20	
	腐食・劣化	0	0	0	0	0	1	3	2	3	2	11	
	その他、不明	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	4	
計	3	4	4	4	7	5	7	5	7	6	52		
低圧ホース	接続不良	1	2	5	3	2	6	2	2	0	1	24	
	劣化	0	0	1	1	1	1	0	1	0	2	7	
	器具未接続	0	0	1	0	1	0	0	2	0	1	5	
	その他、不明	1	0	2	0	1	1	0	4	0	0	9	
計	2	2	9	4	5	8	2	9	0	4	45		
ゴム管	接続不良	5	5	2	2	3	0	4	0	3	6	30	
	損傷	3	3	4	3	2	3	2	2	1	2	25	
	腐食・劣化	0	1	0	2	6	1	1	2	0	1	14	
	器具未接続	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0	5	
	その他、不明	0	0	0	0	3	1	0	3	1	3	11	
計	10	9	6	8	16	5	7	7	5	12	85		
燃器	こんろ	点火ミス、立消え	0	5	0	3	3	1	1	2	4	2	21
		栓の不完全閉止等	0	1	4	3	0	3	0	0	0	0	11
		過熱	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		その他、不明	3	6	6	1	8	2	4	1	5	1	37
	計	3	13	10	7	11	6	5	3	9	3	70	
	瞬間湯沸器	給排気設備不良	2	0	0	0	0	4	1	0	0	1	8
		燃焼不足、換気不良	3	3	0	1	1	2	1	0	1	0	12
		点火ミス、立消え	1	0	0	1	1	1	0	0	1	0	5
		その他、不明	5	2	7	5	4	4	4	2	1	2	36
	計	11	5	7	7	6	11	6	2	3	3	61	
ふろがま	給排気設備不良等	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	4	
	点火ミス、立消え	5	8	5	6	16	13	12	14	12	10	101	
	過熱	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	
	栓の不完全閉止等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他、不明	3	23	21	11	5	3	5	5	1	2	79	
計	9	32	27	17	22	16	17	20	14	12	186		
ストーブ	給排気設備不良	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	
	点火ミス、立消え	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
	栓の不完全閉止等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他、不明	0	2	1	0	3	1	1	0	1	0	9	
	計	0	3	1	0	5	1	1	0	1	0	12	
業務用燃焼器具	8	28	29	24	28	24	20	29	23	19	232		
その他	1	6	4	7	3	1	4	6	0	1	33		
小計	32	87	78	62	75	59	53	60	50	38	594		
その他	9	2	2	2	0	1	5	0	0	2	23		
合計	81	129	136	102	131	126	124	109	96	94	1128		

(3) その他、不明等

	年											
	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	合計	
充てん設備	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5
その他	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	4
漏洩発生箇所等不明なもの	4	1	2	3	4	2	4	2	1	2	25	

総合計	年										
	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	合計
事故発生件数 (件)	219	239	234	185	204	227	260	210	187	167	2132
死者数 (人)	0	4	4	4	5	1	1	3	1	2	25
負傷者数 (人)	78	98	79	148	83	88	85	52	76	60	847

表-17 都道府県別事故件数及び消費世帯百万戸当たりの事故件数

都道府県別事故件数

都道府県別消費世帯百万戸当たりの事故件数

経済局	年 県別	22年	23年	24年	25年	26年	5年間 平均 22~26年	27年	消費者戸数	22年	23年	24年	25年	26年	5年間 平均 22~26年	27年
		北海道	北海道	16	29	58	26	26		31.0	19	1,461,888	11.4	19.2	38.8	17.4
東北	青森	3	7	22	15	14	12.2	4	344,615	8.0	14.9	47.4	42.3	40.2	30.6	11.6
	秋田	5	3	7	3	0	3.6	4	218,510	20.4	10.7	25.1	13.1	0.0	13.8	18.3
	山形	0	7	14	6	4	6.2	6	260,192	0.0	21.5	43.5	22.3	15.1	20.5	23.1
	岩手	2	22	3	2	2	6.2	1	331,201	5.6	50.6	7.2	6.0	6.0	15.1	3.0
	宮城	8	0	3	5	3	3.8	4	802,039	10.3	0.0	5.5	6.5	3.9	5.2	5.0
	福島	2	7	1	10	6	5.2	9	441,314	4.2	11.8	1.7	22.6	13.7	10.8	20.4
関東	栃木	5	2	6	2	2	3.4	3	366,124	11.6	3.4	10.3	5.0	5.3	7.1	8.2
	茨城	10	8	10	3	3	6.8	2	452,209	18.0	9.7	12.4	6.1	6.2	10.5	4.4
	群馬	3	0	2	6	4	3.0	0	427,912	6.0	0.0	3.3	13.2	8.9	6.3	0.0
	埼玉	8	8	12	17	20	13.0	11	1,309,102	5.5	5.8	8.9	12.4	14.8	9.5	8.4
	東京	13	15	11	8	8	11.0	9	2,328,032	6.4	26.2	19.7	3.7	3.7	11.9	3.9
	千葉	10	9	5	8	8	8.0	3	597,911	15.6	11.2	6.3	12.9	12.8	11.8	5.0
	神奈川	15	11	21	17	15	15.8	12	913,023	15.2	8.8	16.9	17.8	16.2	15.0	13.1
	新潟	3	8	7	10	4	6.4	4	262,891	10.8	28.6	25.5	32.8	14.9	22.5	15.2
	長野	2	8	6	5	6	5.4	6	549,291	3.4	12.0	7.6	8.8	10.8	8.5	10.9
	山梨	1	0	2	1	2	1.2	0	188,578	4.6	0.0	6.5	5.0	10.4	5.3	0.0
	静岡	4	2	3	2	1	2.4	2	684,953	5.8	2.4	3.8	2.8	1.4	3.2	2.9
中部	愛知	11	6	4	6	1	5.6	6	1,194,267	7.8	5.8	3.9	4.9	0.8	4.7	5.0
	岐阜	3	2	1	4	2	2.4	7	529,424	5.3	3.2	1.6	7.4	3.8	4.3	13.2
	三重	1	2	2	1	2	1.6	2	348,354	2.4	3.8	3.9	2.8	5.6	3.7	5.7
	富山	4	1	0	1	1	1.4	2	221,910	16.2	3.8	0.0	4.4	4.4	5.8	9.0
	石川	6	3	1	1	3	2.8	0	281,359	19.7	9.6	3.3	3.5	10.6	9.3	0.0

都道府県別事故件数

都道府県別消費世帯百万戸当たりの事故件数

経済局	年 県別	22年	23年	24年	25年	26年	5年間 平均 22~26年	27年	消費者戸数	22年	23年	24年	25年	26年	5年間 平均 22~26年	27年
近畿	福井	1	3	3	2	0	1.8	2	165,258	5.3	14.1	14.5	11.5	0.0	9.1	12.1
	滋賀	2	3	4	1	1	2.2	1	192,657	13.8	10.0	13.6	5.1	5.1	9.5	5.2
	京都	2	3	0	4	2	2.2	4	190,665	9.5	12.2	0.0	19.9	10.3	10.4	21.0
	奈良	2	0	0	0	1	0.6	0	144,491	12.0	0.0	0.0	0.0	6.7	3.7	0.0
	和歌山	1	0	2	1	1	1.0	0	211,210	4.2	0.0	7.3	4.5	4.6	4.1	0.0
	大阪	4	0	1	2	3	2.0	9	479,354	7.8	0.0	3.3	4.1	6.2	4.3	18.8
	兵庫	2	7	8	2	2	4.2	3	607,769	2.9	12.3	14.6	3.2	3.2	7.2	4.9
中国	岡山	3	6	2	1	3	3.0	1	432,659	6.4	11.7	4.0	2.2	6.8	6.2	2.3
	広島	8	6	3	5	6	5.6	4	686,281	9.6	9.0	4.5	7.1	8.6	7.8	5.8
	鳥取	1	4	4	2	1	2.4	2	155,309	5.7	24.2	24.9	12.2	6.2	14.6	12.9
	島根	2	1	1	1	2	1.4	0	178,404	10.3	4.4	4.5	5.4	11.1	7.1	0.0
	山口	5	5	4	4	4	4.4	3	321,572	12.9	13.4	10.9	11.9	12.1	12.2	9.3
四国	香川	7	6	2	2	2	3.8	3	244,763	24.6	22.1	7.6	7.8	8.0	14.0	12.3
	愛媛	3	2	7	3	5	4.0	3	527,151	5.2	3.9	11.8	1.8	5.4	5.6	5.7
	徳島	2	0	0	0	0	0.4	1	184,979	9.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	5.4
	高知	3	0	2	2	0	1.4	1	224,842	11.9	0.0	3.5	4.3	0.0	3.9	4.4
九州	福岡	1	4	2	5	4	3.2	4	1,281,967	0.7	3.4	1.7	3.9	3.1	2.6	3.1
	佐賀	4	2	2	1	2	2.2	3	184,826	18.8	8.8	9.0	5.1	10.1	10.4	16.2
	長崎	4	4	2	2	1	2.6	1	250,196	12.9	11.0	5.6	7.1	3.9	8.1	4.0
	熊本	3	3	2	3	1	2.4	2	394,567	6.6	5.9	4.0	7.3	2.5	5.2	5.1
	大分	1	0	0	1	2	0.8	0	306,763	2.9	0.0	0.0	3.1	6.4	2.5	0.0
	宮崎	3	2	4	1	2	2.4	1	278,099	9.5	5.7	11.7	3.4	6.9	7.4	3.6
	鹿児島	2	4	2	1	2	2.2	1	512,814	3.7	7.1	3.7	1.9	3.9	4.0	2.0
沖縄	沖縄	3	2	2	5	3	3.0	2	528,086	6.0	3.9	3.9	9.7	5.8	5.9	3.8
合計		204	227	260	210	187	217.6	167	23,199,781	8.2	9.3	10.6	8.7	2.0	7.8	7.2

注) 消費者戸数は、平成28年1月15日のLPガス消費者世帯数（LPガス事業団広報No.202（一財）全国LPガス保安共済事業団より）

表-18 所管別事故発生状況

所管 \ 年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
本省	9	19 (1)	22	17	20 (1)	34	25	33	20	11
保安監督部	54	56	49 (1)	54 (1)	55 (1)	50	59	49	47	62 (1)
都道府県	132 (2)	157 (4)	139 (1)	97 (7)	118 (4)	118 (3)	166 (3)	126 (3)	117 (2)	93 (3)
所管無記載	24	7	24 (2)	17	11	25	10	2	3	1
合計	219 (2)	239 (5)	234 (4)	185 (8)	204 (6)	227 (3)	260 (3)	210 (3)	187 (2)	167 (4)

()内はB級事故で内数

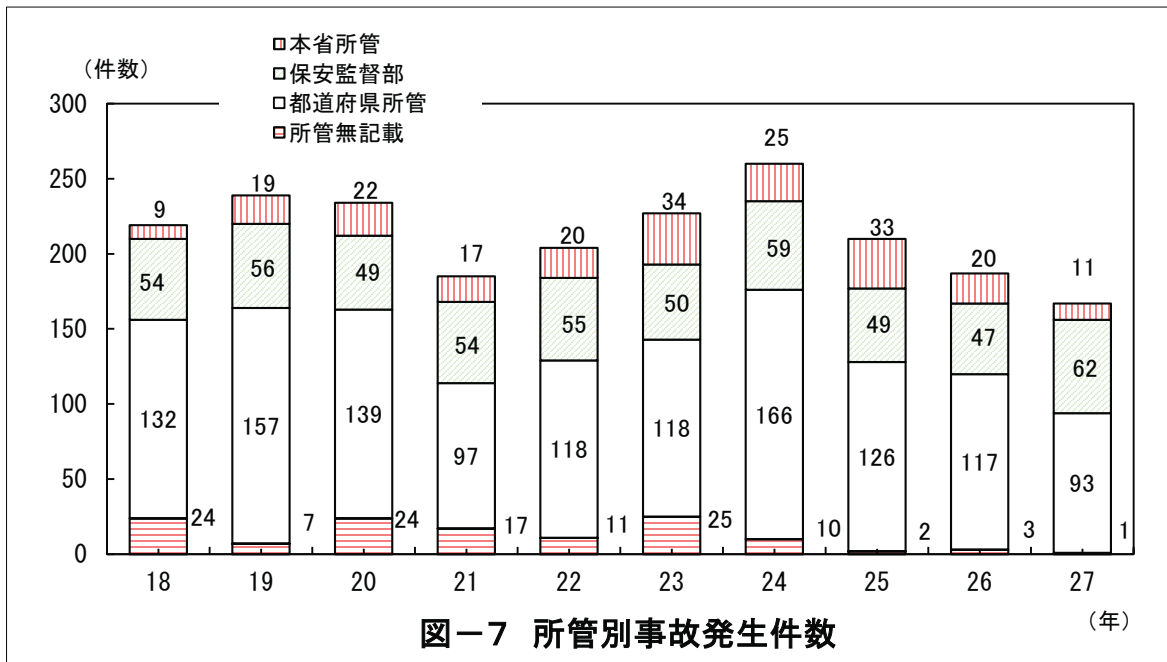


表-19 L P ガス事故件数、死傷者数の推移と主な施策等

昭和・平成 年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主 な 発 生 事 故 及 び 取 ら れ た 措 置 等
S. 4 2	167	33	271	○12月28日、L P ガス法公布—高圧ガス取締法から分離し、液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等に係る規制を目的として制定
4 3	112	38	146	○3月1日、L P ガス法施行
4 4	170	69	236	
4 5	217	44	283	
4 6	217	33	301	
4 7	299	52	398	○12月6日、L P ガス法規則改正（原則L P ガスを体積販売することを義務化）
4 8	368	59	389	
4 9	540	74	679	
5 0	497	40	543	
5 1	581	65	523	
5 2	638	56	684	□6月、通商産業省立地公害局保安課に「液化石油ガス保安対策室」設置 □8月、高圧ガス及び火薬類保安審議会が「液化石油ガス消費者保安体制のあり方」について答申
5 3	570	72	640	□7月、L P ガス設備保安総点検事業の実施（設備改善の期間を含め3年間） ○7月3日、L P ガス法改正（周知の義務化、認定調査機関及び液化石油ガス設備士制度の創設、液化石油ガス器具等の範囲拡大等）
5 4	793	63	825	○5月10日、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律公布（特監法）
5 5	761	60	758	●8月16日、静岡駅前ビル地下街で都市ガス爆発事故発生、死者15名、重軽傷者222名
5 6	714	50	723	○2月17日、高取法液石則改正（L P ガスの着臭濃度強化（臭気感知混入率1/200→1/1000）） ○2月18日、L P ガス法規則改正（地下室等の保安基準の制定、共同住宅、業務用施設等に対しガス漏れ警報器設置義務付け）
5 7	570	43	650	●1月、神奈川県川崎市の小学校で埋設管に起因する多量の漏えい事故が発生 □2月4日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「埋設管に係る液化石油ガス設備の緊急一斉点検の実施について」を通達 □2月から「埋設管に係る液化石油ガス設備の緊急一斉点検」を実施 ○10月1日、L P ガス法省令補完基準改正（材料及び使用制限、腐食・損傷を防止する措置等の強化） □10月1日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「既存の液化石油ガス設備に係る保安の徹底について」を通達
5 8	559	51	645	●11月22日、静岡県掛川市のレクリエーションセンター内でL P ガス爆発事故が発生、死者14名、重軽傷者27名 □11月26日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「液化石油ガス保安対策について」を通達
5 9	545	36	529	○7月3日、L P ガス法規則改正（料理飲食店等に対し、移動式燃焼器の末端ガス栓に過流出安全機構付ガス栓の使用義務付け、末端ガス栓と燃焼器との接続方法強化）
6 0	496	35	550	□7月、「L P ガス消費者保安対策研究会」報告 □10月、毎年10月を「L P ガス消費者保安月間」と定める
6 1	515	42	477	□5月、「L P ガス安全器具普及懇談会」報告が出され、具体的な安全器具の普及施策とそれに伴うL P ガス事故の減少化に関する目標期限（今後5年間で1/5、10年間で1/10）を定めた提言—それを受けて官民一体となり、その目標達成のための普及啓発活動開始 ○12月4日、L P ガス法規則改正（移動式燃焼器の末端ガス栓に過流出安全機構付ガス栓の使用義務付け）
6 2	401	29	381	

昭和・平成 年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主 な 発 生 事 故 及 び 取 ら れ た 措 置 等
63	390	37	356	<ul style="list-style-type: none"> ● 2月16日及び8月6日、北海道札幌市で居室の換気扇等の使用により浴室内の気圧が外気の気圧より低くなり、その結果、浴室内に設置されたCF式ふろがまの排気が逆流止めから浴室内に逆流して、ふろがまの不完全燃焼を引き起こしたことによる一酸化中毒2件発生、共に死者1名（都市ガス事業） ● 4月9日、鹿児島県鹿児島市の共同住宅で排気筒に取り付けられた防火ダンパーに起因するCO中毒事故が発生、死者2名 ● 6月11日、福島県白河市のゴルフ場クラブハウスにおいて埋設管の腐食による爆発事故が発生、死者1名、重傷者3名、軽傷者17名 □ 7月8日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛、「ガス器具に接続される排気筒への防火ダンパー設置に起因する一酸化炭素中毒事故防止対策について」を通達 ● 7月14日、茨城県那珂郡の高校において埋設管の腐食による爆発事故が発生、重傷者4名、軽傷者5名 □ 7月27日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「液化石油ガスの埋設管に係る保安の徹底について」を通達 □ 9月8日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛「CF式ふろがまの排ガスによる一酸化中毒事故の防止について」を通達
H. 元	306	36	327	<ul style="list-style-type: none"> ● 6月13日、埼玉県春日部市の小学校において埋設管からのガス漏れがあることが発見され、改善措置が講じられた後、ガスの供給に使用している配管から以前に漏れたと思われるガスが地下ピットに滞留していたことに起因する爆発事故が発生、死者1名、重傷者1名 □ 8月25日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛「埋設管に係る液化石油ガス設備の点検状況について」を通達 □ 9月20日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛「CF式ふろがまの排ガスによる一酸化中毒事故の防止について」を通達
2	262	27	233	□ 5月、「90年代の液化石油ガス消費者保安政策の在り方分科会」報告
3	194	13	171	
4	146	31	162	
5	112	7	135	<ul style="list-style-type: none"> ● 5月6日、山梨県忍野村リゾートマンションでCO中毒事故発生、死者7名（簡易ガス事業） ● 7月13日、山形県米沢市の雑居ビルにおいて埋設管の腐食による爆発事故が発生、死者1名、重傷者1名、軽傷者9名 □ 9月、安全器具100%普及目標達成期限（3年早めた）-95.2%達成 □ 12月20日付通商産業省環境立地局保安課液化石油ガス保安対策室長名で各都道府県液化石油ガス保安担当課長宛「液化石油ガス販売事業者等に対する保安対策の徹底及び指導の在り方について」を通達 ○ 12月22日、特監法政令改正（特定ガス消費機器の追加（密閉燃焼式ふろがま等））
6	82	3	83	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10月26日、LPガス法規則改正（排気筒の技術上の基準強化等） ○ 10月26日、通産省告示制定（使用実績を有する排気筒又は給排気部を再使用する場合の要件）
7	88	12	80	<ul style="list-style-type: none"> □ 1月、「LPガス保安対策の在り方研究会」中間報告 □ 12月、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会」報告
8	101	14	109	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3月31日、LPガス法改正（LPガス販売事業の許可制を登録制に改正、保安機関制度の創設、バルク供給に関する規制の創設等） ○ 4月3日、LPガス法施行令改正（LPガス器具等の指定品目の改正等） ● 12月30日、沖縄県糸満市共同住宅で排気筒の不備に起因するCO中毒事故が発生、死者5名
9	68	6	64	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3月10日、LPガス法規則改正（8年の法改正内容を具体化、供給設備にマイコンメータ（S型）等安全機能付の機器設置の義務化、認定販売事業者に対し、集中監視、保安確保機器の期限管理の義務付け） □ 9月、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会保安高度化分科会」が設置され、CO中毒事故防止総合保安対策を決定した。 □ 10月、燃焼器具の一斉点検事業を開始（～平成11年9月30日）
10	75	9	82	□ 5月、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会第2回保安高度化分科会」が開催され、埋設管事故防止対策及びガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策を決定した。
11	79	5	66	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3月26日、LPガス法施行令改正（LPガス器具等の指定品目の改正） ○ 8月6日、LPガス法改正（基準・認証制度見直しに伴うLPガス法改正） ○ 9月30日、LPガス法規則改正（性能規定化、バルク容器を制度化）
12	78	8	73	<ul style="list-style-type: none"> ○ 8月1日、12月26日LPガス法施行規則の例示基準が制定され、関係基準が廃止された。 ○ 9月26日、LPガス器具等の技術上の基準等に関する省令改正（基準・認証制度見直しに伴う省令改正） □ 5月、燃焼器具交換促進事業及び埋設管点検事業を開始（～12月） □ 12月20日、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会第2回保安高度化分科会」が開催され、保安高度化プログラムを決定した。

昭和・平成 年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主 な 発 生 事 故 及 び 取 ら れ た 措 置 等
13	87	2	69	<p>□ 1月、省庁改編に伴い、経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課を設置</p> <p>□ 4月13日、経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課長名で各経済産業局、各都道府県液化石油ガス担当課及びLPガス関係団体に「LPガス保安高度化プログラムの実施について」を通達。</p> <p>□ 6月、経済産業省原子力・保安院に「ガスエネルギー産業に係る保安規制に関する検討会」が望まれている保安の在り方について基本的な考え方の整理及び保安レベルの維持・向上を図る上での保安規制は如何にあるべきか検討を行うことを目的として設置され、検討が開始された。</p> <p>● 10月29日、12月11日、沖縄県においてLPガスの供給設備であるペーパライザーに高濃度の水銀を含むLPガスによって不具合が生じ、ガスが漏えいする事故が発生した。（他に11月26日、同様な事故（高圧ガス保安法対象）1件発生）</p>
14	90	4	64	<p>○ 10月1日、LPガス法規則改正（液化石油ガス中の水銀含有量の基準化、配管等に係る修理の基準化、埋設管（白管及び被覆白管）に係る点検・調査について基準追加、屋外設置する燃焼器具の排気筒（屋内に設置される部分）の基準化）</p> <p>○ 12月27日、例示基準第39節「液化石油ガスの規格」を追加（液化石油ガス中の水銀濃度の規定）</p>
15	120	7	86	<p>○ 3月31日、LPガス法規則改正及びバルク告示改正（ガス放出防止器等の代替措置の追加、ガス漏れ検知器の代替措置の追加、超音波液面計の追加、貯槽及びバルク貯槽の耐圧試験の改正）</p> <p>○ 4月1日、例示基準第21節「貯槽の耐圧試験及び気密試験」の改正、第40節「供給管等の修理」、第41節「地盤下に埋設した供給管及び配管（垂鉛めっきを施したもの又は亜鉛めっきを施したものに限る。）の漏えい試験の方法」及び第42節「排気筒等の材料」を追加</p>
16	105	2	88	<p>○ 4月1日、LPガス法規則改正及びバルク告示改正（1トン以上3トン未満のバルク貯槽に係る保安距離の緩和：第1種保安物件までの保安距離16.97mを7m、第2種保安物件までの保安距離11.31mを7mに短縮）</p> <p>● 8月30日、宮城県において民生用バルクローリーポンプ軸受破損による、充てん作業中の事故が発生した。</p> <p>● 10月1日、福岡県において充てんホース安全継手離脱後の処置ミスによる漏えい爆発事故（B級事故）が発生した。</p>
17	105	1	58	<p>○ 4月1日、LPガス法規則改正及び供給・消費・特定供給の告示改正（販売業者がLPガス配管の接続範囲を必要とする場合の制限を25リットル未満の軽量化（第15節「遮へい板」の改正（石綿シートの替りに強化セメント板を使用した軽量化）及び第15節「充てん容器等の腐し防止措置」の改正（アルミニウム合金製容器に材料及び使用制限、腐食及び損傷を防止する措置）の改正（配管管フレキ管及び気密試験方法及び漏えい試験の方法）の改正（集中監視システム設置時に係る事項を追加、電気式ダイヤフラム圧力計の比較試験の測定時間及び温度変化補正等に電気式ダイヤフラム式自記圧力計の調整及び比較試験の基準となる圧力測定器の入口におよび液化石油ガスの圧力の確認方法）の改正（自記圧力計に電気式ダイヤフラム式自記圧力計を追加及び集中監視システム設置時の圧力検査の方法を追加）</p>
18	219	0	78	<p>● 5月18日、岐阜県においてバルク貯槽の安全弁交換時にガスが漏えいする事故が発生した。</p> <p>□ 8月28日、パロマ工業株式会社製ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故への対応を踏まえて、経済産業省が製品安全対策に係る総点検結果をとりまとめた。</p> <p>● 12月29日、沖縄県においてバルク貯槽の安全弁交換時にガスが漏えいする事故が発生した。</p> <p>○ 12月22日、LPガス法規則改正（保安業務の定期消費設備調査について、消費設備の使用による災害が発生するおそれがあると認める場合の調査について追加。消費設備の技術上の基準について、燃焼器具の排気筒に関する技術上の基準を変更、強制排気式の燃焼器具の排気の排出について追加。保安機関が帳簿に記載すべき内容について、燃焼器具の情報を追加。）</p> <p>○ 12月22日、特定ガス消費機器法施行規則改正（軽微な工事の内容を変更。）</p> <p>○ 12月27日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条（特定消費設備に係る事故に限る。）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法施行規則第131条第2の運用について」を通達。</p>

昭和・平成 年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主 な 発 生 事 故 及 び 取 ら れ た 措 置 等
19	239	4	98	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2月23日、経済産業省が「ガス機器等の燃焼機器による一酸化炭素中毒事故等の防止強化策」を取りまとめた。 ○ 3月13日、経済産業省が、過去21年分のガス消費機器に関する事故報告の概要（製品名・型式・製造事業者を含む）を公表。 ○ 3月13日、液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法施行規則に基づき強制排気式の燃焼器を定める告示の制定（規則第44条第1号ムに規定する強制排気式の燃焼器を規定） ○ 3月13日、特定消費機器の設置工事の監督に関する法施行規則に基づき安全装置を定める告示の制定（点火不良、立ち消え時等にバーナーへのガス通路を閉ざす装置を規定） □ 3月13日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「強制排気式の燃焼器に係る具体的な調査方法について」を通達。 ○ 6月27日、LPガス法規則改正（液化石油ガス設備工事の内容を変更。） ○ 6月29日、LPガス法規則改正（保安業務の周知について、供給開始時及び一年に一回以上の回数で周知を行うべき燃焼器の内容を変更。） ● 9月18日、富山県の山小屋においてCO中毒事故が発生した。 ● 10月23日、東京都において質量販売の消費者宅で漏えい爆発事故が発生した。 □ 10月31日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「液化石油ガスの保安の確保のための事業者に対する調査の実施等について」を発出し、質量販売の状況調査の実施。
20	234	4	79	<ul style="list-style-type: none"> □ 4月10日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「液化石油ガスの質量販売の実態調査結果及び対応について（要請）」を発出。 ○ 5月30日、認定販売事業者告示改正（ガスメータの機能に関する基準の変更） ○ 5月30日、供給・消費・特定供給設備告示改正（ガスメータの機能に関する基準の変更、また大口径の低圧ホースに係る継手部分の構造及び接続具の構造についての基準を追加） ○ 8月1日、LPガス法施行令改正（別表第1において規定されている液化石油ガス器具等に一般ガスこんろを追加） ○ 8月8日、LPガス器具省令改正（一般ガスこんろの技術上の基準等を追加）
21	185	4	148	<ul style="list-style-type: none"> ● 1月26日、鹿児島県の高等学校においてCF式ボイラーと換気扇を同時使用したことが原因と推定されるCO中毒事故が発生した。（B級、軽症者18名） □ 2月27日、原子力安全・保安院は、業務用施設におけるCF式ボイラー使用時におけるCO中毒事故防止のため、文部科学省、各都道府県及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 ● 6月2日、山口県の宿泊施設においてボイラーの不完全燃焼及び煙突（排気筒）の先端が蓋により塞がれていたことが原因と推定されるCO中毒事故が発生した。（B級、死者1名、軽症者21名） □ 7月29日、原子力安全・保安院は、厚生労働省に対し、ホテル、旅館に対する簡易ボイラー等使用時のCO中毒事故防止に関する緊急調査の実施の周知及び注意喚起について要請。また簡易ボイラー等のメーカー並びに液化石油ガス販売事業者、ガス事業者に対し、ホテル、旅館に対して、緊急調査の周知及び注意喚起の実施と調査に係る協力等を要請。 □ 10月15日、経済産業省は、簡易ボイラー等のメーカー並びに液化石油ガス販売事業者、ガス事業者に対して、液化石油ガス保安課長、ガス安全課長名及び製造産業局産業機械課長名で、ホテル、旅館に対する簡易ボイラー等使用時の一酸化炭素中毒事故防止に関する注意喚起並びに協力について要請。 □ 11月16日、原子力安全・保安院は、厚生労働省及び国土交通省観光庁に対して、液化石油ガス保安課長及びガス安全課長名で、ホテル・旅館等の施設におけるボイラーの一酸化炭素中毒事故の防止に関する注意喚起についての事業者団体への要請について協力依頼。
22	204	5	83	<ul style="list-style-type: none"> □ 2月12日、原子力安全・保安院は、業務用施設における一酸化炭素中毒事故防止のため、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省に対し、業務厨房用作業注意マニュアルの周知を要請。 □ 4月、原子力安全・保安院に、業務用施設等における一酸化炭素中毒事故防止のため、関係省庁間で情報を共有することを目的として、「業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議」が開催された。
23	227	1	88	<ul style="list-style-type: none"> ● 1月2日、長崎県の旅館宴会場において、隣接するボイラー室に設置された温水ボイラーのバーナーク換時の調整不良のために発生した一酸化炭素が流入したことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生した。（B級、軽症者10名） □ 6月3日、原子力安全・保安院は、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故防止のため、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 ● 6月15日、共同住宅に設置されたバルク貯槽の安全弁の交換作業を行っていたところ、安全弁の連結式元弁の固着が原因と思われるガス漏えい火災事故が発生した。（C級、重傷者1名、軽傷者3名） □ 11月4日、原子力安全・保安院は、東日本大震災の被災地における冬期の事故防止のため、LPガス販売事業者に対し、所要の対応を要請。

昭和・平成 年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主 な 発 生 事 故 及 び 取 ら れ た 措 置 等
24	260	1	85	<p>● 2月21日、岐阜県の交通施設において、めんゆで器の排気口を鍋で塞いだため排気不良となつたことによる一酸化炭素中毒事故が発生した。（B級、重症者1名）</p> <p>○ 3月29日、経済産業省は、「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について」の報告書を公表。</p> <p>○ 6月4日、経済産業省は、「省原子力安全院名で「山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び審査等に関する規定」を制定。</p> <p>○ 7月30日、原燃料安全・保安院は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故防止のため、国土交通省に対し、所要の対応を要請。</p> <p>○ 8月2日、原燃料安全・保安院は、関係省庁を集め、業務用厨房等における一酸化炭素中毒事故連絡会議を開催し、事故の状況、普及啓発活動、実態調査結果等について報告。</p> <p>○ 8月24日、原燃料安全・保安院は、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>○ 9月19日、経済産業省は、「流通保安グループ」と名称を変更。また、液化石油ガス保安課と建設工事等におけるガス安全室を管損傷事故の防止について、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。</p>
25	210	3	52	<p>○ 1月24日、経済産業省は、流通保安グループガス安全室は、調整器の故障に係る事故を契機として、機器の不適合等を取り除くため、業務用厨房実態調査の結果及び各主体に推奨する等を実施した、業務用厨房実態調査の結果。</p> <p>○ 3月29日、経済産業省は、「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規定の認可に係る運用及び解釈について」を制定。</p> <p>○ 6月5日、経済産業省は、流通保安グループガス安全室は、中央防災会議会長から、梅雨期及び液化石油ガス関係業界の強化についての指導を受け、都道府県及び旧対策に万全を期すよう要請。</p> <p>○ 7月19日、経済産業省は、流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>○ 12月5日、経済産業省は、流通保安グループガス安全室は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>○ 12月5日、経済産業省は、流通保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>○ 12月25日、経済産業省は、流通保安グループは、中央防災会議会長から、降雪期における積雪状況の把握に努め、事故が発生した場合には、迅速な復旧対策を期すよう要請。</p>
26	187	1	76	<p>○ 6月4日、経済産業省は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に基づきバルク貯槽等の告示検査の合理化及び効率化のための関係省令及び告示を改正。</p> <p>○ 7月7日、経済産業省は、流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>● 7月29日、山梨県の山小屋（富士山八合目）において、屋外式風呂釜を屋内に設置し使用したため不完全燃焼となつたことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生した。（B級、死者1名）</p> <p>○ 8月7日、経済産業省は、流通保安グループは、山小屋における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>○ 10月22日、経済産業省は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係省令の運用及び解釈について」を制定。</p> <p>○ 11月19日、経済産業省は、流通保安グループガス安全室は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>○ 11月19日、経済産業省は、流通保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>○ 12月22日、経済産業省は、流通保安グループは、中央防災会議会長から、降雪期における積雪状況の把握に努め、事故が発生した場合には、迅速な復旧対策を期すよう要請。</p>

昭和・平成 年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主 な 発 生 事 故 及 び 取 ら れ た 措 置 等
27	167	2	60	<ul style="list-style-type: none"> ● 2月19日、千葉県の公共施設において、換気扇を作動させなかったため換気不良となったことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生した。(B級、軽症者7名) ● 5月29日、福岡県の飲食店(仮設コンテナ)において、容器交換時に高圧ホースを未接続のまま容器バルブを開いたことが原因と推定されるガス漏えい爆発・火災事故が発生した。(B級、軽傷者7名) □ 6月26日、経済産業省商務流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 ● 11月7日、富山県の宅地において、掘削作業中に埋設供給管を損傷させ、応急措置を行うため掘削穴に入ったことが原因とされる酸素欠乏事故が発生した。(B級、死者1名) □ 11月30日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、中央防災会議会長から、降積雪期における防災態勢の強化等についての指導要請を受け、都道府県及び液化石油ガス関係業界に対し、積雪状況の把握に努め、事故が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すよう要請。

注) ○法令等制定、改正、 □研究会等報告又は諸施策等、 ●主要な事故

表-20 昭和52年以降に発生したA級事故

発生年月日	発 生 場 所	現 象	建 物 用 途	人 的 被 害 状 況	概 要 及 び 原 因
54. 2. 5	愛知県	爆 発	飲 食 店 福祉センター (三河ハイツ) 内レストラン 鉄筋コンクリ ート造地上3 階、半地下1 階建	死 者 2 重 傷 者 12 軽 傷 者 7	午後1時20分頃から半地下1階のレストランで従業員の歓送迎会を開いていたが、午後3時10分頃突然爆発が起こり、レストランの天井や壁が崩れ落ち、内部が全壊した。これにより歓送迎会を行っていた従業員2名が死亡し、12名が重傷、7名が軽傷を負った。ガス供給は50kg容器12本で埋設管を介し行われていた。ガス漏れ警報器は設置されていなかった。 原因はレストラン床下の埋設配管に腐食によると思われる穴が開いており、そこから漏れたガスがレストラン中央の回り舞台下の空間に滞留していた。
54. 7. 26	千葉県	爆発火災	共 同 住 宅 鉄筋コンクリ ート造2階建	死 者 5 重 傷 者 1 軽 傷 者 7	アパートの当事者の部屋で爆発後火災が発生し、当該アパートや隣接住宅を焼失した。これにより5名が死亡し、1名(当事者)が重傷、7名が軽傷を負った。ガス漏れ警報器は設置されていなかった。 原因は当事者がガストーブを片付けた際ゴム管は末端閉止弁に付けたままとし末端閉止弁を閉止していた。25日に外出する際、こんろ用末端閉止弁を閉めるつもりで、このゴム管のみ付いた末端閉止弁を誤開放していた。
56. 3. 13	福岡県	爆発火災	共 同 住 宅 鉄筋コンクリ ート造3階建	死 者 5 重 傷 者 2 軽 傷 者 8	朝7時5分頃、ガス漏れを起こした部屋の隣の部屋(1家4名全員死亡)で爆発が発生し、火災となり、当該アパート1棟が全壊全焼し、他の1棟が半壊、近隣の住宅5棟が全半焼、半壊した他、周囲の住宅等20数戸の窓ガラス等を破損した。当該アパートのガス供給は50kg容器4本で行われており、ガス漏れ警報器は設置されていなかった。ガス漏れは爆発の起きた部屋の隣の部屋と思われる、推定漏洩量は約32m ³ であった。 原因は不明である。
58. 11. 22	静岡県	爆発火災	飲 食 店 レクリエーシ ョンセンター 内レストラン 鉄骨平屋建	死 者 14 重 傷 者 10 軽 傷 者 17	午後0時45分頃、当該レストラン内に漏れていたガスに、何等かの着火源から引火し爆発、火災となり、同レストランが全焼し、居合わせた従業員及び客の内14名が死亡し、10名が重傷、17名が軽傷を負った。ガス供給は500kg容器4本からペーパーライザーを介し各施設へ行われていたが、当該レストラン用の中間バルブは設置されていた。また、ガス漏れ警報器はレストラン内4ヶ所に設置されていた。 原因は夏期のバーベキュー用に床面に設置されていた末端閉止弁99個中30個が開放状態であったのに、厨房の湯沸器を使用するため中間バルブを開けたため、開放された末端閉止弁からガスが漏れた。なお、ガス漏れ警報器は作動しており、従業員もガス臭を感知していたとのこと。推定漏洩量は約25m ³ であった。
58. 12. 8	北海道	爆発火災	一 般 住 宅 木造モルタル 一部2階建	死 者 5 重 傷 者 2	朝4時過ぎガス臭に気付いた当事者親子が調べたところ、こんろに接続されたゴム管に穴が開いてガスが漏れているのを発見し、修理しようとしたところ突然爆発し火災となり当該家屋を全焼した。これにより当該家族5名が死亡し、2名が重傷を負った。ガス供給は50kg容器1本により行われており、ガス漏れ警報器は設置されていなかった。 原因はこんろに接続するゴム管に、ねずみによると思われる穴が開いていた。推定漏洩量は約5m ³ であった。

発生年月日	発 生 場 所	現 象	建 物 用 途	人 的 的 被 害 状 況	概 要 及 び 原 因
8.12.30	沖縄県	CO中毒	共同住宅 鉄筋コンクリート造3階建	死者 5	<p>9時55分頃、当事者の次男が出勤してこないのを不審に思った同僚が訪ねてきて、一家5人が倒れ死亡しているのを発見し110番通報した。病院での検診結果、CO中毒症と診断された。当事者宅は4畳半二間、6畳一間、玄関を含むダイニングキッチン（DK）及びトイレ付の浴室で構成され、瞬間湯沸器（CF式、10号）はDK内の玄関を入った直ぐ横の浴室に接する壁に設置されていた。</p> <p>発見時の状況は、室内は窓等は全て閉め切れ、換気扇はなく密閉状態であった。湯沸器は事故時には浴室の給湯に使用していたと思われ、点火の状態となっていたが火は消えていた。なお、さすが湯沸器の内部及び外部カバーの上部とその上の天井に付着していた。排気筒は2次排気筒の径が1次排気筒の径より細くなっている（130mm→100mm）上、その接続部が若干ずれていた。また、屋外の立ち上がり部が150mm程度しかなく、トップも付いていなかった。</p> <p>原因は排気設備の不良による給排気障害から、不完全燃焼した排ガスが室内に流入したことによる。</p>

IV. 平成27年に発生した事故の概要

1. B級事故の概要

〔1〕 換気扇を作動させなかったため、換気不良となったことによるCO中毒

(1) 発生日時 : 平成27年2月19日(木) 11時00分頃

(2) 発生場所 : 千葉県 その他(公共施設) 鉄筋コンクリート造2階建

(3) 設備概要 :

①供給形態	50kg容器	4本	
②安全器具等設置状況	ガス警報器		有
	ヒューズガス栓		有
	マイコンメータSB		有

(4) 被害状況 :

①人的被害	軽症	7人
②物的被害	なし	

(5) 事故の概要 :

公共施設において、消費者7名が味噌作りのため3台の鋳物こんろを使用中、作業が一段落したため隣室で休憩していたところ、全員が一酸化炭素中毒と思われる症状となり消防へ通報、救急搬送された先で中度の一酸化炭素中毒と診断された。

(6) 推定原因 :

原因は、消費者が鋳物こんろを使用中、換気扇を作動させていなかったため換気不良となり、一酸化炭素を含む排気ガスが室内に滞留、中毒に至ったものと推定される。

なお、消防の調査によると、調理場付近の一酸化炭素濃度は205ppmを示していた。

(7) 行政指導等 :

・ 県は、県内全市町村施設管理者及び販売事業者に対し、CO中毒防止に係る注意喚起の文書を通知した。また、施設管理者である市担当者に対し、CO中毒事故の再発防止について口頭指導した。

・ 市は、燃焼器付近及び換気扇スイッチ付近へCO中毒事故防止について注意喚起の表示を行うとともに、CO中毒事故の当事者及び他センター利用者に対し、CO中毒事故防止について注意喚起の通知を行った。

[2] 容器交換時高圧ホース未接続のまま容器バルブを開いたことによるガス漏えい爆発・火災

(1) 発生日時 : 平成 2 7 年 5 月 2 9 日 (金) 1 8 時 0 0 分頃

(2) 発生場所 : 福岡県 飲食店 仮設コンテナ 1 階建

(3) 設備概要 :

①供給形態	2 0 kg 容器	4 本	
②安全器具等設置状況	ガス警報器		有
	ヒューズガス栓		不明
	マイコンメータ		不明

(4) 被害状況 :

①人的被害	軽傷	7 人
②物的被害	仮設コンテナ壁面の一部焼損壊	

(5) 事故の概要 :

飲食店(仮設コンテナ)において、販売事業者の従業員 2 名が、2 0 kg 容器 2 本 × 2 系列の容器を交換していたところ、1 本の容器側の高圧ホースからガスが漏えいし火災となり、7 名が火傷等の軽傷を負い、壁が一部焼損壊した。

(6) 推定原因 :

原因は、販売事業者の従業員 1 名が 1 本の容器交換を終了後、連結用高圧ホースに逆止弁が付いていると思い込みバルブを開いたが、もう 1 名の従業員が容器交換の途中で高圧ホースが未接続であったため、高圧ホースからガスが漏えいし、何らかの火が引火したものと推定される。

なお、容器と調整器の接続には、逆止弁が内蔵されていない連結用高圧ホースが使用されていた。

また、販売事業者の社内基準では、容器交換が終了しなければ開栓は出来ない事と決められていたが、従業員は、その手順を守っていなかった。

(7) 行政指導等 :

- ・ 県は、事故発生翌日、現地にて聞き取り調査を実施した。その後、販売事業者及び消防局に対し、事故詳細及び原因について聞き取り調査を実施した。
- ・ 県は、販売事業者に対し、文書にて改善報告の提出を指示した。
- ・ 県は、県協会に対し、会員販売事業者へ注意喚起を行うよう依頼するとともに、非協会員販売事業者に対し、県より注意喚起の文書を発出した。また、県内の全販売事業者に対し、講習会を通じて注意喚起を実施することとした。

[3] 学校におけるガス漏えい爆発

(1) 発生日時 : 平成27年9月18日(金) 15時04分頃

(2) 発生場所 : 青森県 学校 鉄筋コンクリート造2階建

(3) 設備概要 :

①供給形態	50kg容器	9本	
②安全器具等設置状況	ガス警報器		有
	ヒューズガス栓		有
	マイコンメータSB		有

(4) 被害状況 :

①人的被害 死亡 1人
重傷 3人
軽傷 4人

②物的被害 給食用厨房の全壊
食堂のサッシ全壊及び床・壁・天井の破損
教室のサッシ・木製建具の破損
生活科室の木製建具ガラス及びタイルカーペットの破損
ホール・廊下の壁・天井照明器具の破損
その他、厨房機器・食堂机・椅子・家具類の破損、学校備品・体育用具・ズック等破損、農地稲作被害・自転車被害

(5) 事故の概要 :

学校において、厨房付近で爆発が発生し、調理員1名が死亡し、重傷3名、軽傷4名の7名が負傷した。

(6) 推定原因 :

原因は、ガスの漏えいに起因する事故か否かも含め、現在詳細調査中である。

(7) 行政指導等 :

・県は、販売事業者に対し、事故状況の聴取及び報告書作成を指示した。

[4] 宅地の掘削作業中の埋設供給管損傷によるガス漏えい及び酸素欠乏

(1) 発生日時 : 平成 2 7 年 1 1 月 7 日 (土) 9 時 2 0 分頃

(2) 発生場所 : 富山県 宅地

(3) 設備概要 :

①供給形態	9 8 0 kgバルク貯槽	1 基
②安全器具等設置状況	ガス警報器	無
	ヒューズガス栓	無
	マイコンメータ	無

(4) 被害状況 :

- ①人的被害 死亡 1 人
- ②物的被害 住宅建設予定地へのガス引込管の破損

(5) 事故の概要 :

宅地において、他工事業者の作業員が宅地下水道工事のため、公共枡直近を重機（バックホウ）で掘削した際に、埋設供給管を損傷した。その後、当該作業員が応急措置のため掘削穴に入ったところ酸素欠乏で意識を失い、同僚に発見され救急車で搬送されたが、約 9 時間後に死亡した。

(6) 推定原因 :

原因は、当該作業員が、埋設供給管の表示に気づかず、重機で誤って当該供給管を損傷させたこと、また、損傷部よりガスが漏えいし、掘削穴にはガスが滞留している状態であったが、応急措置（テープ巻）を行うため慌てて掘削穴に入り、酸素欠乏となったことによるもの。

なお、当該他工事業者は、販売事業者に対して、ガス管の埋設の有無、その配置及び使用状況についての確認作業を実施しておらず、工事の際の立ち会いを依頼していなかったとのこと。

(7) 行政指導等 :

- ・ 県は、当該事故現場に職員を派遣し、現場調査を実施した。
- ・ 県は、販売事業者に対し、高圧ガス保安法に基づく事故届けの提出を指示した。

2. CO中毒事故の概要

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/2/19	千葉県 富里市	一酸化炭素中 毒 <B級事故> 軽症7名	その他(公共施 設) 鉄筋コンクリー ト造2階建	11:00	一般消費者等	換気扇の不使用方法による排 気滞留	公共施設において、消費者7名が味噌作りのため3 台の購物こまろを使用中、作業が一段落したため 隣室で休憩していたところ、全員が一酸化炭素中毒 と思われる症状となり消防へ通報、救急搬送された 先で中度の一酸化炭素中毒と診断された。 原因は、消費者が購物こまろを使用中、換気扇を作 動させていなかったため換気不良となり、一酸化炭 素を含む排気ガスが室内に滞留、中毒に至ったも のと推定される。 なお、消防の調査によると、調理場付近の一酸化炭 素濃度は205ppmを示していた。	業務用こ まろ	不明	不明	イワタニ関東 (株)	・ガス警報器あり ・マイコンSBあり (鳴動なし) ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視ステ ムなし	・県は、県内各市町村施設管理者 及び販売事業者に対し、CO中毒防 止に係る注意喚起の文書を通知し た。また、施設管理者である市担当 者に対し、CO中毒事故の再発防止 について口頭指導した。 ・市は、燃焼器付近及び換気扇ス イッチ付近へCO中毒事故防止につ いて注意喚起の表示を行うことも 行った。 ・CO中毒事故の当事者及び他セ ンター利用者に対し、CO中毒事故 防止について注意喚起の通知を 行った。 ・販売事業者は、燃焼器の燃焼状 態の点検を行いCOが基準値内であ ることを確認し、業務用換気警報器 を設置するとともに、施設管理者に 対し、CO中毒事故防止について注 意喚起を実施した。また、施設管理 者から施設利用者へCO中毒事故 防止について注意喚起してもらった よう依頼した。センター内にCO検知器 を設置した。
2015/2/20	愛知県 豊明市	一酸化炭素中 毒 軽症1名	その他(保育 園) 鉄筋コンクリー ト造	16:00	一般消費者等 販売事業者	燃焼器使用中の換気不 足及び燃焼器の経年劣 化	保育園の調理室において、従業員がOF式給湯器を 使用中、一酸化炭素中毒となり病院へ搬送された。 原因は、当該給湯器は排気筒を接続せずレンジ フード受けの状態で使用されていたが、従業員がレ ンジフードを作動させず、窓を閉め切った状態で当 該給湯器を使用していたため、換気不良となり、室 内に一酸化炭素を含む排気ガスが滞留し、一酸化 炭素中毒に至ったものと推定される。 なお、当該給湯器はバーナーの経年劣化により、不 完全燃焼が起こり、一酸化炭素を含む排気ガスが 発生していたことに加え、熱交換器の不具合もあっ た。	瞬間湯沸 器(OF式)	(株)ハロマ	PH-161M (2002年12月 製造)	(株)カネコ	・ガス警報器あり ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器不明 ・集中監視ステ ム不明	・販売事業者は、CO濃度を測定後 当該給湯器を使用禁止とし、新たな 給湯器を設置後、使用方法の説明 と周知を実施した。また、CO警報器 を設置した。
2015/6/5	神奈川県 横須賀市	一酸化炭素中 毒 軽症3名	その他(公衆浴 場) 鉄筋コンクリー ト造3階建	10:50	一般消費者等 設備工事業者	施設の維持管理不足及 び換気不良	公衆浴場において、薫風呂(サウナ)付近で一酸化 炭素中毒により、2名が救急搬送された。販売事業 者が調査したところ、薫風呂の床(バーナー火口頂 上)付近で、最大濃度0.11%の一酸化炭素が検出 し、来客2名は搬送先の病院で一酸化炭素中毒と診 断され、その他1名が当該浴場で休息後帰宅したこ とを確認した。 原因は、当該薫風呂(サウナ)は、バーナーを燃焼 させた熱を床下から室内に送る仕組みとなってお り、床下は耐火レンガを積み上げて壁道をつくる構 造であったが、メンテナンス不足により壁道が劣化 し排気不良となったことで、不完全燃焼が起こり 一酸化炭素を含む排気ガスが発生、さらに何らかの要 因により床下に亀裂が生じていたため、損傷部 から、床下壁道に滞留していた一酸化炭素を含む 排気ガスが、サウナ室内に流入したものと推定され る。 (バレル貯槽 2,900kg×2基)	業務用 バーナー		GS5S (2003年10月 製造)	(株)トーエル	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・業務用換気警 報器なし ・集中監視ステ ムあり	・販売事業者は、当該サウナを使用 禁止とし、プラグ止めを実施した。ま た、公衆浴場で使用していたサウナ の設備をLPガス燃焼方式から電気 ヒーター式に変更した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/7/22	富山県 射水市	一酸化炭素中 毒 重症1名	その他(し尿処 理施設) 鉄筋コンクリー ト造2階建	17:15	一般消費者等	事故原因 法違反の有無 器具の維持管理不良及 び換気不足	<p>し尿処理施設の分析室内において、職員1名が、排水水质測定(養分測定)のため13時頃からガスバーナーを使用していたところ、意識を失い倒れ、17時15分頃他の職員が発見され、搬送先の病院で一酸化炭素中毒(生治1ヶ月)と診断された。</p> <p>原因は、消防による分析室内の測定において、一酸化炭素濃度が90ppm以上検出されたこと、また、販売事業者による測定において、当該ガスバーナーから発生した一酸化炭素濃度が1250ppm以上であったことから、維持管理不良等の要因により、ガスバーナーが不完全燃焼し、換気扇を起動させていなかったため、室内に一酸化炭素が蓄積され、室内に滞留したものと推定される。一酸化炭素がこの他、分析試料の空気をたより一酸化炭素が発生した可能性も考えられるが、特定には至っていない。</p> <p>なお、事故発生時、気温が高かったことから、職員は部屋を閉め切った状態でエアコンを使用しており、換気扇を起動させていなかった。</p>	5連トナー バーナー (開放式)	(有)桐山製作所	不明 (1987年9月製 道)	いずみ野農 業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、消費者に対し、一酸化炭素濃度測定により異常と判定されたガスバーナーを使用禁止とし、交換するよう口頭指導した。 ・県は、消費者に対し、ガスバーナーを使用するときは換気扇を稼働させる等、十分に換気することよう指導するとともに、換気に配慮したガスバーナー設置位置の変更や業務用換気警報器の設置について検討するよう助言した。 ・販売事業者は、消費者に対し、ガスバーナー使用の際には十分な換気を呼び、水質試験室に業務用換気警報器を設置した。 ・販売事業者は、他の業務用厨房施設等の消費者に対し、充分な換気を行い、消費設備の異常の有無を確認すること等について注意喚起した。

3. 埋設管事故の概要

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/1/16	神奈川県 愛川町	漏えい	飲食店 木造2階建	14:30	販売事業者	埋設配管の腐食劣化 〈法令違反〉 保安法第63条第1項第1号(事故届)	飲食店において、販売事業者が検針時に訪問した際、マイコンメーターのBR表示(圧力式微量漏れ警告)に気付き、漏えい検査をしたところ、埋設配管(白管)からガスが漏えいしている事を確認した。原因は、漏えい箇所を特定出来ないため不明だが、マクロセル腐食が地盤沈下により配管が損傷したものと推定される。	配管(埋設部)	不明	不明	(有)川入ブ ロハン	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故報告を徹底するよう口頭指導した。 ・販売事業者は、腐食劣化した埋設配管を露出配管に変更した。
2015/1/19	岡山県 岡山市	漏えい	その他(空き地)	13:42	他工事業者(建設工事業者)	建設工事業者の作業ミス	空き地において、建設工事業者から掘削工事中にガスが漏えいしたとの連絡を受け、販売事業者が出勤したところ、埋設されているPE管(25A)が損傷していることを確認した。原因は、建設工事業者が、ガス管の埋設位置を販売事業者に事前に照会することなく掘削工事を行ったため、ガス管が埋設されていることを認識しておらず、深さ1500mmに埋設されたPE管にハケットを接続し、船さし損傷したものの、建設が予定されている建物には、埋設管を敷設した販売事業者とは別の販売事業者がガスを供給する予定であったため、建設工事業者は埋設管が敷設されていることを認識していなかった。	供給管(埋設部)	不明	不明	イワタニ山陽(株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、容器庫内の容器バルブを閉止した後、破損箇所の修繕を行い、漏えい検査にて漏えいのないことを確認し、供給を再開した。また、建設工事業者と埋設管設置位置を再確認した。今後、全事業所に対し、他工事による事故を防止するため、巡回強化を指示することとした。
2015/2/2	福島県 南相馬市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造3階建及び5階建	11:00	その他(震災と経年劣化)	震災及びその後の微振動、経年による劣化等	共同住宅において、保安機関より容器交換時等供給設備点検時に、流量検知式切替型漏えい検知装置にB表示を確認したとの連絡を受け、販売事業者が漏えい試験を実施したところ、圧力低下によりガスの漏えいが確認された。その後、ガス検知器による検査を露出部分において実施したが、反応が無いことから埋設部からのガス漏えいを疑い、10箇所のボーリング調査を実施したが漏えい箇所を特定できず、ガス臭もないため供給を再開した。3日後に販売事業者が福島県に相談したところ、ガスの供給を即時停止するよう指示されたため全面停止し、漏えいの無い露出配管を利用し仮供給を再開した。原因は、敷設後20年程の経過による劣化に加え、東日本大震災の影響及びその後の微振動により埋設供給管が損傷したものと推定される。	供給管(埋設部)	不明	不明	東北アストモ スガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明	・県は、販売事業者に対し、ガス漏れ確認後もガス使用を継続していたことからガス供給を即時停止するよう指示するとともに、消費者がガスを使用できない期間を最小限にするよう指示した。また、速やかな事故報告を行うよう指導した。 ・販売事業者は、ガス臭がなかったため、ボーリング調査にて漏えい箇所を調査したが特定できず、臭からの指示によりガス供給を全面停止した。また、埋設供給管を利用しない新規供給管を敷設した。
2015/2/21	東京都 日野市	漏えい	共同住宅 鉄骨造2階建	10:09	他工事業者(水道工事業者)	水道工事業者の作業ミス	共同住宅において、水道工事業者より水道埋設管の差し替え工事中にラッシュハンマーでコンクリートを掘削した際、ガス供給管に穴をあけ、ガスが漏えいしたとの連絡を受け、販売事業者が出勤したところ、供給管が損傷していることを確認した。原因は、水道工事業者が、埋設されていた供給管に誤ってラッシュハンマーで穴を開けたため、供給管よりガスが漏えいしたものと推定される。	供給管(埋設部)	不明	不明	全国農業協 同組合連合 会	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、水道工事業者より連絡を受けた際、直ちに容器バルブを閉止しLPガスの供給を停止するよう要請した。また、現場の状況確認を行い、容器バルブ閉止によりLPガスの漏えいが止まっていることを確認した後、供給管を補修して措置完了とした。

年月日	発生場所	現象被害状況	建物用途構造	発生時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/3/17	愛媛県 松山市	漏えい	一般住宅 木造2階建	11:52	販売事業者	埋設配管の腐食劣化	一般住宅において、検針員よりマイコンメーターの確認をしたところ、微少漏えい警告が表示されていた。以上の連絡を受け、販売事業者が調査したところ、消費側の埋設配管(白管)からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、配管(白管)が長期間埋設されていたことにより外面が腐食し、腐食部よりガスが漏えいしたものと推定される。 なお、当該事故は、愛媛県職員が販売事業者の帳簿を確認した際、緊急時対応の記録として埋設配管(白管)腐食による微少漏えいとの記載があったことから、販売事業者に対し聞き取り調査を行ったところ、発覚したものである。	配管(埋設部)	不明	不明	福泉(株)	・ガス警報器不明 ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者の緊急時対応の記録を確認したところ、当該事故に関する記載があったため、事故の概要、原因等について聞き取り調査を実施した。 ・県は、販売事業者に対し、当該事故の報告が遅れたことについて顧客書の提出を指示し、今後同様の事例を起さないよう口頭にて嚴重に注意した。 ・販売事業者は、事故発生時に、応急処置として、金属レキンプル管による配管の引き直し工事を実施後、他の供給先について類似案件の有無を確認し、同様の事例は特になしと判断した。 また、事故報告が遅れたことに対しては、行政の指示に従い顧客書を提出し、今回の事故については従業員に保安教育を実施した。
2015/3/30	福岡県 久留米市	漏えい	その他店舗(雑居ビル) 鉄筋コンクリート造3階建	12:00	他工事業者(建設工事業者)	建設工事業者の作業ミス	その他店舗において、建設工事業者が玄関扉の取替工事の中に、床のほつり作業を実施していたところ、埋設配管を損傷、マイコンメーターにより遮断し、ガスが停止した。 原因は、建設工事業者が施工前に埋設配管の位置を確認していなかったため、誤って埋設配管を損傷し、ガスが漏えいしたものである。	配管(埋設部)	不明	不明	サンダーガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事情聴取するとともに、再発防止策を検討するよう要請した。 ・販売事業者は、ガス配管を取り替えるとともに、ビル管理者に対し、埋設ガス配管が存在する旨を伝え、改修工事等に対する注意喚起を実施することとした。
2015/4/29	滋賀県 甲賀市	漏えい	その他(宅地)	15:04	他工事業者(水道工事業者)	水道工事業者の作業ミス	宅地において、水道管工事を行っていた水道工事業者が、コンボで掘削中、埋設されていたガス供給管を誤って損傷し、ガスが漏えいした。当該事業者からの通報を受け、販売事業者が現場に急行し、漏えい箇所を補修の上、供給管を埋め戻した。 原因は、水道工事業者による作業ミス。 なお、当該埋設供給管は、戸建て住宅の建築を予定している宅地において、集団供給先の1軒として供給するため、敷設されていたものであり、先端はプラグ止めされていた。また、工事日より約2ヶ月前に、販売事業者と水道工事業者は、埋設管の位置等について現地確認を実施していたが、当該宅地に埋設管の表示はなかった。	供給管(埋設部)	不明	不明	エルピー(株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故届を提出するとともに、LPガス埋設供給管が敷設されていることを明示するよう口頭指導した。 ・販売事業者は、水道工事業者から連絡を受け、直ちに現地に向かい、破損した供給管を補修した。
2015/5/10	東京都 あきる野市	漏えい	一般住宅 木造	6:10	一般消費者等	消費者による埋設配管の損傷	一般住宅において、消費者より「外でガス臭がする」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、メーターと給湯器との間の地面に埋設された、配管用フレキシ管のさや及び内部のフレキシ管に穴が開き、ガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、消費者自身が、外清工事を行った際、地下シート固定用の杭が、配管用フレキシ管のさやを貫通し内部のフレキシ管に穴が開いたため、損傷部からガスが漏えいしていたものと推定される。 なお、消費者は、当該埋設配管の位置を認識していなかったとのこと。	配管(埋設部)	不明	不明	エネックス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/6/23	大阪府 大東市	漏えい	一般住宅 木造2階建	11:00	他工事業者(解体工 事業者)	解体工事業者の作業ミス	一般住宅(戸建て住宅・空家)の解体作業を行っていた解体工事業者が、基礎撤去作業のため掘削した際、敷地内に残されていた埋設供給管の立ち上がり管を重機で誤って引き抜き、埋設供給管及び供給管継手部分を破損した。解体工事業者は、ガスの漏えいに気が付かず作業を続けた。最初に近隣住宅においてガス警報器が鳴動した。最初に自動要請を受けた都市ガス供給事業者が調査したところ、屋外の下水管においてLPガスの漏えいを検知したため、ガスの漏えいが判明、消防及びLPガス販売事業者に通報した。 原因は、解体工事業者による作業ミスによるもの。当該住宅は、元々、集団供給により、LPガスの供給を受けていたが、数年以上前に都市ガス供給に転換していた。都市ガスへの切替時に、ガスメーターのみを撤去し、埋設供給管は、立ち上がり管の先端をプラグ止めで残されていた。解体工事業者は、埋設供給管等に注意が至らなかつたものと推定される。	供給管 (埋設部)	不明	不明	南都住設 (株)	・ガス警報器不明 ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市消防は、販売事業者から状況聴取を行い、関係機関へ連絡した。また、ガス検知による漏えい箇所の特定及びLPガスを送排風機で吸い上げ、安全な場所へ拡散した。 ・市消防は、販売事業者によるLPガスの一時供給停止を確認した。 ・販売事業者は、ガス供給を停止し、破損部分をプラグ止めた。また、その他にガスの漏えいがないか、気密試験を行い、ガスの漏えいがないことを確認した。
2015/6/23	大阪府 河内町	漏えい・爆発・ 火災 重傷1名	一般住宅 木造2階建	11:48	他工事業者(外構工 事業者)	外構工事業者の作業ミス	一般住宅(戸建て住宅)の敷地内において、外構工事業者が、ガレージ部分のコンクリート張り替えのため、重機を用いてコンクリートを引き剥がしたところ、誤って埋設供給管をコンクリートと一緒に持ち上げて破損し、ガスが漏えいした。当該工事業者が応急措置を実施するため、電動工具(電動式削岩機)を用いて、供給管とコンクリートを引き離そうとしたところ、漏えいしていたガスに引火し、火災が発生した。火災により、当該工事業者1名が重傷を負い、原因の一部を焼損した。 原因は、外構工事業者の作業ミスによるもの。当該住宅は、元々、集団供給により、LPガスの供給を受けていたが、平成18年11月にオール電化に転換していた。転換する際、ガスメーターのみを撤去し、埋設供給管は、立ち上がり管の先端をプラグ止めで残されていた。外構工事業者は、埋設供給管等に對する認識及び事前の調査が不足していたものと推定される。	供給管 (埋設部)	不明	不明	日米礦油 (株)	・ガス警報器不明 ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市消防本部は、消火活動を行うとともに、LPガスの一時供給停止を確認し、配管を応急的に閉鎖した。 ・販売事業者は、配管を応急的に閉鎖した。
2015/8/1	佐賀県 佐賀市	漏えい	その他(私道)	10:10	他工事業者(下水道工 事業者)	下水道工事業者の作業ミス	私道において、下水道工事業者より埋設供給管を損傷したとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、埋設供給管が損傷し、ガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、下水道工事業者がパワーショベルを埋設供給管に引っかけたため損傷し、そこからガスが漏えいしたものの。 なお、当該埋設管の先にある住宅は、オール電化住宅でありガスを使用していないかった。	供給管 (埋設部)	不明	不明 (2000年頃埋設)	(株)エネサン ス九州	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、復旧作業時に当該集団供給先(10戸)に対し、他工事による事故について周知した。 ・販売事業者は、当該集団供給先の戸数が減少しているため、供給設備を50kg容器18本立てに縮小するとともに、埋設配管位置が判るよう、団地内の道路に「ガス管理設備の表示ペン」を敷設することとした。
2015/8/19	東京都 足立区	漏えい	その他(私道)	10:20	他工事業者(下水道工 事業者)	下水道工事業者の作業ミス	道路において、下水道工事業者が給水管交換工事に伴い掘削作業中、埋設供給管(PE管25A)に重機を接触し、埋設供給管よりガスが漏えいした。 原因は、当該下水道工事業者が掘削作業を実施する以前に、販売事業者による埋設供給管の配管図面の提供及び現場での供給管のルーラーの説明が行われていたが、当該下水道工事業者内での打合せ不足により供給管の位置を把握していなかった、若しくは作業員の不注意により、掘削作業時に重機が埋設供給管に接触させたものと推定される。	供給管 (埋設部)	不明	不明	河原実業 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、工事業者に対し、図面及び配管ルート等をこれまで通り事前に説明するとともに、埋設管付近の掘削作業は必ず手廻りにより注意しながら作業とすることについて説明を徹底していただくこととした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/8/21	京都府 宇治市原町	漏えい	その他(屋外)	7:11	販売事業者	地下水による埋設供給管の腐食 〈法令違反〉 液石法施行規則第36条 第1項第1号イ(2)埋設 供給管(白管)の漏えい、 試験は1年に1回以上行う こと	戸建て住宅へ集団供給(全15戸)を行っているポン プへの周辺からガス臭がしている旨、住民から販売 事業者へ連絡があり、調査の結果、埋設供給管か らガスが漏えいしていることが判明した。当該埋設 供給管(白管)は、設置後33年経過しているもので あった。 埋設管周辺を掘り返したものの、漏えい箇所の特定 には至らず、埋設管周辺の地下水水位が高いことよ り、腐食が進行しやすい環境にあったことが影響 したものと推定される。 なお、当該埋設管は白管であったため、1年に1回以 上の漏えい試験が必要となること、4年に1回しか漏え い試験が実施されていなかった。	供給管 (埋設部)	不明	不明	京都やましろ 農業協同組 合	・集中監視システ ムあり	・府は、販売事業者に対し、事故概 要について聴取し、行政機関への 事故通報の遅延及び緊急時対応の 遅滞について口頭で指導した。ま た、埋設管については、1年に1回以 上の漏えい試験が実施されていな かったこと併せて、今後の改善策 を改善報告書として提出するよう指 導した。 ・販売事業者は、漏えい箇所特定の ための調査を実施したが、最終的に 特定できなかった。 ・販売事業者は、ポンプ庫からの供 給を停止し、全戸個別供給に切り替 えた。
2015/9/25	北海道 北斗市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造1階建	9:30	その他(建物管理 者)	経年による供給管の腐食	共同住宅において、販売事業者が検針した際、マイ コンメーターのBR表示(微少漏えい警告)に気付き、 一旦リセットし1ヶ月間様子を見たが、1ヶ月後の検 針時に再度BR表示が出たため、漏えい検査をした ところ、埋設供給管(白管)からガスが漏えいしてい ることを確認した。 原因は、当該埋設管を掘り起こさず露出管に変更し たため、漏えい箇所は確認出来ないが、経年により 腐食したことが原因と推定される。 なお、当該埋設供給管は、被覆の無い白管である ため、昭和57年12月以降は、埋設が、理設が禁じら れているが、平成24年4月に埋設されていた。	供給管 (埋設部)	不明	不明	(有) 中村米 穀店	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・道は、販売事業者に対し、事故発 覚後速やかに連絡するとともに、統 報が入り次第、連絡するよう指示 した。 ・道は、販売事業者に対し、埋設管 の工事終了後、再度報告することと し、事故の再発防止に努めるよう指 示した。 ・販売事業者は、当該共同住宅を管 理する市に対し、埋設管を露出管へ 変更する工事を行うよう要請した。 ・道協会は、販売事業者から事故に 関する詳細な情報の把握に努め た。また、事故発生時の報告方法に ついてマニュアルを作成している。
2015/9/26	神奈川県 横浜市	漏えい	共同住宅 鉄骨造2階建	13:30	その他(地盤沈下)	地盤沈下による埋設配管 の損傷	共同住宅において、配送事業者より配送指針と消 費量に差異があるなどの連絡を受け、販売事業者が 調査したところ、埋設供給管からガスが漏えいし ていることを確認した。 原因は、当該建築物が建てられている土地の傾き、下 水桁の上り、損傷が見られることから、地盤沈下に よる影響で、埋設供給管が損傷し、ガスが漏えいし たものと推定される。	供給管 (埋設部)	不明	不明	日商ガス販 売(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・販売事業者は、当該供給管内及 び地中に滞留しているガスのパ ンプを実施し、応急措置として個別供 給に切り替えた。
2015/10/13	埼玉県 所沢市	漏えい	一般住宅 木造2階建	15:30	他工事業者(解体工 事業者)	解体工事業者の作業ミス	解体工事の一般住宅において、解体事業者より 「パワーステールで配管をひっかけ傷つけてしまっ た。配管の先端を曲げて金具のようなものでしぼり つけている」との連絡を受け、販売事業者が調査し たところ、配管が損傷していることを確認した。 原因は、解体工事業者は、埋設供給管の有無を販 売事業者へ確認していなかったため、誤って、解体 工事中にパワーステールで埋設供給管を損傷させ、 損傷部分からガスが漏えいしたものと推定される。	供給管 (埋設部)	不明	不明	エネックス (株)	・ガス警報器なし ・マイコン不明 ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器不明 ・集中監視システ ム不明	・県は、販売事業者に対し、漏えい した箇所に安全な措置を講じるよう 指示した。 ・県は、販売事業者に対し、解体工 事の際は、業中導管のオーナー、 管理会社にも周知を行うよう指示 し、解体工事業者は販売事業者の 指示に従って動くよう指導した。 ・販売事業者は、集中導管のオー ナー、管理会社に周知を行った。 ・販売事業者は、解体工事業者に対 して、緊急時の措置は自らの方法で はなく、販売事業者の指示に従った 方法で行うよう指導した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/11/7	富山県 南砺市	酸素欠乏 <B級事故> 死亡1名	その他(一般住 宅用地)	9:20	他工事業者(下水道 工事業者)	下水道工事業者の作業ミ ス	一般住宅用地において、他工事業者の作業員が宅 地下水道工事のため、公共拵直近を重機(バックホ ウ)で掘削した際に、埋設供給管を損傷した。その 後、当該作業員が応急措置のため掘削穴に入った ところ酸素欠乏で意識を失い、同僚が発見され救急 車で搬送されたが、約9時間後に死亡した。 原因は、当該作業員が、埋設供給管の表示に気づ かず、重機で誤って当該供給管を損傷させたこと、 また、損傷部よりガスが漏えいし、掘削穴にはガス が滞留している状態であったが、応急措置(テール 巻)を行うため掘削穴に入り、酸素欠乏となっ たことによるもの。 なお、当該他工事業者は、販売事業者に対して、ガ ス管の埋設の有無、その配置及び使用状況に関し ての確認作業を実施しておらず、工事の際の立ち会 いを依頼していなかったとのこと。 (ハバルク貯槽 980kg×1基)	供給管 (埋設部)	不明	不明	中越産業 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、当該事故現場に職員を派遣 し、現場調査を実施した。 ・県は、販売事業者に対し、高圧ガ ス保安法に基づく事故届の提出を 指示した。 ・販売事業者は、ガスの供給を緊急 停止し、当該埋設管を補修した。 ・販売事業者は、住宅団地の管理 者や仲介業者に対して、土地の購 入者や他工事業者に埋設供給管の 有無を確実に伝えるよう依頼した。 ・販売事業者は、集中供給方式採 用の全戸に対して、宅地内にガス管 が引き込まれていることを周知し、 工事者へ連絡する場合は、販売事 業者へ連絡をするよう依頼した。 ・販売事業者は、設置済みの埋設 供給管の表示杭を、社名及び連絡 先が明記してあるものに取替えるこ とにも、今後設置する表示杭につい ても同様に対応することとした。
2015/11/7	京都府 宇治市	漏えい	その他(団地内 集合供給管)	14:21	他工事業者(下水道 工事業者)	下水道工事業者の作業ミ ス	戸建住宅に集団供給(全29戸)を行っている団地内 において、下水道工事業者が掘削作業中に、埋設 供給管を損傷させ、ガスが漏えいした。 原因は、当該工事業者の作業ミスにより、重機で当 該供給管を損傷させたため、損傷部よりガスが漏え いしたものである。 なお、販売事業者は、当該工事の施工に当たり、当 該工事業者の責任者と事前打ち合わせを6回行い、 図面での配管確認及び道路への配管位置マーキン グも行っていたが、現場の作業員が工事作業を積 重に進めていかなかったことが考えられる。	供給管 (埋設部)	不明	25A PE管 (製造年月不 明)	伊藤忠エネク スホームライ フ関西(株) 京滋営業所	・集中監視システ ムなし(公道上の ため)	・販売事業者は、応急措置後のガス 漏えいの有無を確認し、漏えい箇所 の旧工事を実施した。 ・販売事業者は、下水道工事業者に 対して、導管図と注意喚起文書にて 安全のための周知を徹底し、工事 期間中の定期的立ち会い及び巡 回点検を実施した。
2015/11/9	鳥取県 米子市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリ ー ト造1階建	8:00	販売事業者	植栽工事施工業者への 周知不備	共同住宅において、管理者よりガス臭がする」との 連絡を受け、販売事業者が調査したところ、植栽工 事業者が作業中に、埋設供給管を損傷し、継手部 からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、植栽工事業者が、当該供給管に絡みつい た植栽の根を工事機械で引っ張ったため、供給管 の継手部が変形し、気密が保たずガスが漏えいた ものと推定される。 なお、販売事業者による、当該住宅の管理者が変 更されていたことを知らされていなかったため、管理 者へ工事における注意等の周知が不十分であった とのこと。	供給管 (埋設部)	不明	不明	山陰酸素工 業(株)	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器あり ・集中監視システ ムあり	・県は、販売事業者に対し、工事の 際の住宅所有者等への注意喚起を 行うよう指示した。 ・県は、講習会での注意喚起を実施 することとした。 ・販売事業者は、建物所有者(管理 者)等へ、工事の際のリスク説明、 供給設備点検を実施した。
2015/11/13	福島県 富岡町	漏えい	その他(空き 地)	11:00	販売事業者 設備工事業者 除染事業者	除染事業者による作業ミ ス	空地(居住区制限区域域内)において、除染事業者が 作業中、油圧ショベルを用いて表面の土を剥ぎ取っ ていたところ、埋設供給管からガスが漏えいした。 原因は、除染作業業者が、作業中に掘った油圧ショベ ルで埋設供給管末端のキャップを損傷したため、損 傷部よりガスが漏えいたもの。 なお、当該空地に埋設供給管の表示はなかった。	供給管 (埋設部)	不明	不明	(株)富岡ガ ス	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器不明 ・集中監視システ ム不明	・県は、販売事業者に対し、事故報 告の失念について、今後速やかに 報告を行うよう口頭で注意した。 ・県は、今後、除染事業者への周知 方法を検討することとした。 ・販売事業者は、除染事業者に対す る周知方法を、今後検討すること とした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/11/13	山口県 山口市	漏えい	その他(集団供 給の団地)	18:30	その他(市水道局)	サンドブラスト現象による 埋設供給管の損傷	集合供給の団地において、消費者よりガスが出ないとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、数戸のガスメーターが遮断しており、調整器のドレン部から水の流出が確認された。 原因は、当該団地において、水道管からの漏水と砂によるサンドブラスト現象が発生したことにより、埋設白ガス管が損傷したため、損傷部よりガスが漏えいしたものと推定される。	供給管 (埋設部)	不明	不明	(株)えびす や	・ガス警報器不明 ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明	・県は、販売事業者に対し、他の埋設ガス配管のある集合供給の団地についても、当該事故と同様に供給管の腐食が考えられるため、漏えい確認をするよう指示した。 ・販売事業者は、当該団地において、集合供給から個別供給に切替を実施した。
2015/11/26	福岡県 小郡市	漏えい	その他(道路)	16:10	他工事業者(電柱工事業者)	電柱工事業者による工事ミス	道路において、電気工事業者より電柱工事の際、道路掘削作業中に埋設供給管を損傷したとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、埋設供給管よりガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、電柱工事業者が施工前に埋設供給管の有無を確認していなかったため、重機で踏って埋設供給管を損傷させ、損傷部からガスが漏えいしたものの。	供給管 (埋設部)	不明	不明	新九州瓦斯(株)	・ガス警報器不明 ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明	・県は、販売事業者に対し、当該事故において事情聴取を実施した。 ・販売事業者は、損傷した埋設供給管の取替えを実施した。
2015/12/9	千葉県 館山市	漏えい火災	一般住宅 木造1階建	9:46	他工事業者(リフォーム工事業者)	リフォーム工事業者による作業ミス	一般住宅において、リフォーム工事業者が、敷地内春原のコンクリートを電動サンダーで削る作業をしていたところ、埋設供給管からガスが漏えいし、プロックの一部を損傷、排水管の一部を熔解した。 原因は、リフォーム工事業者が、敷地内に埋設供給管が残っていたことを認識しておらず、電動サンダーによる作業中に、誤って埋設供給管を切断したため、ガスが漏えいして着火し、電動サンダーの火花が引火したものの。 なお、ガス供給切替時の新旧販売事業者間の協議により、切替時の供給管を露出部分で閉栓処理を行っていたため、埋設供給管は敷地内に残されたままになっていた。	供給管 (埋設部)	不明	不明	房州瓦斯(株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明	・県は、当該事故の翌日、真産業保安課職員2名を現地へ派遣した。また、当該事故に関わる新旧の販売事業者及び消防本部から事情聴取を実施した。 ・販売事業者は、他工事業者及び消費者に対し、当該住宅と同様に敷地内に埋設供給管が残る物件について、「ガス管注意」現在ガスが通っています」等のステッカーを貼付し、注意喚起を実施した。
2015/12/10	埼玉県 新座市	漏えい	その他(更地)	9:15	販売事業者 他工事業者(外構工事業者)	外構工事業者による作業ミス	更地において、外構工事業者より工事を行っている際、ガス島がするじとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、埋設供給管継手部からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、外構工事業者が土地を整地する際、誤って埋設供給管を損傷させたため、継手部よりガスが漏えいしたものと推定される。 なお、漏えい検知装置にB表示が出ていたため、当該供給管は入替え工事手配中であった。	供給管 (埋設部)	不明	不明	日商ガス販売(株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者から情報収集を行うとともに、原因調査の実施及び事故報告書の提出を指示した。 ・販売事業者は、当該供給管において定めのある部分を取り出し、プラグ止めの措置を実施した。 ・販売事業者は、当該更地において、埋設供給管の表示板を打った。

4. バルク供給に係る事故の概要(充てん設備及び供給設備に限る)

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/5/29	岐阜県 八百津町	漏えい	その他店舗(商 業施設) 鉄骨造	13:00	販売事業者	不明 (液取出し弁及び樹脂 製プラグの開いた要因が 不明なため。)	その他店舗において、販売事業者が、バルク貯槽 から気化器の間の液配管に設置されているメンテナ ンス用液取出しバルブ及び樹脂製プラグから液が漏 えいしていることを確認した。 原因は、何らかの要因により、メンテナンス用液取 出バルブが開き、樹脂製プラグが緩んでいたため、 液が漏えいしたものと推定される。 (バルク貯槽 980kg×1基)	バルク貯 槽	中国工業(株)	14東8683 (2002年9月製 造)	美濃加茂ガ ス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システ ム不明	・県消防は、警戒区域を設定すると ともに、付近住民へ避難勧告を行っ た。 ・販売事業者は、ガス放出弁を容易 に開放できないよう、道具を使用し て工程で開ける構造にするともに、 バルク貯槽用の警報器を設置した。
2015/8/11	宮城県 都城市	漏えい	その他(福祉施 設) 鉄筋コンクリー ト造	16:10	不明	気化装置調整器の圧力 変動及び設備設計時の 配慮不足による液移動	福祉施設において、消費者よりガス漏れの通報を 受け、消防及び販売事業者が調査したところ、974 kgのバルク貯槽2基のうち1基のプロテクターの隙 間より、ガスが白煙を上げて漏えいしており、漏えい 箇所は二段式調整器であることを確認した。 原因は、当該施設では、同系列の974kgのバルク 貯槽2基により、気化装置を通してガスを供給して いたが、高圧部に均圧ラインを設けておらず、また、 バルク貯槽側調整器圧より気化装置の出口調整器 が大きな圧力低圧部で差圧をとっていたが、気化 装置側の調整器の圧力変動により供給圧力が下 がったことにより、片側のバルク貯槽に西日が あたったことにより、バルク貯槽との間に差圧が生じ、 液移動が起こったことにより、片側のバルク貯槽の圧力 が過剰になり、調整器よりガスが漏えいたものと 推定される。 (バルク貯槽 974kg 2基のうち1基)	バルク貯 槽用2段2 次調整器	矢崎エナジーシ ステム(株)	RMLBF-50 (V) (2010年11月 製造)	富士燃料 (株)	・ガス警報器なし ・マイコン不明 ・ヒューズガス栓 不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システ ム不明	・県は、現地調査を行い、消費者及 び販売事業者から事故状況を聴取 するとともに、販売事業者に対し、 事故の原因究明及び再発防止策に ついて報告するよう指導した。 ・販売事業者は、器具メーカーに対 し、調整器の調査を依頼するととも に、充てん事業者等関連事業者か ら聴取を行い、事故報告書を提出し た。 ・販売事業者は、当該供給設備につ いてバルク貯槽2基のうち1基を撤去 した。今後は、特定供給設備につ いては、撤去せず、貯蔵量により 大きなバルク貯槽1基を設置するこ ととした。
2015/11/12	北海道 伊達市	漏えい 軽傷(名)	医・病院 鉄筋コンクリー ト造	15:20	販売事業者	販売事業者によるバルク 貯槽安全弁交換時の作 業ミス	病院において、販売事業者の作業員が、29Lバルク 貯槽に設置されている安全弁の交換作業をする 際、貯槽内のガスが漏えいし、手に凍傷を負った。 原因は、作業員が、当該バルク貯槽の安全弁を交 換する際、元バルブを閉止せずに安全弁を緩めた ため、ガスが噴出したもの。 (バルク貯槽 2,900kg×1基)	バルク貯 槽安全弁 元弁	(株)変入バルブ 製作所	DBL-40 (2005年6月製 造)	(株)エネサン ス北海道	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコン不明 ・ヒューズガス栓 不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システ ムあり	・道は、当該事故の原因究明を指示 するとともに、漏えいのあった箇所 の復旧について指示した。 ・道は、販売事業者に対し、立入検 査を行うとともに、事故発生場所の立 入検査を実施した。 ・販売事業者は、安全弁交換作業 者に対し、安全弁の交換マニュアル の遵守を徹底した。また、安全弁取 替えの注意喚起ステッカーを作成、 当該バルク貯槽の安全弁本体に貼 り、注意喚起を促すこととした。
2015/11/15	岐阜県 可児市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造4階建	12:00	不明 (液取出し弁が開い た原因が不明なた め)	何らかの要因による液取 出し弁及び樹脂製プラグ の誤開放	共同住宅において、住人よりガス臭いなどの連絡を 受け、販売事業者が調査したところ、バルク貯槽プ ロテクター内に設置されている液出し弁(バルブ)約 10度開の状態)より、ガスが漏えいしていることを確 認した。 原因は、何らかの要因により、当該バルク貯槽プロ テクター内に設置されている液出し弁及び樹脂製プ ラグが開いていたため、バルク貯槽よりガスが漏えいし たもの。 (バルク貯槽 490kg×1基)	バルク貯 槽	中国工業(株)	12T広1220 (2000年12月 製造)	(有)大澤燃 料店	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、当該事故において、警戒区 域の設定をするともに、付近住民 への避難勧告を実施した。 ・県は、消防に対し、ガス漏れ及び 引火防止のため、消防車による放 水を示した。 ・販売事業者は、樹脂製のプラグを 真鍮製に交換した。 ・販売事業者は、バルク貯槽プロテ クター下部の穴を天板で塞ぎ外部と 遮断した。

5. LPガス事故(全事故)の概要

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/1/2	埼玉県 所沢市	漏えい火災	共同住宅 鉄骨造3階建	7:45	一般消費者等	未使用末端ガス栓の誤 開放	共同住宅において、消費者がこんろを使用中に、二口ガス栓の周辺から火が出たため、自ら消火した。原因は、消費者が当該こんろを使用する際、誤って二口ヒューズガス栓の未使用側を開放したが、何らかの要因により半閉状態となっていたため、ヒューズ機構が作動せずガスが漏えいし、点火時の火が引火した。なお、当該ガス栓はヒューズガス栓であったがオン・オフ機能を有しておらず、半閉状態でガスが漏えいしたものである。	2口ヒューズガス栓	(株)桂精機製作所	KC-31K (1990年10月製造)	日本瓦斯 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、ガス栓メーカーへ製品調査を依頼するよう指示した。 ・販売事業者は、消費者に対し、オン・オフ機構付き1口ヒューズガス栓に交換するとともに、ガスを使用しない時はガス栓を閉止し、自強による確認の徹底、使用時の注意喚起について周知を行った。また、ガス栓メーカーに製品調査を依頼した。
2015/1/5	福島県 会津坂下町	漏えい	一般住宅 木造2階建	13:20	雪害	積雪による調整器接合部の 損傷	一般住宅において、消費者から「ガス臭がする」との連絡を受け、販売事業者が出動したところ、20kg容器と単段式調整器の接続部からガスの漏えいを確認した。原因は、屋根からの落雪により荷重がかかり、容器と調整器の接続部が損傷し、ガスが漏えいしたものと推定される。	単段式調整器	ITO(株)	HS-5AP (2010年製造)	東北アストモ スガス(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、現況が判断できる写真等を報告書に添付させるとともに、他の契約消費者に対する落雪災害予防の周知、並びに容器設置場所、設備改善等の計画日程表又は社内打合議事録等の提出を検討するよう指示した。 ・販売事業者は、消費者に対し、調整器と低圧ホースを交換し、落雪災害予防を周知するとともに、調整器を折損対応型の単段式調整器に変更した。
2015/1/6	青森県 弘前市	漏えい	一般住宅 木造2階建	13:30	雪害	落雪による調整器の損傷	一般住宅において、隣人が落雪直後に容器からのガス漏れに気付く消防へ通報、連絡を受けた販売事業者が出動したところ、容器と単段式調整器の接続部が損傷していることを確認した。原因は、容器周辺に50cm以上の積雪があり大きな水の塊が散らばっていたことから、落雪の衝撃により調整器が損傷し、ガスが漏えいしたものと推定される。	単段式調整器	富士工器(株)	RSA5 (2007年7月製造)	東北アストモ スガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、容器設置場所を落雪の少ない場所へ移動した。
2015/1/7	新潟県 新潟市	漏えい	事務所 木造2階建	6:40	その他(猫等の小動物)	集合装置未使用側バルブへの猫等の小動物の接触	事務所において、近隣住人がガスの漏えい音に気づき警察へ連絡、通報を受けた消防及び販売事業者が出動したところ、使用側、予備側それぞれ3本ずつの容器を接続する集合管に、2本ずつしか容器が接続されておらず、容器が接続されていない高圧バルブが猫等の小動物が接触していることを確認した。原因は、容器と接続されていない高圧バルブが猫等の小動物が接触したことにより開放され、高圧ホース先端からガスが漏えいしたものと推定される。	集合装置	富士工器(株)	RF-15 (2008年製造)	東邦新潟 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	・市は、販売事業者に対し、事故の原因究明及び類似施設の事故防止対策を指示した。また、空調設備の室外機が隣接設置されているため、隣隔又は隔壁を設置するよう頭等指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、6本立て集合装置から2本立て自動切換調整器に変更した。
2015/1/8	山形県 南陽市	漏えい	一般住宅 木造2階建	18:00	雪害	落雪によるガスメーター 及び供給管並びに配管 継手部の損傷	一般住宅において、消費者から「ガス臭い」との連絡を受け、販売事業者が出動したところ、ガスメーターと配管の接続部が損傷していることを確認した。原因は、厚さ60cm程度堆積した屋根からの落雪により、ガスメーターと配管の接続部が損傷し、ガスが漏えいしたものである。なお、消費者が外出していたため、ガスの漏えい気が付いた時点では20kg容器2本のうち1本が空になっており、10mlのガスが漏えいしていた。	ガスメーター(メーターオン)	愛知時計電機(株)	SA25MT-1 (2013年4月製造)	(有)西方燃 料店	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、積雪又は落雪により漏えい事故が発生しないよう、他の消費者も含め容器設置場所の検討及び雪囲いを行うよう頭等指導した。 ・販売事業者は、雪解け後に容器設置場所を移動した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/1/8	東京都 調布市	漏えい爆発	一般住宅 木造	18:43	一般消費者等	消費者による器具の点火 ミス	一般住宅において、消費者から「風呂釜の点火操作をした際、異常音が生じた」との連絡を受け、販売業者が出動したところ、当該風呂釜の右側面パネルに損傷があることを確認した。 原因は、消費者が当該風呂釜の点火操作をした際、点火つまみを点火位置で押し戻した状態で、点火レバーを操作せず放置したため、消火位置で、再度点火操作を行ったため、機器内部に未燃ガスが滞留し、点火時の火に引火したものである。	風呂釜 (BF式)	(株)ノーリツ	GBSQ-612 (2000年5月製造)	日本瓦斯 (株)	ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・都は、消費者に対し、燃焼器交換後も燃焼器取扱いに十分に注意し使用するよう依頼した。 ・販売事業者は、メーカー「ガス栓から燃焼器までの漏えい検査を行い、異常をないことと確認した後、風呂釜を使用禁止とし、後日、風呂釜の交換を実施した。
2015/1/9	岐阜県 郡上市	漏えい	一般住宅 木造2階建	22:18	一般消費者等	積雪による配管継手部の損傷 <法令違反> 保安法第64条第1項第1号(事故届)	一般住宅において、集中監視センターにて継続使用時間遮断予告を受信、消費者がガス使用が無いことを確認し、販売事業者が出動したところ、マイコンメーターは遮断しており、大量の雪により配管等の細部が確認できなかった。翌朝、再度調査したところ、ガスメーターから台所ガスこんろまでの横引き配管がたるみ、先端の継手部のネジ山に亀裂があることを確認した。 原因は、消費者が配管周辺に除雪した大量の雪を堆積させていたため、雪の重みで横引き配管が固定金具から外れて垂れ下がり、配管継手部のネジ山に亀裂が生じガスが漏えいしたものである。	配管	不明	不明	郡上ガス (株)	ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	・市は、販売事業者に対し、事故通報の徹底及び屋外配管の保安対策を指導した。また、広報媒体により、ガス漏れ事故の事例を紹介し、積雪時や雪下ろし後の容器、配管周辺の除雪管理を広報することとした。 ・販売事業者は、社内協議を行い、容器交換及び見回り等で除雪管理ができていないと判断した場合は社員が協力して保安業務の徹底を行うこととした。また、消費者に対し、除雪管理の協力を依頼した。
2015/1/11	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 木造2階建	16:41	その他(除雪作業員)	除雪作業ミス	自動車整備会社の従業員が、隣接する共同住宅敷地内からのガス臭及びガスの漏えい音に気付き警報に通報、連絡を受けた消防及び販売事業者が出動したところ、当該共同住宅の供給管が折損しておりガスの漏えいを確認した。 原因は、近隣の自動車整備会社が自社敷地内を除雪する際、誤って重機及びスコップを隣接する共同住宅の供給管に接触させたため、供給管が彎曲部で折損し、ガスが漏えいしたものである。	供給管	不明	不明	(株)いちたが ガスワン	ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり ・集中監視システムなし	・市は、販売事業者に対し、事故調査及び事故届の報告を指示した。また、各消費者先を点検し、雪かき及び凍水雪等により破損するおそれがあるものについて、雪害防止対策を行うよう口頭指導した。 ・販売事業者は、除雪作業を行った隣接の自動車整備事業者に対し、除雪時の注意事項等を説明し、雪害事故再発防止を図った。また、一般消費者等に対し、雪害防止のチラシ等を配布し、雪害事故防止の注意喚起を行った。 ・道協会は、委員に対し、注意喚起文書(「爆弾低気圧によるガス事故防止について」)、「ガス事故防止につ
2015/1/12	秋田県 藤里町	漏えい爆発・ 火災	一般住宅 木造2階建	10:00	除雪業者	積雪荷重による容器と調整器接続部の損傷	一般住宅において、消費者より火事でLPガスが燃えている」との連絡を受け、販売事業者が出動したところ、容器の設置場所である物置小屋の火は消防により鎮火しており、煙が上がっている状態であった。 原因は、除雪業者が、容器の周辺に雪を下ろしたため、荷重により容器に直付けされた自動調整式調整器の接続部が損傷し、漏えいしたガスに2.5m離れたボイラー室の灯油ボイラーの火が引火したものと推定される。 なお、ガス容器からボイラー室までのコンクリート上には、融雪用の散水がされており、漏えいしたガスが融雪した部分を通じてボイラー室に流入し、ボイラーの火が引火した可能性が考えられる。また、事故発生時、消費者は2回の爆発音を聞いていたことから、漏えいしたガスが、2.5m離れたボイラー室の灯油ボイラーに着火し、1回目の爆発、さらに、2回目の時の夜が容器周辺に滞留したガスに引火し、2回目の爆発となり火災に至ったものと推定される。	一体型自動調整式調整器	(株)桂精機製作所	CA-PS5 (2005年12月製造)	太平熔材 (株)	ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、消費者に対し、雪害防止の再周知を行うとともに、容器周辺をコンパネにより雪囲いをした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/1/14	宮城県 多賀城市	漏えい・爆発・ 火災 軽傷1名	森・寄居舎(グ ループホム)人 木造一部鉄骨2 階建	6:55	不明 (消防・警察による調 査の結果、漏えい原 因・漏えい箇所の特 定に至らなかった)	不明 (消防・警察による調査の 結果、漏えい原因・漏え い箇所の特定に至らな かった)	グループホームにおいて、消費者が台所に隣接す る居間で石油ファンヒーターに点火したところ、爆発 が発生。消費者1名が軽度の火傷を負い、台所及び 居間の窓ガラス(2面)、天井部分等が損傷、外壁の 一部が変形、屋外の軽自動車のプロントガラス、ポ ンネット及びフェンダー各部が損傷した。 原因は、ガス警報器が鳴動していたことから、何ら かの要因により、ガスが漏えいしている状態であっ たが、消費者は、ガス臭を感知したものの、当該鳴 動音がガス警報器から発せられているものと特定で きず、換気等の措置を行わず、台所に隣接す る居間のファンヒーターに点火し、点火時の火が引 火し爆発に至ったもの。 なお、台所の末端ガス栓(ヒューズガス栓)、また は、こんろからのガス漏えいが疑われるが、消防及 び警察による調査においても特定に至らなかった。 また、事故前日、被害に遭った消費者とは別の施設 従業員より末端ガス栓のつまみ部分が損傷したこ との連絡を受け、販売事業者が調査したが、被知 れによる漏えい試験では当該ガス栓からの漏えいは 認められず、こんろも正常に燃焼していたため、従 業員には翌日ガス栓を交換するため操作しないよう 依頼し、そのまま使用可能な状態としていた。	①2口 ヒューズ ガス栓 ②家庭用 こんろ	①光陽産業(株) ②ハロママ(株)	①G025ZU- 12P (2011年製造) IC-800F (2010年9月製 造)	東北エア・ ウォーター (株)	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、再発防 止に関する対策を社内で検討する よう指導した。 ・県は、販売事業者に対し、事故後 において原因究明の状況及び対応 状況を確認し、消費者及び販売 事業者に対し、追加の事情聴取等 を実施した。 ・販売事業者は、消防からの通報を 受け、直ちに現場に急行し2次災害 の防止を行った。 ・販売事業者は、事故の再発防止 策を社内で検討・構築した。また、 ガス栓の提供された2口ヒューズ ガス栓により、当該ガス栓の分析・調査を 依頼し、事故原因の究明に努めた。
2015/1/14	福島県 西谷津町	漏えい	一般住宅 木造2階建	13:15	雪害	落雪による調整器の損傷	一般住宅において、隣人より隣家のガス警報器の 鳴動に気付いたため、除雪し容器バルブを閉めた」 との連絡を受け、販売事業者が出勤したところ、50 kg容器2本が接続された自動切替式調整器が損傷 していることを確認した。 原因は、当該住宅脇の急傾斜地に設置された防護 柵に堆積していた雪が、事故当日の気温上昇によ り崩れ、容器と調整器を直撃したため、調整器が損 傷したものと推定される。 なお、容器は大量の雪で覆われ、当該住宅の通気口よ り室内に流入、ガス警報器が鳴動したが、当該住宅 の消費者は高齢のため警報音に気付いていなかった たものと推定される。また、雪害による雪害対策が なされていなかった。	自動切替 式調整器	矢崎総業(株)	ASSZ (2009年製造)	会津いいで 農業共同組 合	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムあり	・県は、販売事業者に対し、報告書 には、事故発生箇所、事故状況等 がわかる写真等の添付するよう指 示するとともに、他の消費者に対す る雪害対策の周知、並びに今回の 事故を含めた雪害の危険がある契 約消費者の調査と改善の検討を行 うよう指示した。また、他販売店及び 他販売事業者に対し、今回の事故 情報を提供するとともに、契約消費 者に対する雪害対策の周知を行う よう指示した。 ・販売事業者は、消費者宅に設置さ れていた調整器と高圧ホース2本を 交換し、角材による電断防護囲いを 設置した。また、他の消費者に対 して、落雪災害予防を周知した。
2015/1/14	新潟県 長岡市	漏えい	一般住宅 木造2階建	20:46	雪害	積雪による調整器の損傷	一般住宅において、消費者より「台所でガス警報器 が鳴り、ガス臭がする」との連絡を受け、販売事業 者が容器バルブと全てのガス栓の閉止を要請したと ころ、当該警報器の鳴動が停止しガス臭が消えた。 夜間で積雪が多く作業に危険が伴うこと、またガ ス臭が消えたことから翌日調査とした。翌日の調査 で50kg容器と単段式調整器の接続部が損傷して いることを確認した。 原因は、大量の積雪により50kg容器と単段式調整 器の接続部に荷重がかかったため、接続部が損傷 しガスが漏えいたもの。	単段式調 整器	矢崎エンジニア システム(株)	R-5 (2006年9月製 造)	新潟・ハン ト・エネ ルギー(株)	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンあり ・ヒューズガス 栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムあり	・県は、販売事業者に対し、原因調 査を指示するとともに、復旧にあ たっては雪害を可能な限り防止でき るような措置をとるよう指導した。 ・販売事業者は、調整器を容器直付 接続する方式に変更するとともに、 調整器を積雪荷重のかかりにくい位 置に移動した。また、容器周辺をコ ンパネで雪囲いした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/1/15	福島県 喜多万市	漏えい	一般住宅 木造1階建	13:00	雪害	積雪による調整器継手部 分の損傷	一般住宅において、消費者より「ころの火が点かない」との連絡があり、販売事業者が出動したところ、20kg容器と単段式調整器の接続部が損傷し、ガスが漏えいしていることを確認した。原因は、積雪により容器と調整器が覆われたため、容器と調整器の接続部に荷重がかかり損傷、ガスが漏えいしたものと推定される。	単段式調整器	ITO(株)	HS-5AP (2006年製造)	東北アーストモ スガス(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	・県は、販売事業者に対し、現況が判断できる写真等を報告書に添付するよう指示するとともに、他の消費者に対して実例を挙げて雪害予防を周知するよう指示した。また、降雪量の多い地域における他の消費者について、雪害対策状況の確認と調整器(横型から縦型への変更)の見直しを検討するよう指示した。 ・販売事業者は、消費者宅に設置されていた調整器と低圧ホースを交換し、雪害予防を周知するとともに、調整器を積雪に強い縦型に変更した。また、当該消費者は従来雪害により雪害対策を施していたが、今年度は雪害対策を施していなかったため改めて簡易的な雪害対策を行うとともに、消費者に対し、来シーズンには雪害対策を施すよう依頼した。他の消費者に対し、雪害予防を周知した。
2015/1/15	秋田県 大館市	漏えい	一般住宅 木造2階建	15:00	雪害	落雪による容器と調整器 接続部の損傷	一般住宅において、消費者より「ガス警報器が鳴動し、ガス臭がする」との連絡を受け、販売事業者が出動したところ、20kg容器と単段式調整器の接続部が損傷し、ガスが漏えいしていることを確認した。原因は、当該住宅の屋根の上に堆積していた雪が気温上昇により落雪し、容器と調整器の接続部に荷重がかかったため損傷、ガスが漏えいしたものと推定される。	単段式調整器	矢崎総業(株)	RSA-SF (2008年1月製造)	佐藤時江商 店	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、落雪の除去、調整器の交換、室内の換気を行った。また、落雪による損傷を防止するため、雪解け後に容器取納箱を設置した。
2015/1/16	神奈川県 愛川町	漏えい	飲食店 木造2階建	14:30	販売事業者	埋設配管の腐食劣化 <法令違反> 保安法第63条第1項第1 号(事故届)	飲食店において、販売事業者が検針時に訪問した際、マイコンメーターのBR表示(圧力式微量漏洩警告)に気付く、漏えい検査をしたところ、埋設配管(白管)からガスが漏えいしている事を確認した。原因は、漏えい箇所を特定出来ないため不明だが、マクロセル腐食か地盤沈下により配管が損傷したものと推定される。	配管(埋設部)	不明	不明	(有)川入ブ ロハン	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故報告を徹底するよう口頭指導した。 ・販売事業者は、腐食劣化した埋設配管を露出配管に変更した。
2015/1/17	徳島県 徳島市	漏えい爆発 軽傷1名	飲食店 鉄骨造1階建	8:00	一般消費者等	消費者による器具の点火 ミス	飲食店において、従業員がめんゆで器に点火しようとしたところ爆発し、顔と手に火傷を負った。原因は、従業員が煙火に点火しないうままメインバーナーの器具袋を開き、数分間放置したため、機器内に未燃ガスが滞留し、その状態で点火用ライターで点火したことにより、滞留していた未燃ガスに引火したため。 (バルク貯槽 880kg×1基)	業務用めんゆで器	タニコー(株)	HGU-965 (2003年6月製造)	四国岩谷産 業(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	・県は、販売事業者に対し、聞き取りを行い、現場の状況を写真で確認の上、業務用消費機器を設置している消費者への注意事項の周知を徹底するよう指導した。 ・市消防本部は、消費者に対し、全従業員に業務マニュアルの遵守を徹底するよう指導した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/1/19	岡山県 岡山市	漏えい	その他(空き 地)	13:42	他工事業者(建設工 事業者)	建設工事業者の作業ミス	空き地において、建設工事業者から掘削工事中に ガスが漏えいしたとの連絡を受け、販売事業者が 出動したところ、埋設されているPE管(2.5A)が損傷 していることを確認した。 原因は、建設工事業者が、ガス管の埋設位置を販 売事業者に事前に照会することなく掘削工事を行っ たため、ガス管が埋設されていることを認識しておら ず、深さ1500mmに埋設されたPE管にバケツを接 触しても損傷したものの、 なお、建設が予定されている建物には、埋設管を敷 設した販売事業者とは別の販売事業者がガスを供 給する予定であったため、建設工事事業者は埋設 管が敷設されていることを認識していなかった。	供給管 (埋設部)	不明	不明	イワタニ山陽 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・販売事業者は、容器庫内の容器 バルブを閉止した後、破損箇所の 修繕を行い、漏えい検査にて漏えい のないことを確認し、供給を再開し た。また、建設工事業者と埋設管設 置位置を再確認した。今後、全事業 所に対し、他工事による事故を防止 するため、巡視強化を指示すること とした。
2015/1/21	岐阜県 郡上市	漏えい	一般住宅 木造2階建	23:09	雪害	積雪による配管継手部の 損傷 〈法令違反〉 保安法第63条第1項第1 号(事故届)	一般住宅において、集中監視センターにて継続使 用時間遮断予告を受け、消費者にガスの使用が無 いことを確認したため、販売事業者が出動したとこ ろ、マイコンメーターは遮断しており、大量の雪によ り配管等の細部が確認できなかった。翌朝、再度調 査したところ、給湯器までの横引き配管からガスの 漏えいを確認したが、除雪が困難であったため、室 内に仮設配管を施工、雪解けを待って屋外配管に 変更することとした。 原因は、大量の雪の重みで外壁のガス配管が下が り、亀裂が生じガスが漏えいしたものと推定される。	配管	不明	不明	郡上ガス (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムあり	・市は、販売事業者に対し、事故通 報の徹底及び屋外配管の保安対策 を行うよう指導するとともに、広報媒 体によりガス漏れ事故の事例を紹 介し、積雪時や雪下ろし後の事例を紹 介し、配管周辺の除雪管理を広報する こととした。 ・販売事業者は、社内協議を行い、 容器交換及び見回り等で除雪管理 ができていないと判断した場合は社 員が協力して保安業務の徹底を行 うこととした。また、消費者に対し、 除雪管理の協力を依頼した。
2015/1/22	福島県 猪苗代町	漏えい	一般住宅	21:10	雪害	落雪による調整器と低圧 ホースの接続部の損傷	一般住宅において、屋外で落雪の音がしたことから 消費者が外に出て確認したところ、容器付近からガ スが漏えいしていたため、容器バルブを閉めた後、 販売事業者に連絡し、出動した販売事業者が調整 器と低圧ホースの接続部分からガスが漏えいしてい たことを確認した。 原因は、落雪により調整器と低圧ホースの接続部 分が損傷し、損傷部分からガスが漏えいしたも の。なお、供給設備に雪囲いが設置されていなかった。	調整器	不明	不明	福島日石 (株)	・ガス警報器不明 ・マイコン不明 ・ヒューズガス栓 不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システ ム不明	・県は、販売事業者に対し、事故発 生時の報告について速やかに対応 するよう口頭指導した。
2015/1/23	岐阜県 羽島市	漏えい	一般住宅 木造1階建	10:30	販売事業者	容器交換時の作業ミス	一般住宅において、消費者の隣人よりガス漏れ の連絡を受け、販売事業者が出動したところ、50k g容器2本のうち予備側の高圧ホース接続部からガ スが漏えいしていることを確認した。 原因は、販売事業者が容器を設置した際、高圧 ホースの先端、バック部に土が付着したことによ り、手締めハンドルが完全に閉められていなかった ため、高圧ホース接続部からガスが漏えいしたも のと推定される。	高圧ホー ス	(株)桂精機製作 所	NX6S (2008年3月製 造)	(株)サンセキ	・ガス警報器あり (鳴動不明) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・販売事業者は、高圧ホースを交換 した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/1/24	兵庫県 明石市	漏えい・爆発・ 火災 軽傷2名	一般住宅 木造1階建	19:30	一般消費者等	消費者による接続器具の 不正改造	一般住宅において、消費者が一口こんろを使用していたところ、爆発が発生し周囲が炎上、消火しようとしたものの、消費者2名が火傷を負った。原因は、消費者が塩化ビニルホース、ゴム管用ノケット等を自らつなぎ合わせて、当該こんろと末端ガスを接続したため、ガスが漏れ出し、こんろの火に引火、爆発したものと推定される。消費者は、塩化ビニルホースとゴム管用ノケットをつなぐために、接続管のような形状のゴム製部品を用い、接着剤とビニルテープにより固定していた。ガスの漏れは、これらに接続した部分から生じたものと考えられる。なお、保安機関による定期消費設備調査では、当該こんろ及び改造された接続器具の存在は把握されていないかった。	塩化ビニ ルホース	不明	不明	(株)シメス	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、回収したビニルホースについて調査し、漏えい箇所を特定するとともに、他の消費先について定期消費設備調査時に未確認の消費機器がないか調査し、消費者への周知時に今回の事故事例を説明するよう指示した。 ・販売事業者は、回収したビニルホースについて漏えい箇所の調査を行った。今後、他の消費先に対し、定期消費設備調査時に未確認の消費機器がないか確認することとした。
2015/1/26	長野県 高山村	漏えい	一般住宅 木造1階建	14:00	雪害	積雪による配管継手部の 損傷	一般住宅において、消費者より朝はガスが使用できたが、帰宅した時にはガスが使用できなくなっていたこととの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、屋外露出配管の一部が落下しており、マイコンメーターがC表示(合計・増加流量遮断)で遮断していることを確認した。原因は、屋根からの落雪により、配管に荷重が加わったため、雪に埋もれている部分が損傷し、ガスが漏れ出したものと推定される。	配管	不明	不明	須賀農業協 同組合	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、直近の定期供給設備点検及び定期消費設備調査の結果並びに今回の緊急対応の記録を提出するよう指示した。また、県協会を通じて、販売事業者及び保安機関による、一般消費者の設備について積雪及び落雪に起因する損傷事故の予防対策の強化を文書により指導した。 ・販売事業者は、雪の影響を受けにくい高所に屋外配管のルートを変更した。
2015/1/30	長野県 長野市	漏えい	寮・寄宿舎 木造2階建	9:10	雪害	積雪による配管の損傷	寄宿舎において厨房でガスが使えず、館内がガス臭いこととの連絡を受け、保安機関が出動したところ、屋外の露出配管が変形していることを確認した。原因は、屋根からの落雪により、配管に荷重が加わったため、雪に埋もれている部分が損傷し、ガスが漏れ出したものと推定される。	配管	不明	不明	堀川産業 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、容器置場から厨房までの間に仮設供給配管を設置するとともに、チラシを用いてLPガス設備周辺を定期的に除雪するよう周知を実施した。
2015/1/30	北海道 札幌市	漏えい	一般住宅 木造	9:45	雪害	落雪及び積雪による配管 継手部の損傷	一般住宅において、消費者から「ガスが出ない」との連絡を受けた際、マイコンメーターがC表示(合計・増加流量遮断)で遮断し、復帰しないことを確認したため、販売事業者が出動し屋外配管周りを除雪したところ、雪に埋まっていた横引き配管継ぎ手部分の損傷を確認した。原因は、屋根からの落雪及び積雪の荷重により、屋外露出横引き配管の継手部分が損傷し、ガスが漏れ出したもの。	配管	不明	不明	伊藤忠エネ クスホームライ フ北海道 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市は、販売事業者に対し、雪害による事故再発防止対策を再検討及び強化するよう指示するとともに、供給する消費者へ雪害事故防止の周知を行うよう口頭で指導した。 ・販売事業者は、屋外露出配管を積雪重のかからない場所に移動するとともに、雪害注意文書の再交付及び検針員と情報を共有し、屋外に露出した横引き配管の危険箇所を調査した。 ・道協会は、会員に対し、注意喚起文書(「爆弾低気圧によるガス事故防止について」)を送付した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/1/30	福島県 福島市	漏えい	その他店舗 鉄筋コンクリー ト造2階建	15:30	一般消費者等	除雪作業ミス	自動車販売店において、従業員より除雪のため、フォークリフト/バケットを装着して使用した際、ガス漏れが発生したとの連絡を受け、販売事業者が出勤したところ、ガスの供給管が損傷していることを確認した。 原因は、従業員が除雪の際に、不注意によりバケットを上げて過ぎたため、供給管側のガスメーター継手付近を接触により損傷し、ガスが漏えいしたものの。	供給管	不明	不明	ジェイエフ新 ふくしま燃料 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンE4あり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、検査結果、検査結果のヒヤリングを行った。また、県協会等に事故事例を情報提供し、注意喚起を行うこととした。 ・販売事業者は、状況確認後、設備の修復を行い、今後の事故防止対策を依頼した。
2015/2/1	北海道 札幌市	漏えい	一般住宅 木造2階建	23:45	雪害	積雪によるガスメーターと配管継手部の損傷	一般住宅において、消費者よりガス漏れ警報器が鳴動し、ガス臭がするとの連絡を受け、販売事業者が出勤したところ、マイコンメーターがAC表示(継続使用時間超過)で遮断しており、調整器付近の供給管が傾き、メーター出口側と配管の継手部分が損傷していることを確認した。 原因は、供給設備に堆積した雪の荷重により、メーターと配管を接続する継手が損傷したためガスが漏えいしたものの。	配管	不明	不明	(株)羽帆然 料商会	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市は、販売事業者に対し、事故調査及び事故原因の報告を指示するとともに、各消費者先を点検し、落水雪等により損傷するおそれがあるものについて雪害防止対策を行うよう口頭で指導した。 ・販売事業者は、雪解け後に供給設備を雪害の影響が少ない位置に移設予定。 ・道庁からは、会員に対し、注意喚起文書(「可燃低気圧によるガス事故防止について」)を送付した。
2015/2/2	福島県 南相馬市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造3階建及び 5階建	11:00	その他(震災と経年 劣化)	震災及びその後の微振動、経年による劣化等	共同住宅において、保安機関より容器交換時等供給設備点検時に、流量検知式切替型漏えい検知装置にB表示を確認したとの連絡を受け、販売事業者が漏えい試験を実施したところ、圧力低下によりガスの漏えいが確認された。その後、ガス検知器による検査を露出部分において実施したが、反応が無いことから埋設部からのガス漏えいを疑い、10箇所でのボーリング調査を実施した。3日後に販売事業者が福島県に相談したところ、ガスの供給を即時停止するよう指示されたため、全面停止し、漏えいの無い露出配管を利用し仮供給を再開した。原因は、震災後20年程の経過による劣化に加え、東日本大震災の影響及びその後の微振動により埋設供給管が損傷したものと推定される。	供給管 (埋設部)	不明	不明	東北アストモ ガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明	・県は、販売事業者に対し、ガス漏れ確認後にもガス使用を継続していたことからガス供給を即時停止するよう指示するとともに、消費者がガスを使用できない期間を最小限にするよう指示した。また、速やかな事故報告を行うよう指導した。 ・販売事業者は、ガス臭がなかったため、ボーリング調査にて漏えい箇所を調査したが特定できず、県からの指示によりガス供給を全面停止した。また、埋設供給管を利用しない新規供給管を敷設した。
2015/2/3	山形県 長井市	漏えい	一般住宅 木造1階建	21:40	雪害	積雪荷重による高圧ホースと配管の損傷	一般住宅において、販売事業者が出勤したところ、20kg容器と連結用高圧ホースの接続部が損傷し、ガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、積雪の荷重により容器が押されたため、連結用高圧ホースの接続部が損傷し、ガスが漏えいしたものと推定される。	凍結防止 型連結用 高圧ホー ス	(株)桂精機製作 所 EH-IS (2013年9月製 造)	不明	(株)西方商 店	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、積雪及び降雪による漏えい事故が発生しないよう、他の消費者も含めて容器設置場所の検討並びに雪囲いを行うよう口頭で指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、事故当日にガス検知器により安全を確認し、事故翌日に容器設置場所の移設工事を実施した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/2/7	高知県 高知市	現象 被害状況 漏えい爆発 軽傷2名	一般住宅 鉄筋コンクリー ト造2階建	16:54	販売事業者	ビルトインこんろと燃焼器 用ホースの接続不良 <法令違反> 液石法施行規則第44条 第1号イ	一般住宅において、消費者がビルトインこんろに点火した際、炎が上がり、消費者2名が髪を焦らした。原因は、事故の約1時間前に販売事業者がビルトインこんろを設置していたが、燃焼器用低圧ホースの器具側が締め込み不足であったため、接続部からガスが漏れていた状態となり、消費者がビルトインこんろを点火した際、点火時の火に引火したものと推定される。	燃焼器用 ホース	不明	不明	(有)ライフ シヨップヤマ サキ	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	・県は、販売事業者に対し、聞き取りを行うとともに、保安教育の徹底及び機器交換時の点検方法マニュアル作成等による再発防止について文書により通知した。 ・販売事業者は、従業員に対し、保安教育を再徹底するとともに、機器交換時のマニュアル化により、締め付け確認を徹底した。
2015/2/9	東京都 小平市	漏えい	飲食店 鉄骨造1階建	8:45	一般消費者等	食器洗浄機用ホースの 接続による金属フレキシ ブルホースの損傷	飲食店において、従業員より「食器洗浄機の接続管である金属フレキシブルホースに亀裂があり、ガス臭がする」との連絡があったところ、食器洗浄機に接続された金属フレキシブルホースの一部が損傷していることを確認した。 原因は、当該金属フレキシブルホースは、食器洗浄機のケーシングの下に施工されており、ケーシングの出入れを行う際に蛇腹部に接触していたため、亀裂が生じガスが漏れていたものと推定される。	金属フレ キシブル ホース	吉野川電線(株)	MS-1 (2013年7月製 造)	日商ガス販 売(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器あり ・集中監視システムなし	・都は、販売事業者に対し、金属フレキシブルホースの上部に物が置かれても支障のないようカバーすることを口頭で指導した。 ・販売事業者は、金属フレキシブルホースの交換及び位置変更を実施するとともに、金属フレキシブルホースの上部にカバーを施工した。
2015/2/11	山形県 米沢市	漏えい	一般住宅 木造2階建	4:30	雪害	落雪による調整器の損傷	一般住宅において、自動切替式調整器が損傷していることを販売事業者が確認した。 原因は、屋根からの落雪により、雪困いとして設置していたコンパネ板が押され調整器の相元に接触したため、調整器が損傷しガスが漏れていたものと推定される。	自動切替 式調整器	富士工器(株)	RH8N (製造)	福島日石 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、積雪及び落雪による漏えい事故が発生しないよう、他の消費者も含めて容器設置場所の検討並びに雪困いを行うよう口頭で指導した。 ・販売事業者は、調整器を縦型に変更した。
2015/2/12	大阪府 大阪市	漏えい火災	その他店舗(物 販販売店舗)	14:15	販売事業者	作業終了後の点検ミス	その他店舗において、店員が店頭で設置した業務用焼き芋器にライターで点火したところ、火災が発生し、店員の衣服等の一部が焼損した。 原因は、事故の20～30分程前に、販売事業者が8kg容器的の交換を行っており、当該焼き芋器の器具栓を閉じた状態で、器具のバルブを開放して作業を終了したため、機器内部及び周囲にガスが漏れ、引き、その状態で店員がライターで点火したため、引火し、火災に至ったものと推定される。 (質量販売 8kg x 1本)	業務用 オーブン (焼き芋 器)	(株)コイズミデ ザイン	D001-05PL (2010年2月製 造)	杉本商店	・ガス警報器なし ・マイコン不明 ・ヒューズガス栓 不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明	・県は、販売事業者に対し、事故発生状況の調査、消費者への注意喚起、事故届の提出指示及び再発防止に努めるよう口頭で指導した。
2015/2/14	愛知県 豊田市	漏えい火災	共同住宅 鉄骨造2階建	7:45	一般消費者等	未接続末端ガス栓の誤 開放	共同住宅において、消費者よりこんろに着火したところ火が出たとの連絡を受け、消防及び販売事業者が出動したところ、消費者により、こんろ周辺の火は消火されており、換気扇フィルターが焦げていることを確認した。 原因は、消費者が二口ヒューズガス栓(ホースエンド)の未使用側を誤って開放したため、ガス栓の先端に、こんろのホースエンドに付いていた異物混入防止用のキャップを取り付けていたため、キャップの隙間から過流出安全機構が作動しない程度の流量でガスが漏れ出し、その状態で、使用側のガス栓を開放し点火操作を行ったため、点火時の火に引火したものと推定される。	2口ヒューズ ガス栓	(株)桂精機製作 所	KC-31 (2000年1月製 造)	三河商事 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、顧客安全意識を対象に、消費設備使用上の注意事項、ガス漏れ等の緊急時対応について周知徹底を図るよう指示した。 ・販売事業者は、2口ヒューズガス栓を新品のオン・オフ式(2口)に取り替え、ゴムキャップを設置するとともに、消費者に対し、器具使用上の注意、緊急時対応について指導を行った。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/2/15	新潟県 妙高市	漏えい爆発 (液化石油ガスとの因果関係は不明)	その他(ベ ンヨン)	11:58	不明	不明	ベンヨンで何らかの爆発があり、当該ベンションが全壊した。警察・消防が原因を調査したところ、火災の前後に爆発音が聞こえた旨の話を聞き取ったが、液化石油ガスの設備も含め建物に全壊したため、液化石油ガスと火災の因果関係は不明と判断された。	不明	不明	不明	新潟サンリン (株)	・ガス警報器あり (鳴動不明) ・マイコンS あり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	
2015/2/16	山形県 米沢市	漏えい	一般住宅 木造2階建	6:30	雪害	積雪荷重による調整器の 損傷	一般住宅において、消費者よりガス漏れ警報器が鳴動しているとの連絡を受け、消防及び販売事業者が出動したところ、50kg容器と単段式調整器の接続部が損傷していることを確認した。 原因は、積雪の荷重により雪囲いが押され、容器と調整器の接続部に接触し、ガスが漏えいしたものと推定される。	単段式調 整器	富士工器(株)	RSA5 (2007年1月製 造)	福島日石 (株)	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、積雪及び落雪による漏えい事故が発生しないよう、他の消費者も含めて、容器設置場所の検討並びに雪囲いを行うよう口頭指導した。 ・販売事業者は、雪解け後に容器設置箇所を移動した。
2015/2/16	岩手県 西和賀町	漏えい爆発・ 火災	工場 木造2階建	15:25	雪害	積雪荷重による供給管接 合部の損傷	工場において、消費者が建物内で使用していたストーブの火を消したところ、室内に白い火花の様なもの走り、その後少時間経過して突如爆発し、建物の一部が焼損した。 原因は、積雪の荷重により供給管継手部に亀裂が生じガスが漏えいしたが、積雪の高さが約3.5m程あったため、漏えいしたガスが屋外に放出されず、当該建物内の板敷きの下に滞留し、そこに何らかの要因により発生した火花が走り爆発に至ったものと推定される。	供給管	不明	不明	佐々木燃焼 店	・ガス警報器あり (鳴動不明) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、再発防止策の検討及び設備の点検を行うよう、口頭で指導した。 ・販売事業者は、積雪を除去するとともに、損傷した配管を交換し、漏えいがないことを確認した。
2015/2/16	北海道 帯広市	漏えい	一般住宅 木造1階建	20:30	雪害	落雪による容器と調整器 接続部の損傷	一般住宅において、消費者が屋外へ出た際、ガス臭に気付く、その後ガス臭を継続して感じたため、消費者自身で容器のバルブを閉めた後、消防に通報、通報を受けた消防及び販売事業者が出動したところ、20kg容器と単段式調整器の接続部が損傷していた。 原因は、屋根からの落雪により、容器と調整器の接続部分が損傷し、ガスが漏えいたもの。 なお、直近の容器交換時等供給設備点検や換針時に供給設備の異常は無かった。	単段式調 整器	富士工器(株)	RSA5-NS (2007年8月製 造)	ひまわり産業 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・道は、講習会及び立入検査等の機会を利用し、事故防止の啓発を行うこととした。 ・販売事業者は、容器設置場所を落雪の影響のない場所へ移設し、復旧した。 ・道協会は、講習会等の機会を捉え、保安意識の向上及び法令遵守について教育を実施することとした。また、事故情報の収集を行った。
2015/2/17	福島県 棚倉町	漏えい火災	一般住宅 木造2階建	14:00	一般消費者等	瞬間湯沸器と金属フレキ シブルホース接続の不完 全な施工	一般住宅において、消費者より湯沸器の調子が悪いので見て欲しいとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、小型湯沸器の電池ケースに焦げがあることを確認した。 原因は、消費者が当該湯沸器を新たに購入し、自ら取り付けを行った際、当該湯沸器と金属フレキシブルホースの接続部分にシール材を塗布していませんだったため、気密が保たれずガスが漏えいし、点火時の火に引火したものと推定される。	金属フレ キシブル ホース	不明	不明	東西しらかわ 農業協同組 合ガスセン ター	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	・販売事業者は、消費者に対し、瞬間湯沸器の設置には資格が必要であることを説明するとともに、瞬間湯沸器の設置工事を実施した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/2/17	青森県 黒石市	漏えい	一般住宅 木造2階建	20:40	雪害	降雪による調整器の損傷	一般住宅において、消費者よりガス警報器が鳴動したとの連絡を受け、消防及び販売事業者が出勤したところ、ガス警報器の鳴動及び20kg容器と単段式調整器の接続部が損傷していることを確認した。 原因は、屋根から雪の塊が落下し調整器を直撃したため、容器と調整器の接続部が損傷し、ガスが漏れ出したものと推定される。	単段式調整器	(株) 称高製作所	HS-50 (2009年9月製造)	豊 業協同組合	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、応急措置として容器及び調整器の上に積雪荷重による損傷を防止するために木製の防護カバーを設置した。また、今年以降雪期までに容器設置場所を移動する。
2015/2/17	兵庫県 洲本市	漏えい 火災	一般住宅 木造2階建	23:00	販売事業者 器具メーカー	経年による燃焼器具の劣化	一般住宅において、消費者が風呂釜で追い焚きをしていたところ、風呂釜より出火したため、容器元弁を閉止するとともに、浴室の窓からシャワーの水を放水し消火した。 当該風呂釜は、バーナーに不具合があり、メーカーが2007年4月にリコール対象製品として、情報を提供している型式である。 原因は、リコールの内容と同じく、バーナーの不具合により亀裂が入り、ガスが漏れ出し、引火したものの。 なお、販売事業者は、当該風呂釜がリコール製品であることを認識していなかった。 また、保安機関は定期消費設備調査において、当該風呂釜はリコール対象製品であることを把握していたが、販売事業者に対して情報を伝えていなかった。	風呂釜 (RF式)	(株) オカキン	OK-AR型-LE (1998年8月製造)	山 中ガス	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	県は、販売事業者に対し、事故届の提出、当該風呂釜について器具メーカーと連携し交換・修理を行うこと、他の消費先についてリコール品の有無について調査するとともにリコール品への適切な対策を講じること、知事と連携しリコール品への適切な対策を検討することを指示した。また、関係団体の広報誌に情報を掲載し、リコール品対策の徹底を促すこととした。 販売事業者は、当該風呂釜についてメーカーによる取替を行った。その後、県に基つき、保安台帳から消費機器にリコール品がなにか調査したところ、型式不明品3台が発見されたため、現地調査を実施した。その結果、当該3台がリコール品と判明したため、メーカーから交換部品を取り寄せ、修理を行った。今後、保安機関である卸売業者と連携し、リコール情報の共有を図り、リコール品対策を実施することとした。
2015/2/18	北海道 北見市	漏えい	飲食店 木造1階建	8:39	雪害	降雪及び積雪による配管継手部の損傷	飲食店において、従業員よりガス臭いとの連絡を受け、販売事業者が出勤したところ、雪に埋もれた配管が変形し、ガスが漏れしていることを確認した。 原因は、積雪と降雪の荷重により配管継手部が損傷し、ガスが漏れ出したもの。	配管	不明	不明	北海道アスト モスガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	県は、販売事業者に対し、事故の状況及び降雪が発生した消費先について聞き取りを行うとともに、現場の写真を提出するよう指導した。 販売事業者は、損傷防止のため配管引き部分の降雪の当たらない高さに変更した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/2/18	福島県 猪苗代町	漏えい	共同住宅 その他(コンク リートブロック 造)1階建	20:45	雪害	落雪による調整器の損傷	共同住宅において、隣人より隣部の部屋でガス消滅 警報器が鳴っているとの通報を受け、警察、消防 及び販売事業者が出動したところ、20kg容器と単 段式調整器の接続部が損傷していることを確認し た。 原因は、落雪の衝撃により容器と調整器の接続部 が損傷し、ガスが漏えいしたものと推定される。	単段式調 整器	富士工器(株)	RSA5-NS (2012年8月製 造)	福島日石 (株)	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、事故発 生付近、復旧方法等が分かる資料 (写真)を送付するよう依頼すると ともに、第1報は事故発生から直ちに 実施するよう指導した。 ・販売事業者は、単段式調整器から 雪害に強い縦型調整器へ交換する とともに、単段式調整器を設置し ている点検の消費者を対象に容器周 辺の点検を実施し、縦型調整器への 変更を検討することとした。また、容 器ハルブから調整器接続部を雪害 から防護するようなセーフティカッ プの導入を検討することとした。
2015/2/19	山形県 大石田町	漏えい	一般住宅 木造1階建	6:40	雪害	落雪による調整器の損傷	一般住宅において、消費者よりガスが出ないとの 連絡を受け、販売事業者が出動したところ、50kg 容器と単段式調整器の接続部が折損しており、容 器が空になっていることを確認した。 原因は、屋根からの落雪により容器と調整器との接 続部が衝撃を受け折損し、ガスが漏えいしたものと 推定される。 なお、消費者宅は雪害予防対策がなされていな かった。	単段式調 整器	富士工器(株)	RSA5 (2010年5月製 造)	ENEOSグ ローブエナ ジー(株)	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、消費者 へ除雪及び雪囲い等の必要性を周 知するよう指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、容 器周囲における除雪の必要性を周 知するとともに、再発防止のため調 整器設置位置を変更した。
2015/2/19	千葉県 富里市	一酸化炭素中 毒 <B級事故> 軽症7名	その他(公共施 設) 鉄筋コンクリー ト造2階建	11:00	一般消費者等	換気扇の不使用方法による排 気滞留	公共施設において、消費者7名が味噌作りのため3 台の購物こんろを使用中、作業が一段落したため 隣室で休憩していたところ、全員が一酸化炭素中毒 と思われる症状となり消防へ通報、救急搬送された 先で中度の一酸化炭素中毒と診断された。 原因は、消費者が購物こんろを使用中、換気扇を作 動させていなかったため換気不良となり、一酸化炭 素を含む排気ガスが室内に滞留、中毒に至ったも のとお考えされる。 なお、消防の調査によると、調理場付近の一酸化炭 素濃度は205ppmを示していた。	業務用こ んろ	不明	不明	イワタニ関東 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、県内全市町村施設管理者 及び販売事業者に対し、CO中毒防 止に係る注意喚起の文書を通知し た。また、施設管理者である市担当 者に対し、CO中毒事故の再発防止 について口頭指導した。 ・市は、燃焼器付近及び換気扇ス イッチ付近へCO中毒事故防止につ いて注意喚起の表示を行うことも、 CO中毒事故の当事者及び他者 に、CO中毒事故の発生について注 意喚起の表示を行うこと、CO中毒 防止について注意喚起の通知を 行った。 ・販売事業者は、燃焼器の燃焼状 態の点検を行いCOが基準値内であ ることを確認し、業務用換気警報器 を設置するとともに、施設管理者に 対し、CO中毒事故防止について注 意喚起を実施した。また、施設管理 者から施設利用者へCO中毒事故 防止について注意喚起してもらうよ う依頼した。センター内にCO検知器 を設置した。
2015/2/20	沖縄県 嘉手納町	漏えい・爆発・ 火災	飲食店 鉄筋コンクリー ト造4階建	8:00	一般消費者等	未使用末端ガス栓の誤 開放	飲食店において、消費者がこんろの種火を点火後 流し台で作業をしていたところ、こんろ付近で爆発が 発生し床から1m炎が上ったため消防に連絡、消防 及び販売事業者が出動したところ、火は消えてお り、窓ガラスの網戸、ポリバケツ等の一部焼損を確 認した。 原因は、消費者が事故前夜にスクリーンパーナーを 購物こんろへ取替えた際、低圧ホースからスクリー ンパーナーのみを取り外し、購物こんろとゴムホー スを別のガス栓に取り付けため、低圧ホースが器 具と接続されていないままの状態となり、その状態 で末端ガス栓を誤って開放したためガスが漏えい、 滞留したガスに、こんろの種火が引火したものの。	低圧ホー ス	不明	不明	比謝川ガス (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器あり ・集中監視システ ムなし	・県は、現場確認を行い、事故状況 について販売事業者及び飲食店従 業員から事情聴取を行うとともに、 法令違反がなかったかを確認した。 聞き取り内容は、保安監督事務所 へ連絡した。 ・県協会は、県とともに現場確認を 実施した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/2/20	愛知県 豊明市	一般化炭素中 毒 軽症(名)	その他(保育 園) 鉄筋コンクリー ト造	16:00	一般消費者等 販売事業者	燃焼器使用中の換気不 足及び燃焼器の経年劣 化	保育園の調理室において、従業員がGF式給湯器を 使用中、一般化炭素中毒となり病院へ搬送された。 原因は、当該給湯器は排気筒を接続せずレンジ フード受けの状態で使用されていたが、従業員がレ ンジフードを作動させたため、換気不良となり、室 内に一般化炭素を含み、排気ガスが滞留し、一般化 炭素中毒に至ったものと推定される。一般化 なお、当該給湯器はハーナーの経年劣化により、不 完全燃焼が起こり、一般化炭素を含む排気ガスが 発生していたことに加え、熱交換器の不具合もあつ た。	瞬間沸湯 器(GF式)	(株)パロマ	PH-161M (2002年12月 製造)	(株)カネコ	・ガス警報器あり ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器不明 ・集中監視システ ム不明	・販売事業者は、CO濃度を測定後 当該給湯器を使用禁止とし、新たな 給湯器を設置後、使用方法の説明 と周知を実施した。また、CO警報器 を設置した。
2015/2/21	東京都 日野市	漏えい	共同住宅 鉄骨造2階建	10:09	他工事業者(水道工 事業者)	水道工事業者の作業ミス	共同住宅において、水道工事業者より水漏れ設置 の差し替え工事中にラジエーターハンマーでコンクリート を掘削した際、ガス供給管に穴を明け、ガスが漏え いした」との連絡を受け、販売事業者が出勤したとこ ろ、供給管が損傷していることを確認した。 原因は、水道工事業者が、埋設されていた供給管 に誤ってラジエーターハンマーで穴を開けたため、供給 管よりガスが漏えいしたものと推定される。	供給管 (埋設部)	不明	不明	全国農業協 同組合連合 会	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・販売事業者は、水道工事業者より 連絡を受けた際、直ちに容器バル ブを閉止しLPガスの供給を停止す るよう要請した。また、現場の状況 を確認を行い、容器バルブ閉止により LPガスの漏えいが止まったこと を確認した後、供給管を補修して措 置完了とした。
2015/2/21	長野県 長野市	漏えい	一般住宅 木造2階建	12:10	雪害	積雪及び落雪による高圧 ホース継手部の損傷	一般住宅において、消費者より「ガスこんろが使え ず、積雪でメーカーも確認できない」との連絡を受 け、保安機関が出勤したところ、容器と高圧ホース の接続部が損傷していることを確認した。 原因は、屋根からの落雪及び大量の積雪による荷 重のため、容器と高圧ホースの接続部が損傷しガ スが漏えいしたものと推定される。	高圧ホー ス	不明	不明	堀川産業 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、事故届 書、緊急時対応の記録、直近の容 器交換時保安点検記録の提出を指 示した。 ・販売事業者は、消費者に対し、チ ランによりLPガス供給設備の周りを 定期的に除雪するよう周知した。
2015/2/24	青森県 青森市	漏えい	一般住宅 木造1階建	20:00	雪害	積雪荷重による調整器の 損傷	一般住宅において、消費者宅の近隣住人より「ガス 臭がする」との通報を受け、消防及び保安機関が出 動したところ、20kg容器と単段式調整器の接続部 が損傷していることを確認した。 原因は、積雪により雪困いの木箱が損傷し、容器と 調整器との接続部が衝撃を受け損傷し、ガスが漏 えいしたものと推定される。 なお、消費者は高齢のため除雪ができず、雪困い の木箱が雪を支えられられる許容量を超えていた。	単段式調 整器	(株)精高製作所	HS-50 (2010年6月製 造)	(株)奥田ブ ロハン	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・販売事業者は、当該消費者につい ては高齢であり除雪ができる状況に 無く、毎月のガスの消費量もほほせ 口のため、当該消費者と話し合いの 上、容器を撤去した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/2/26	山形県 南陽市	漏えい火災	飲食店 鉄骨造1階建	8:40	一般消費者等	経年劣化による低圧ホース(ガスコード)継手部の損傷	飲食店において、従業員が作業を行っていたところ、低圧ホース(ガスコード)継手部からガスが漏えいし、引火し、低圧ホース(ガスコード)接続部(プラスチック)が溶解した。 原因は、経年劣化により低圧ホース(ガスコード)継手部に亀裂が入り、亀裂部分からガスが漏えいし、滞留したガスに燃焼器の火が引火したものと推定される。 なお、当該飲食店には、ガス警報器が設置されていたが、漏えい源から離れていたため、鳴動しなかったものと推定される。	低圧ホース(ガスコード)	不明	不明 (2002年11月製造)	伊藤忠エネクスホームライフ東北(株)	・ガス警報器あり ・マイコンSあり(鳴動なし) ・マイコンSガス栓あり ・ヒューズガス栓あり ・業務用換気警報器あり ・集中監視システムなし	・県は、ガス栓の位置変更など、再発防止策の検討と消費者への周知徹底を口頭指導した。 ・販売事業者は、ガス検知器による残留ガス、漏えい検査を実施、ガス消費設備に異常がないことを確認し、焼損した迅速継手付き低圧ホースを取り替えた。翌日にガス栓の位置を150mm下げた変更及びもう片一方の炊飯器の低圧ホースの交換を行った。 ・販売事業者は、東北管内にある系列店舗について、末端ガス栓の位置、ガスコード等を点検することとした。
2015/2/26	山口県 山陽小野田市	漏えい	工場 鉄筋コンクリート造2階建	16:30	他工事業者(設備解体業者)	設備解体業者の作業ミス	屋根処理施設において、設備解体業者が、洗浄塔の解体中に塔の一部を落下させたため、露出ガス配管を損傷しガスが漏えいした。 原因は、設備解体業者が作業の際、何らかの要因により解体した設備を落下させたため、露出ガス配管を損傷、ガスが漏えいしたものと推定される。 なお、ガスが漏えいしたが、マイコンメーターにて自動遮断したため、負傷者及び火災は無かった。	配管	不明	不明	伊藤忠エネクスホームライフ西日本(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、ガス設備周辺で工事等を行う際には、消費者と確実に連絡を取り合うよう指導した。 ・販売事業者は、施設管理者に対し、ガス設備周辺で工事等を行う際には、事前に連絡するよう要請した。
2015/3/5	北海道 網走市	漏えい	一般住宅 木造2階建	8:00	雪害	落雪による配管継手部の損傷	一般住宅において、消費者より「ガスコンロが点火しない」との連絡を受け、販売事業者が出動したところ、マイコンメーターがAG表示(継続使用時間遮断)で遮断しており、横引き配管と継手部が損傷しているところを確認した。 原因は、落雪により、横引き配管と継手部が損傷したため、ガスが漏えいしたものである。	配管	不明	不明	北海道アストモスガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・道は、販売事業者に対し、事故の状況、落雪が発生した消費先について聞き取りをおこなうよう指示するとともに、現場の写真を提出するよう指導した。 ・販売事業者は横引き配管を落雪の当たらない高さとした。
2015/3/6	北海道 下川町	漏えい	共同住宅 その他	10:00	雪害	屋根からの落雪氷によるガスメーターユニット部(配管側)の損傷	共同住宅において、消費者より「ガスが出ない」との連絡を受け、販売事業者が出動したところ、ガスメーター上部のユニットが損傷、50kg容器2本が空になっており、このことを確認した。 原因は、屋根からの落雪氷がガスメーター下部に直撃したことにより、メーター下部が壓倒し押しまれ、ガスメーター上部のユニットに負荷がかかったため、バッキング部からガスが漏えいしたものである。	配管	不明	不明	(有)丹羽商店	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明	・道は、販売事業者に対し、再発防止に努めるよう指示した。 ・販売事業者は、事故発生現場の除雪を実施するとともに、屋根の積雪を除去した。また、降雪量が多いため、冬期間はコンパネ等の立て掛け等により、落水雪からの被害防止措置を検討した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/3/6	佐賀県 佐賀市	漏えい	その他店舗 木造1階建	不明	他工事業者(改装工 事業者)	改裝工事業者の作業ミス <法令違反> 液石法施行規則第44条 第1号ラ	一般住宅に併設された店舗において、店舗改装工 事業者が作業の妨げになることから末端ガス栓を 外したところ、ガスが漏えいし、マイコンメーターが遮 断した。その後、住宅内の燃焼器を使用した消費者 よりガスが使用出来ないとの連絡を受け、販売事 業者が出動したところ、マイコンメーターが遮断して いたため、復帰ボタンを操作した際、ガスの漏えい 音がした。 原因は、店舗改装工事業者がガスの供給を止める ことなく末端ガス栓を外した際、ガスが漏えいし、マ イコンメーターが遮断したものの、その後、消費者から 連絡を受けた販売事業者がマイコンメーターを復帰 させたため、再度ガスが漏えいしたものの。	配管	不明	不明	(有)モトマン	・ガス警報器不明 ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・漏は、販売事業者に対し、事故の 状況、落雪が発生した消費先につ いて聞き取りを行うとともに、現場の 写真を提出するよう指導した。ま た、事故が発生した際には、早急に 報告するよう指導した。 ・販売事業者は、損傷防止のため、 ガスメーターを落雪の当たらない場 所に設置することとした。
2015/3/7	北海道 北見市	漏えい	一般住宅 木造2階建	20:24	雪害	屋根からの落雪による配 管接続部の損傷	一般住宅において、消費者より屋根から雪が落 ち、ガスメーター付近の配管が破損し、ガスが漏え いしているため、容器ハルトブを閉めた。との連絡を 受け、販売事業者が出動したところ、メーター付近 の配管継手部が損傷していることを確認した。 原因は、落雪による荷重のため、ガスメーター付近 の継手部が損傷し、ガスが漏えいしたものの。	配管	不明	不明	(株)リョーゴ ウ石油	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・運は、販売事業者に対し、事故の 原因を説明するとともに、再発防止 対策を取るよう指示した。また、事 故復舊を作成し提出するよう指示し た。 ・販売事業者は、漏えい箇所の部品 を交換するとともに、屋外配管周辺 の積雪を要した。また、今後は、 積雪量に注意しながら、大宅と連絡 を取り排雪を実施することとした。ガ スメーター付近に雪囲い等を設置 し、雪害対策を施すこととした。
2015/3/9	北海道 釧路市	漏えい	共同住宅 木造2階建	10:00	雪害	積雪荷重及び落雪による 供給管継手部の損傷	共同住宅において、2階の住人よりガス臭がする」 との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、全 ての居室でガスを検知したため、滞留したガスの除 去を行うとともに、漏えい箇所を探したところ、メー ター周辺のガス栓のハンドル付け根部分が損傷し ていることを確認した。 原因は、例年より積雪が多かつたためガスメーター の周囲が雪で埋まっていたことに加え、屋根からの 落雪により荷重がかかり、メーター周辺のガス栓の ハンドル付け根部分が損傷し、漏えいしたガスが雪 の影響で共同住宅の換気口から室内へ流入したも のと推定される。 (質量販売 20kg×2本)	供給管	不明	不明	回裏共同燃 焼(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・運は、販売事業者に対し、原因調 査の実施及び事故報告書の提出を 指示するとともに、風呂釜メーカ ーに製品調査を依頼するよう指示し た。 ・販売事業者は、屋内設置型の風 呂釜を使用している消費者に対し、 屋外設置式の風呂釜への入れ替え の促進を図るとともに、再点火時の 注意点を周知を徹底することとし た。また、風呂釜メーカーに対し、製 品調査を依頼し、メーカーからの報 告書を受領した。
2015/3/12	埼玉県 熊谷市	漏えい爆発	一般住宅 木造2階建	7:00	一般消費者等	消費者による器具の点火 ミス	一般住宅において、消費者がBF式風呂釜に点火し たところ、異常着火した。 原因は、当該風呂釜は製造から17年以上経過して おり、消費者が「点火しづらかった」と証言しているこ とから、老朽化により点火しづらかった状態にあった風呂 釜の点火操作を繰り返したため、機器内部に未燃 ガスが滞留し、点火時の火が引火、爆発したものと推 定される。	風呂釜 (BF式)	(株)ノーリツ	GBSQ-805 (2000年5月製 造)	堀川産業 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・販売事業者は、屋外式給湯付風 呂釜へ変更するまでの間、当該BF 式風呂釜の使用を禁止した。
2015/3/13	神奈川県 座間市	漏えい爆発	一般住宅 木造2階建	17:15	一般消費者等	消費者による器具の点火 ミス	一般住宅において、消費者がBF式風呂釜に点火し たところ、異常着火した。 原因は、当該風呂釜は製造から17年以上経過して おり、消費者が「点火しづらかった」と証言しているこ とから、老朽化により点火しづらかった状態にあった風呂 釜の点火操作を繰り返したため、機器内部に未燃 ガスが滞留し、点火時の火が引火、爆発したものと推 定される。	風呂釜 (BF式)	(株)ノーリツ	不明 (1997年11月 製造)	中央液化ガ ス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・販売事業者は、屋外式給湯付風 呂釜へ変更するまでの間、当該BF 式風呂釜の使用を禁止した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/3/15	秋田県 鹿角市	漏えい	一般住宅 木造1階建	16:07	雪害	屋根からの降雪による容器と調整器接続部の損傷	一般住宅において、消費者より台所のガス警報器が鳴動してガス臭があり、供給設備も雪で埋まっていたため、容器を掘り起こしバルブを閉じたことと連動を受け、販売事業者が自動切替式調整器の容器との接続部に亀裂があることを確認した。原因は、屋根からの降雪により、容器と調整器の接続部が損傷し、ガスが漏れ出したもの。	自動切替式調整器	(株)桂構機製作所	CA-SP5 (2008年10月製造)	(有)奈良ガ ス店	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、販売事業者の緊急時対応の記録を確認したところ、当該事故に関する記載があったため、事故の概要、原因等について聞き取り調査を実施した。 県は、販売事業者に対し、当該事故の報告が遅れたことについて顧客の報告の提出を指示し、今後同様の事例を起さないよう口頭にて嚴重に注意した。 販売事業者は、事故発生時に、応急処置として、金属フレキシブル管による配管の引き直し工事を実施した後、他の供給先について類似案件の有無を調査し、同様の事例は特に見つからず異常が無いことを確認した。事故報告が遅れたことに対しては、行政の指示に従い顧客書を提出し、今回の事故については従業員に保安教育を実施した。
2015/3/17	愛媛県 松山市	漏えい	一般住宅 木造2階建	11:52	販売事業者	埋設配管の腐食劣化	一般住宅において、検針員よりマイコンメーターの確認をしたところ、微少漏えい警告が表示されたことと、その連絡を受け、販売事業者が調査したところ、消費側の埋設配管(白管)からガスが漏れ出していることを確認した。 原因は、配管(白管)が長期間埋設されていたことにより外面が腐食し、腐食部よりガスが漏れ出したものと推定される。 なお、当該事故は、愛媛県職員が販売事業者の帳簿を確認した際、緊急時対応の記録として埋設配管(白管)腐食による微少漏えいとの記載があったことから、販売事業者に対し聞き取り調査を行ったところ、発見したものである。	配管(埋設部)	不明	不明	福泉(株)	・ガス警報器不明 ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	県は、情報収集を行うとともに、販売事業者に対し、原因調査の実施及び事故報告書を提出するよう指示した。 販売事業者は、使用中である業務用こんろ及び取り外しした業務用こんろの安全点検を実施した。
2015/3/20	埼玉県 八潮市	漏えい火災	飲食店 鉄骨造2階建	9:30	一般消費者等	器具栓のグリス切れ	飲食店において、3月20日に消費者が業務用一口こんろ(スーバーバーナー)を使用していたところ、ガスが漏れ出し器具栓周辺から出火していたため、末端ガス栓を閉め消火、他の業務用一口こんろ(スーバーバーナー)と交換して再び使用した。3月27日に飲食店の本店より「漏えい火災があった」との連絡を受け、販売事業者が出動したところ、当該こんろの器具栓のグリスが切れていることを確認した。 原因は、消費者が当該こんろを使用中、器具栓のグリスが切れガスが漏れ出したため、バーナーの火に引火したものと推定される。 (ハルルク貯槽 980kg×1基)	業務用こんろ	マルゼン(株)	MG-12J (製造年月不明)	日商ガス販売(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器あり ・集中監視システムあり	県は、今回の事故と同様、海岸近くで屋外設置型燃焼器具を使用しており、焼害による腐食・劣化が懸念される消費者に対し、保安点検の実施を行うよう口頭で指導した。 販売事業者は、取り外した瞬間湯沸器のガス配管及び給水配管を末端処理し、同様に腐食の認められた調整器を交換した。また、閉栓していたガスメーターを復帰し、配管の漏えい検査及びヒルトインこんろの燃焼試験を行った。配管及びヒルトインこんろに異常がないことを確認し、消費者にその旨を伝えた。
2015/3/21	福井県 高浜町	漏えい火災	一般住宅 木造2階建	21:00	一般消費者等	塩害及び経年による燃焼器具の劣化	一般住宅において、消費者が台所でお湯を使用する中、屋外から大きな音を2度聞き、給湯器から火が出たため、通報を受けた販売事業者、警察及び消防が出動したところ、当該給湯器の火は消えていたが、給湯器の下部と排水管の接続を確認した。原因は、当該給湯器内部下部の電磁比例弁及び制御基盤周辺、配管の腐食が著しいことから、塩害及び経年劣化により、ガス導管接続部のパッキン等からガスが漏れ出し、機器内部に未燃ガスが滞留し、電装系の漏電が点火源となり引火したものと推定される。なお、消防が到着する前に火が消えていたことについては、事故当時、出火した炎の熱により、当該給湯器の排水管が損傷し、水が噴出したためと推定される。	瞬間湯沸器(RF式)	(株)リンナイ	RUK-V1611W-E (2002年9月製造)	丹後瓦斯(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/3/27	三重県 津市	漏えい火災 軽傷1名	その他(食堂)	6:00	一般消費者等 販売事業者	不明 (消費者から聞き取りが できなかったこと及びガスメ ーターの調査結果等から原因 を特定することができなかつ たため) 〈法令違反〉 液石法第19条第3項(業務 主任者に講習を受けさせる こと) 液石法第23条第2 項(業務主任者に講習を受 けさせなければならない) 液石法第27条第1項第1号、 第2号、第3号(保安業務を 行う義務) 液石法施行規則第36条第1 項第1号(供給設備の点検 の方法) 液石法施行規則第37条第1 号(消費設備の調査の方 法) 液石法第38条(周 知の方法) 液石法第81条第1項(帳簿 の記載) 液石法施行規則第131条第 1項(液石法第14条書面交 付についての記載)	事務所の食堂の厨房において、消費者が厨房の回 転釜に火を点けようとしたところ、漏えいたガスに 引火し消費者1名が顔面に火傷を負い、受診した。 原因は、隣接した3台の回転釜のうち1台の回転釜 のガス接続金具が経年劣化により脱落していたた め、中間ガス栓を開けた際にガスが漏えい、その状 態で消費者が隣接する回転釜の点火用トーチに点 火しようとしたところ、漏えいたガスに引火したも の。 なお、消費者は当該回転釜に点火する際、ガス臭を 感じていたが、漏えい確認を実施せず点火操作を 行った。	業務用蒸 炊釜	(株)AIHO	RKC-360 (製造年月不 明)	東邦液化ガ ス(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・販売事業者は、業務用蒸炊釜にガ スを供給する配管の中間ガス栓出 口側でプラグ止めし、使用禁止す るとともに、他1台の蒸炊釜にも同様 の劣化が懸念されるため、同様に 使用禁止とした。また、ガス警報器3 台が期限切れであるため、新しい警 報器に取り替えた。更に、その他ガ スの施設についても、ガス警報器及 び業務用換気警報器の点検及び確 認を実施した。
2015/3/28	北海道 札幌市	漏えい爆発・ 火災 重傷1名 軽傷1名	一般住宅 木造3階建	21:49	不明 (消費者から聞き取り ができなかったこと 及びガスメーターの 調査結果等から責任 の所在を特定するこ とができなかったた め。)	不明 (消費者から聞き取りが できなかったこと及びガスメ ーターの調査結果等から原因 を特定することができなかつ たため) 〈法令違反〉 液石法第19条第3項(業務 主任者に講習を受けさせる こと) 液石法第23条第2 項(業務主任者に講習を受 けさせなければならない) 液石法第27条第1項第1号、 第2号、第3号(保安業務を 行う義務) 液石法施行規則第36条第1 項第1号(供給設備の点検 の方法) 液石法施行規則第37条第1 号(消費設備の調査の方 法) 液石法第38条(周 知の方法) 液石法第81条第1項(帳簿 の記載) 液石法施行規則第131条第 1項(液石法第14条書面交 付についての記載)	一般住宅において、消費者よりガスを使用したとこ ろ、使えない1台の連絡を受け、販売事業者が出動 したところ、マイコンメーターがAC表示で遮断してお り、遮断の理由は不明であったが復旧ボルトにより 復旧したため、消費者から依頼されたこんろの点火 確認を行い、リコー対象製品であった調整器を交 換した後、高圧部のガス漏えいが無いことを確認し た。その後、同日12:00頃、消費者の同居人が1階 車庫でガス臭に気付き、17:00頃、3階でもガス臭を 感じたため21:28頃、販売事業者と連絡、21時49分 頃、消費者2名が1階の湯沸器から異常音を聞いた ため、湯沸器給水口につながる配管を開き、火花不 滅、消費者2名が救急隊により病院へ搬送された。 なお、消費者のうち1名が死亡(5日以上経過)したた め、聞き取り調査が出来ず、事故当日の12時49分 よりガス遮断した記録が無いことから原因を特定 することが出来なかった。 また、北海道警察科学捜査研究所が、当該湯沸器 の鑑定を実施したが、事故原因となる異常は無かつ た。	不明	不明	不明	札 燃油機 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンHあり あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・市は、販売事業者に対し、事故の調査、市 への事故報告及び消費者保護部への報告 を命じた。また、当該火災は、市が低 圧の供給及び保安業務の実施は、消費者に 対し、札幌市液化石油ガス保安条例に 基づき、保安業務に規定する 法的な再発防止を図るよう取組指導 を求めた。さらに、以下について口頭指導 をした。 1.低圧保安機関との契約書に一般消費者 の氏名等を記載すること。 2.販売事業者及び保安業務実施報告を 行うこと。 3.調査受検後に漏えい試験等を実施す ること。 4.販売事業者として把握していない燃焼器 等を把握した際は調査を行い、帳簿へ記載 すること。 ・販売事業者は、現場においてガスメーター から3階車庫までの漏えい検査を、事故翌 日、ガスメーターから階間湯沸器手前の 配管残存部分までの漏えい検査を実施し、 異常のないことを確認した。また、緊急的 に、全消費者に対し、定期供給設備点検及 び定期消費設備調査の実施、9号階間湯沸 器を搬入している消費者宅に対する設置状 態の点検、全消費者へ消費設備等の維持 管理方法等について面談又は文書にて注 意喚起を実施した。 ・販売事業者は、法第14条に基づく書面を全 消費者へ再交付した。また、ガスメーターの 遮断機能の調査をメーカーに依頼した。 ・販売事業者は、法令違反の再発防止対策 を策定した。
2015/3/30	福岡県 久留米市	漏えい	その他店舗(雑 居ビル) 鉄筋コンクリー ト造3階建	12:00	他工事業者(建設工 事業者)	建設工事業者の作業ミス	その他店舗において、建設工事業者が玄関扉の取 替工事中に、床のほつり作業を実施していたこと で、埋設配管を損傷、マイコンメーターにより遮断し たことにより発生した。 原因は、建設工事業者が施工前に埋設配管の位置 を確認していなかったため、誤って埋設管を損傷しガ スが漏れていたもの。	配管(埋 設部)	不明	不明	サンダーガス (株)	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、事情聴 取るとともに、再発防止策を検討 するよう要請した。 ・販売事業者は、ガス配管を取り替 えるとともに、ビル管理者に対し、埋 設ガス配管が存在する旨を伝え、 改修工事等に対する注意喚起を要 請することとした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/4/6	広島県 府中町	漏えい爆発	共同住宅 木造	21:00	一般消費者等	消費者による器具の点火ミス	共同住宅において、消費者がこんろのグリルを使用 中、居眠りをして居る間に扉が充満したため、グリル の火を消し、扉を開け換気したが、その後再び眠っ ていた。約1時間後にガス爆発を感じた。目が見え なくなり、消費者がグリル排気口付近にガス管を設 置していたため、グリル使用時に熱の影響を受け損 傷し、ヒューズ機構が作動しない程度の流量でガス が漏れ出し、着火し、点火時の火が引火したものと推定 される。 なお、当該こんろは、型式が古く、排気口に炎が上 がらないうえに、安全装置が搭載されていなかった。 また、消費者宅には、ガス警報器が設置されていた がコンセントは外れていた。	ゴム管	不明	不明	日通エネ ギー中国 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・販売事業者は、メーカーガス栓か 燃焼機器までの漏えい検査を要 し、異常のないことを確認すると も、風呂釜を即日使用禁止とし、 器具メーカーへの調査を依頼した。 後日、風呂釜の交換を実施した。
2015/4/7	神奈川県 横浜須賀町	漏えい爆発	一般住宅 木造2階建	19:00	不明 (点火操作に問題は 無く、機器調査の結 果、異常がないた め。)	不明 (埃によるパイロットバー ナーノズルの詰まりの可 能性あり。)	一般住宅において、消費者より連絡を受け、販売事 業者が風呂釜を調査したところ、BF式風呂釜の前 面パネルが変形していることを確認した。 原因は、メーカーによると、当該風呂釜の点火操作 時、パイロットバーナーにて経年による埃が付着し、点 火不良の状態であったため、消費者が点火操作を 繰り返したことで機器内に未燃ガスが滞留し、点火 時の火に引火したものと推定される。	風呂釜 (BF式)	リンナイ(株)	RBF-80S2N (1999年4月製 造)	日本瓦斯 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・販売事業者は、メーカーガス栓か 燃焼機器までの漏えい検査を要 し、異常のないことを確認すると も、風呂釜を即日使用禁止とし、 器具メーカーへの調査を依頼した。 後日、風呂釜の交換を実施した。
2015/4/8	東京都 調布市	漏えい火災	共同住宅 木造2階建	6:25	一般消費者等	消費者による未使用末端 ガス栓の誤開放	共同住宅において、消費者がこんろを使用中、末端 ガス栓付近より出火し、消防に通報、連絡を受け販 売事業者が出動したところ、二口ガス栓及び二口管 の一部が溶融していることを確認した。 原因は、消費者がこんろを使用する際、二口ガス栓 の未使用側を誤開放したが半開状態であったため、 ヒューズ機構が作動せずガスが漏れ出し、こんろの 火が引火したものと推定される。 なお、当該ガス栓はON・OFF式ではなかった。	2口ヒュー ズガス栓	富士工器(株)	CB50R (1989年5月製 造)	日本瓦斯 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・販売事業者は、焼損したガス栓を ON・OFF式二口ヒューズガス栓に交 換した。また、定期消費設備調査や お客様宅を訪問する際、未使用末 端ガス栓の危険性を説明し、二口 ヒューズガス栓カバナーの取付を推 奨することとした。
2015/4/9	京都府 京都市	漏えい爆発 軽傷1名	一般住宅 木造2階建	21:05	一般消費者等 販売事業者 設備工事業者 保安機関 他工事業者(電気工 事業者)	電気工事業者の工事ミス 保安機関による消費設備 調査不備 消費者がガス警報器のコー ンセントを抜いていたこと <法令違反> 液石法施行規則第37条 (消費設備の調査の方 法) 液石法告示第11条(燃焼 器と接続されないで設置 されている末端ガス栓の 設置方法)	一般住宅において、消費者がシステムキッチン付近 に設置していたガスファンヒーターを点火しようとし たところ爆発し、消費者1名が軽度の火傷を負った。 原因は、事故の4年前に実施されたビルトインこん ろからIHクッキングヒーターへの取替え工事の際 に、工事を実施した電気工事業者がキャビネット内 に残ったねじガス栓にプラグ止めを誤って行っ てしまったことによる。このため、キャビネット内で調 理器具等がねじガス栓のつまみに接触したため半 開の状態となり、キャビネット内に漏れ出したガスに ファンヒーター一点火時の火が引火したものと推定さ れる。 なお、電気工事業者は、液化石油ガス設備士の資 格を取得していなかった。	末端ガス 栓(ねじガ ス栓)	不明	不明	(株)キョウブ 口	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システ ムなし	・府は、保安機関に対し、プラグ止 めされていない未使用末端ガス栓 についての調査漏れ防止対策を指 示した。 ・保安機関は、全支店に対し、プ ラグ止めされていない未使用末端ガ ス栓についての調査漏れがないよう 注意喚起文書を送付した。 ・販売事業者は、IHこんろ販売業者 に対し、ビルトインこんろからIHク ッキングヒーターへ交換した販売先 リストを提出するよう要求した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/4/14	埼玉県 鴻巣市	漏えい火災 軽傷1名	一般住宅 木造1階建	7:00	一般消費者等	経年による金属フレキシブルホースの劣化	一般住宅において、消費者より金属フレキシブルホースからガスが漏えいして引火し火傷を負ったとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、ガス栓とBF式風呂釜を繋ぐ金属フレキシブルホースに亀裂が発生しており、消費者は前頭部と両手足の付着した状態で風呂釜の振動が長期に渡り繰り返されたため、金属フレキシブルホースに亀裂による亀裂が生じガスが漏えいし、その後、消費者が濡れている箇所を探するために布切れを充てたため、布切れからの静電気が引火したものと推定される。なお、消費者は、事故3～4日前からガス臭及びガス警報器の鳴動に気付いていたものの、ガス警報器のコンセントを抜き、販売事業者に連絡をしていなかった。	金属フレキシブルホース	(株)協成	キーロンPI (1996年9月製造)	日本瓦斯(株)	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故原因調査の実施及び事故届書の提出を指示した。 ・販売事業者は、使用中の金属フレキシブルホースの撤去及び風呂釜の使用禁止措置を講じた。また、BF式風呂釜への交換、ガス警報器が鳴動した場合差合の緊急措置について再周知を実施した。 ・販売事業者は、器具メーカーに対して、当該金属フレキシブルホースの調査を依頼した。また、県に事故届書を提出した。
2015/4/19	東京都 日野市	漏えい爆発	共同住宅 木造2階建	15:00	一般消費者等	消費者による器具の点火ミス	共同住宅において、当該建物のオーナーより消費者宅の一室で、昨日、風呂釜の異常着火があったため、点検をして欲しいとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、BF式風呂釜本体前面パネルの右下が変形していることを確認した。 原因は、消費者が当該風呂釜を使用の際、種火を点火しようとしたが点火せず機器内に未燃ガスが滞留し、時間を空けずに再点火したため、未燃ガスに点火時の火が引火したものと推定される。	風呂釜(BF式)	(株)ガスター	SR-S (1996年1月製造)	日本瓦斯(株)	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・都は、販売事業者に対し、器具メーカーから報告書が提出された次第、報告するよう指示した。 ・販売事業者は、屋外設置型給湯器への交換工事を完了した。また、器具メーカーに対し、回収した風呂釜の製品調査を依頼した。
2015/4/28	茨城県 水戸市	漏えい爆発 重傷1名	学校 鉄骨造1階建	13:10	一般消費者等	消費者による器具の点火ミス	専門学校において、職員が産産加工室の燻製室内で、ソーセージを作るため10kgのガス容器に錆物こぼろ(三重こぼろ)を接続使用していたが、火が消えていたため、再点火をしたところ爆発し、顔と手に全治1ヶ月の火傷を負った。 原因は、職員が密閉性の高いレインガン製の燻製室内でこぼろを使用したことにより、酸素不足等の要因による再点火が起ったため、ガスが燻製室内に滞留し、再点火時の火が引火し爆発したものと推定される。 (質量販売 10kg×1本)	業務用1口こぼろ	伊藤産業(株)	不明	宮崎石油店	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、保安講習会や広報誌を通じて、質量販売時に消費者への周知を徹底するよう、注意喚起を行った。
2015/4/28	北海道 札幌市	漏えい爆発 軽傷1名	共同住宅 鉄骨造1階建	17:04	一般消費者等	消費者による器具の点火ミス	共同住宅において、17:04分頃消費者よりガス爆発があり、顔に火傷を負った」との通報を受け、消防が出動し容器バルブのハンドル閉止等を実施し、消費者を病院へ搬送した。マイコンメーターは圧力低下で遮断しており、網戸、窓ガラス及び収納物の一部が損傷していることを確認した。17:21頃集中監視通信センターにて圧力低下遮断を受信した販売事業者が現場へ出動し、発生室の未端ガス栓までの漏えい試験を実施し、異常がないことを確認した。 原因は、消費者が角を焼くため2口こぼろを使用していたため、台所に煙が充満しCO警報器が鳴動、グリルの横から炎が上がっていたため消費者自身で消火したが、何らかの要因でガスが漏えいし続けられており、清掃後、その状態で点火操作を行ったため、点火時の火が引火したものと推定される。なお、ガス警報器は設置されていたが、電源は外れていた。	家庭用3口こぼろ	リンナイ(株)	RBG-31B8S-R (2006年4月製造)	マルハ産業(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり	・市は、販売事業者に対し、事故に係る調査の実施、市への事故届の提出及び調査結果に応じて産業保安監督部への報告を指示した。また、高齢の消費者に対し、燃焼器具の正しい使用方法やガス警報器鳴動時等異常が発生した場合の注意喚起を強化し、事故防止に努めるよう口頭指導した。 ・販売事業者は、事故発生箇所が特定消費設備であったため、産業保安監督部へ報告した。また、当該消費者との協議の上、ガスの供給を停止(当該建物は防災室以外は空室)した。 ・販売事業者は、事故に係る調査を実施した。また、周知の機会を捉え、高齢の消費者に面会し、燃焼器具の使用方法等について注意喚起を行うこととした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/4/29	滋賀県 甲賀市	漏えい	その他(宅地)	15:04	他工事業者(水道工 事業者)	水道工事業者の作業ミス	宅地において、水道管工事を行っていた水道工 業者が、ユニボで掘削中、埋設されていたガス供給 管を掘って損傷し、ガスが漏えいした。当該事業者 からの通報を受け、販売事業者が現場に急行し、漏 えい箇所を補修の上、供給管を埋め戻した。 原因は、水道工事業者による作業ミス。 なお、当該埋設供給管は、戸建て住宅の建築を予 定している宅地において、集団供給先の軒として 供給するため、敷設されていたものであり、先端は プラグ止めされていた。また、工事日より約2ヶ月前 に、販売事業者と水道工事業者は、埋設管の位置 等について現地確認を実施していたが、当該宅地 に埋設管の表示は無かった。	供給管 (埋設部)	不明	不明	エルピー(株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、事故届 を提出するとともに、LPガス埋設供 給管が敷設されていることを明示す るよう口頭指導した。 ・販売事業者は、水道工事業者から 連絡を受け、直ちに現地に向かい、 破損した供給管を補修した。
2015/4/29	神奈川県 横浜市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造4階建	17:00	器具メーカー	検圧プラグ閉止機構の不 具合	共同住宅において、消費者より居室入口付近でガ ス臭がするとの連絡を受け、販売事業者が調査し たところ、パイプシャフト内のガスメーター下流側に 設置された検圧プラグよりガスが漏えいしていること を確認した。 原因は、検圧プラグ内部にあるチャッキ弁部分が、 何らかの要因で不具合が発生したものと推定され る。 なお、販売事業者は、電気式自記圧力計を当該検 圧プラグに接続し、圧力を計測していたため、検査 液をかけるまで漏えいに気が付かなかった。 また、検圧プラグについてはメーカーにて調査中。	検圧プ ラグ	光陽産業(株)	GKP-1 (1996年2月製 造)	レモンガス (株)	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ム不明	・県は、販売事業者に対し、器具 メーカーへ当該製品の不具合につ いて調査を依頼するとともに、他の 消費者宅で同型のプラグを免火災 第、台帳に記載し、管理するよう指 示した。 ・販売事業者は、社内の直売責任 者に対し、事故の発生と防止対策と して検知液等による検査口の漏え い検査と、漏えいの疑いのある場合 は検査プラグの交換を行うようメー ラムにより指示した。また、社内ワー ラムにより詳細な事故報告と対応を 投稿した。
2015/5/3	宮城県 仙台市	漏えい 火災 軽傷1名	飲食店 鉄筋コンクリー ト造地上4階 建、地下1階建	10:07	一般消費者等	消費者による器具の点火 ミス	飲食店において、従業員がめんゆで器に点火した とされたところ、漏えいしたガスに引火し、1名が軽度 の火傷を負った。 原因は、何らかの要因により、当該めんゆで器にあ る複数の器具栓の1箇所が開いていたため、機器内 に未燃ガスが滞留し、充分に換気しないまま点火操 作を行ったことにより、引火したものと推定される。	業務用め んゆで器	(株)マルゼン	MGS-DTLB (製造年月不 明)	イフタニ東北 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器あり ・業務用換気警 報器なし ・集中監視システ ムなし	・市消防局は、消費者及び販売事 業者への聞取調査を行うとともに、 消費者に対し、消費設備の取扱い、 換気の種類について口頭指導し た。 ・販売事業者は、事故の調査及び 消費機器の点検により異常のない ことを確認するとともに、消費者に 対し、事故防止対策の説明を実施し た。
2015/5/7	三重県 桑名市	漏えい	一般住宅 木造2階建	22:00	不明 (高圧ホース容器接 続口を緩めた者が特 定できないため)	人為的による高圧ホース 容器接続口の緩み	一般住宅において、通行入よりガスが漏れている 音がするなどの通報を受け、消防及び販売事業者が 調査したところ、50kg容器と高圧ホースの接続部 からガスが漏れいしていることを確認した。 原因は、何らかの要因により、人為的に50kg容器 と高圧ホースの接続部が緩められていたため、ガス が漏れいしたものと推定される。	高圧ホー ス	不明	不明	三重品川産 業(株)	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、報告を 迅速に行うよう口頭で指導した。 ・販売事業者は、容器と高圧ホース の接続部を釜釜の固い手で覆い、さら にチェーンを巻いて緩みを掛け、人が 簡単に触れないよう措置を施した。
2015/5/10	東京都 あきる野市	漏えい	一般住宅 木造	6:10	一般消費者等	消費者による埋設配管の 損傷	一般住宅において、消費者より外でガス臭がする などの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、メー ターと給湯器との間の地面に埋設された、配管用フ レキシ管のさや管及び内部のフレキシ管に穴が開き、ガ スが漏れいしていることを確認した。 原因は、消費者自身が、外清工事を行った際、下地 シート固定用の杭が、配管用フレキシ管のさや管を貫 通し内部のフレキシ管に穴が開いたため、損傷部から ガスが漏れいしていたものと推定される。 なお、消費者は、当該埋設配管の位置を認識してい なかつたことのこと。	配管(埋 設部)	不明	不明	エネックス (株)	・ガス警報器なし ・マイコン不明 ・ヒューズガス栓 不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システ ム不明	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/5/13	北海道 札幌市	漏えい	飲食店 木造2階建	22:54	配送センター 不明(保安機関は容 器交換時等供給設 備点検を実施してい る。)	容器バルブと高圧ホース の接続不良	飲食店において、従業員より「屋外に設置された容 器からガス臭があり、周囲が揺らめいている」との連 絡を受け、消防及び販売事業者が出勤したところ、 20kg容器と高圧ホースの接続部が緩みガスが漏え いしていることを確認した。 原因は、何らかの要因により、容器と高圧ホースの 接続部が緩み、ガスが漏えいしたものと推定され る。 なお、販売事業者は、事故当日の9月13日の午前11 時頃に容器交換を実施し、交換後漏えい検知液で 漏えいのないことを確認していた。	高圧ホー ス	富士エ ンジン(株)	LYA60-S (製造年月不 明)	羽鳥燃料店	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・業務用換気警 報器なし ・集中監視システ ムなし	・市は、販売事業者に対し、事故原 因の調査を依頼した。また、法定点 検実施者氏名、消費設備型式等、 保安台帳記載内容の不備を口頭指 導した。 ・市は、2号業務委託の保安機関に 対し、点検作業を的確に実施後、配 送伝票の点検結果を正確に記録 し、販売事業者に報告するよう口頭 指導した。 ・販売事業者は、調整器と高圧ホー スを交換し、供給設備を移設した。 ・2号業務委託の保安機関は、作業 実施者に対し、作業マニュアルの再 確認と注意喚起を実施した。
2015/5/19	香川県 三豊市	漏えい爆発 軽傷1名	飲食店 木造1階建	9:00	一般消費者等	消費者による器具の点火 ミス	飲食店において、従業員がめんゆで器の点火時 に、メインバーナーの器具栓が斜めになっているこ とに気付いたが、その状態で点火棒に火を着け、燃 焼室内に差し込んだところ爆発し、従業員の前髪が 焼け、手の甲が腫れる程度の火傷を負った。 原因は、従業員が末端ガス栓を開いた際、何らかの 要因により既にメインバーナーの器具栓が開いてい たため機器内に未燃ガスが滞留し、その状態で点 火したため、点火時の火が引火したものと推定され る。 なお、メインバーナーの器具栓が開いていた要因 は、前日の終業時に器具栓を閉めずに、末端ガス 栓を閉めることで消火していたことが推定される。	業務用めん ゆで器	マルゼン(株)	不明	(株)吉田石 油店	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・業務用換気警 報器なし ・集中監視システ ムあり	・県は、県LP協会から事故発生につ いての連絡を受けた。また、販売事 業者に対し、事故発生時の状況を 確認し、産業保安監督部へ報告し た。 ・販売事業者は、業務用めんゆで器 の燃焼状態の点検、埋設立上り 部からのガス配管、末端ガス栓、接 続管、各接続部、バーナー器具栓 周辺についてガス漏れの有無を点 検したが、ガス漏れ等の異常は無 かった。また、事故発生時に鳴動の なかったガス警報器の機能試験も 行ったが、ガス警報器は正常であ った。 ・県LPガス協会は、販売事業者から 連絡を受け、県及び産業保安監督 部へ報告するとともに、販売事業者 に対し、事故調査を行うよう依頼し た。事故翌日、販売事業者から事故 発生時の報告があったため、産業保 安監督部及び県へFAXした。
2015/5/25	栃木県 上三川町	漏えい火災	一般住宅 木造1階建	7:00	一般消費者等	消費者による未使用末端 ガス栓の誤開放	一般住宅において、消費者より火災の連絡を受け、 消防及び販売事業者が出勤したところ、この後後 方のスランクス板に焦げ跡があることを確認した。 原因は、消費者が二口ガス栓の未使用側を誤って 開放した際、何らかの要因でヒューズ機構が作動し なかつたためガスが漏えいし、点火時の火が引火し たものと推定される。 なお、当該ガス栓は、メーカーにて調査中。 また、消費者によると、消火後にガス栓を確認する と、つまみが半開状態であったとのこと。	2口ヒュー ズガス栓	矢崎エナジー システム(株)	不明 (2004年3月製 造)	日本瓦斯 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、事故の 状況を調査し、速やかに県へ報告 するよう依頼した。 ・販売事業者は、現場を訪問し、火 災状況の確認と配管漏えい検査を 実施するとともに、末端ガス栓を1口 のガス栓に交換した。今後の対策と して、定期消費設備調査等でお客 様宅を訪問した際に、未使用末端ガ ス栓を確認した場合は、未使用末 端ガス栓の危険性を説明し、未使 用末端ガス栓の交換や取り外し、ガ ス栓カバーの取り付けを推奨してい くこととした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/5/27	北海道 札幌市	漏えい・爆発・ 火災	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造4階建	16:15	一般消費者等	消費者による未使用末端 ガス栓の誤開放	共同住宅において、消費者よりガスこんろの元栓 から火が出たことと通報を受け、消防及び販売事業 者が出動したところ、台所付近の炎上を確認し消火 した。 原因は、消費者が二口ヒューズガス栓の未使用側 を半開したことにより、ヒューズ機構が作動せず、ガ スが漏えいし点火時の火が引火したものと推定され る。	2口ヒュー ズガス栓	(株)桂構機製作 所	KC-31 (2001年12月 製造)	西出興業 (株)	・ガス警報器あり (鳴動不明) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・市は、販売事業者に対し、事故原因 を提出するとともに、事故防止対策 について検討するよう指導した。 ・市は、販売事業者に対し、消費者 が使用する全ての燃焼器具を保安 台帳に記載するよう口頭指導した。 また、事故再発防止対策としてガス 栓カバー設置の推進等を強化する よう口頭指導した。 ・販売事業者は、当該建物に設置し ている2口ヒューズガス栓の作動確 認を実施した。また、供給先の消費 者に対し、事故再発防止対策として LPガス協会発行周知パンフレット及 びガス栓点検・確認パンフレットを 手渡し説明することとした。
2015/5/28	神奈川県 葉山町	漏えい	一般住宅 木造2階建	19:00	販売事業者 器具メーカー	経年による高圧ホースの 劣化 高圧ホース製造時のニツ ブル部のリングへの潤滑 剤塗布不足	一般住宅において、消費者より容器付近でガス臭 があり、近隣の方が消防に通報したとの連絡を受 け、販売事業者が調査したところ、張力式ガス放出 防止機能付高圧ホースの金属部分よりガスが漏え いしていることを確認した。 原因は、何らかの要因により高圧ホース先端のオリ ングが切れたため、気密が保たれず、ガスが漏えい したものと推定される。 なお、当該高圧ホースには塗布されている潤滑剤 が殆ど残っていないことが確認されたことから、製 造工程で塗布されていない可能性、若しくは、使用開 始から7年が経過していることから、劣化の可能性 が推定される。	張力式ガ ス放出防 止機能付 高圧ホー ス	ITO(株)	TH-6-6S (2008年製造)	能谷化学 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムあり	・県は、販売事業者に対し、消費者 の営業に支障なく適切なボルトを 交換するよう口頭指導した。また、 連絡体制の確認及び供給設備の点 検を行うよう指示した。 ・県は、業務主任者講習において、 供給設備点検時の注意喚起を行っ た。 ・県は、産業保安監督部に事故状 況を連絡した。 ・販売事業者は、応急措置として ヘッダーのフランジ部ボルトを剛 締めした後、ボルトを交換するとも に、漏えい検査にて安全確認を行っ た。また、自社が管理している供給 設備の緊急点検を実施した。 ・県協会は、保安員を派遣し、事故 状況の調査を実施した。
2015/5/29	鳥取県 倉吉市	漏えい	飲食店 鉄筋コンクリー ト造1階建	5:20	販売事業者 設備工事業者 保安機関	設備工事業者の工事ミス <法令違反> 供給設備の点検ミス 液石法第16条の2第1項 (供給設備の基準適合義 務) 液石法施行規則第18条 第7号(集合装置の材料 はその使用条件等に照ら し適切なものであるこ と。)	飲食店において、従業員よりLPガス容器庫でガス 臭を感じるなどの連絡を受け、警察、消防及び販売 事業者が調査したところ、フランジ部からガスが漏え いしていることを確認した。 原因は、ストレーナーとバルブのフランジ接合部分 のボルトが、経年劣化や振動等により緩んだためガ スが漏えいしたものと推定される。 なお、フランジ部に使用されていたボルトは本中2本 は通常より短いものを使用されており、ナットに対し て2山ほどしか掛っていません。	ヘッダー	不明	不明	鳥取瓦斯産 業(株)	・ガス警報器なし ・マイコン不明 ・ヒューズガス栓 不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システ ム不明	・県消防は、警戒区域を設定すると ともに、付近住民へ避難勧告を行っ た。 ・販売事業者は、ガス放出弁を容易 に開放できないよう、道具を使用し て工程で開ける構造にするとともに、 バルク貯槽用の警報器を設置した。
2015/5/29	岐阜県 八百津町	漏えい	その他店舗(商 業施設) 鉄骨造	13:00	販売事業者	不明 (液取出バルブ及び樹脂 製プラグの開いた要因が 不明なため。)	その他店舗において、販売事業者が、バルク貯槽 から気化器の間の液配管に設置されているメンテナ ンス用液取出バルブ及び樹脂製プラグから液が漏 えいしていることを確認した。 原因は、何らかの要因により、メンテナンス用液取 出バルブが閉き、樹脂製プラグが緩んでいたため、 液が漏えいしたものと推定される。 (バルク貯槽 980kg×1基)	バルク貯 槽	中国工業(株)	14東8683 (2002年9月製 造)	美濃加茂ガ ス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システ ム不明	・県消防は、警戒区域を設定すると ともに、付近住民へ避難勧告を行っ た。 ・販売事業者は、ガス放出弁を容易 に開放できないよう、道具を使用し て工程で開ける構造にするとともに、 バルク貯槽用の警報器を設置した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/5/29	福岡県 福岡市	漏えい爆発・ 火災 <B級事故> 殺傷7名	飲食店 仮設コンテナ1 階建	18:00	販売事業者	容器交換時の作業ミス	飲食店(仮設コンテナ)において、販売事業者の従業員2名が、20kg容器2本×2本の容器を交換していたところ、1本の容器側の高圧ホースからガスが漏えいし火災となり、7名が火傷等の軽傷を負い、壁が一部崩壊した。 原因は、販売事業者の従業員1名が1本の容器交換を終了後、連結用高圧ホースに逆止弁が付いていると思いつき、逆止弁を閉じたが、もう1名の従業員が容器交換の途中で高圧ホースが未接続であったため、高圧ホースからガスが漏えいし、何らかの火花が引火したものと推定される。 なお、容器と調整器の接続には、逆止弁が内蔵されていない。連結用高圧ホースが使用されていた。 また、販売事業者の社内基準では、容器交換が終了しなれば閉栓は出来ない事と決められていたが、従業員は、その手順を守っていなかった。 (質量販売 20kg×2本、2系統)	高圧ホース	不明	不明	博多瓦斯化 字(有)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコン不明 ・ヒューズガス栓 不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明	・県は、事故発生翌日、現地に駆けつけ、取り調べを実施した。その後、販売事業者及び消防局に対し、事故詳細及び原因について聞き取り調査を実施した。 ・県は、販売事業者に対し、文書にて改善報告の提出を指示した。 ・県は、県協会に対し、会員販売事業者へ注意喚起を行うよう依頼するにとともに、非協会員販売事業者に対し、県より注意喚起の文書を発出した。また、県内の全販売事業者に対し、講習会を通して注意喚起を実施することとした。 ・販売事業者は、イベント会場内の他販売先容器を緊急点検し、連結用高圧ホース逆止弁の有無を確認した。また、屋外で移動して消費する場合の質量販売を自粛することとした。 ・販売事業者は、全社員に対し、勉強会を実施した。 ・県協会は、協会に対し、文書及び講習にて容器交換時における作業手順の再確認を行うとともに、質量販売において消費者が容器交換を行う場合の注意喚起を徹底するよう依頼した。
2015/5/31	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 木造2階建	20:25	販売事業者	経年による末端ガス栓Oリングの劣化	共同住宅において、消費者より15分程前からガス臭がするとの連絡を受け、消防及び販売事業者が調査したところ、二口ヒューズガス栓のホースエンド接続口根元からガスの漏えいを確認した。 原因は、メーカーによらず、ガス栓のホースエンド可動部Oリング側面に、経年劣化等の要因により亀裂が生じ、気密を失ったため、ガスが漏えいしたものと推定される。	2口ヒューズガス栓	(株)桂精機製作所	KC-31 (1988年2月製造)	富士ホーム エナジー(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市は、販売事業者に対し、事故届を提出するとともに、事故防止策について検討するよう指導した。 ・市は、販売事業者に対し、長期使用のガス栓等消費設備の終年劣化対策を強化し、交換が必要な設備等は消費者の理解を得ながら交換を勧めること、当該ヒューズガス栓と同機器は製造事業者が保証する製造後15年を目安に交換するよう自主保安対策に努めることを口頭指導した。 ・販売事業者は、器具メーカーに対して、当該2口ヒューズガス栓の調査を依頼した。 ・販売事業者は、消費設備の点検方法について検討した。
2015/6/1	香川県 多度津町	漏えい爆発	共同住宅 木造2階建	10:50	一般消費者等	消費者による器具の取扱いミス	共同住宅において、消費者がガスコンろを使用しようとしたところ、ガス臭を感じ、点火時に爆発音を聞いた。 原因は、当該ゴム管の端に切り込みが入っていたこと及びホースバンドがホースエンドにかかっていたこととから、ガス栓とゴム管の接続不良によりヒューズ機構が作動しない程度の流量でガスが漏えいし、こんろ点火時の火が引火したものと推定される。 (バルク貯槽500kg×1基)	ゴム管	不明	不明	伊藤忠エネクス ホームライ フ西日本 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故状況を聞き取り、報告書の提出を依頼した。また、産業保安監督部及び県LPガス協会へ連絡した。 ・販売事業者は、消費者から事故発生時の連絡を受け、ガス栓を閉止するよう指示し、現場へ出動した。現場にてゴム管の取替及び漏えい試験を行い、ガスの漏えいがないことを確認した後、ガスの供給を再開した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/6/5	神奈川県 横須賀市	一酸化炭素中 毒 軽症3名	その他(公衆浴 場) 鉄筋コンクリー ト造3階建	10:50	一般消費者等 設備工事業者	施設の維持管理不足及 び換気不良	公衆浴場において、蒸風呂(サウナ)付近で一般化 炭素中毒により、2名が救急搬送された。販売事業 者が調査したところ、蒸風呂の床(バーナー火口頂 上)/付近で、最大濃度0.112%の一酸化炭素が検出 し、来客2名は搬送先の病院で一酸化炭素中毒と診 断され、その他1名が当該浴場で休息後帰宅したこ とを確認した。 原因は、当該蒸風呂(サウナ)は、バーナーを燃焼 させた熱を床下から室内に送る仕組みとなってお り、床下は断熱材を積み上げて煙道をつくる構 造であったが、メンテナンス不足により煙道が劣化 し排気不良となったことで、不完全燃焼が起こり、 酸化炭素を含む排気ガスが発生、さらに何らかの要 因により床下にヒビや電線が生じていたため、損傷部 から、床下煙道に滞留していた一酸化炭素を含む 排気ガスが、サウナ室内に流入したものと推定され る。 (バレル缶貯槽 2,900kg×2基)	業務用 バーナー	北島製作所	GS5S (2003年10月 製造)	(株)トーエル	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・業務用換気警 報器なし ・集中監視システ ムあり	販売事業者は、当該サウナを使用 禁止とし、プラグ浴場で使用していたサウナ の設備をLPガス燃焼方式から電気 ヒーター式に変更した。
2015/6/7	山口県 岩国市	漏えい火災 軽傷1名	一般住宅 木造1階建	8:55	一般消費者等	消費者による器具の点火 ミス	一般住宅において、消費者が二口こんろを使用した 際、点火不良であったため、点火操作を繰り返した ところ、点火時の火に引火し、髪の毛に燃え移り軽 度(全治2～3週間)の火傷を負った。 原因は、当該こんろのバーナーヘッドに調理中の煮 こぼれ等が詰まったため点火不良となり、その状態 で点火操作を繰り返したことにより、こんろのバー ナー周辺に未燃ガスが滞留し、点火時の火が引火 したものの なお、事故発生時ガス警報器は鳴動しなかった。	家庭用2 口こんろ	(株)ハロマ	PA-39P-L (2010年9月製 造)	岩洋商事 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	県は、販売事業者に対し、当該こ んろの修繕を直ちに行うよう指導す るとともに、事故通報が遅れたこと について、口頭で注意を行った。 販売事業者は、2口こんろのバー ナーを新品に交換した。
2015/6/13	埼玉県 川口市	漏えい	一般住宅 木造2階建	19:00	一般消費者等	消費者による露出配管の 損傷	一般住宅において、隣人よりガス臭いとの通報を 受け、消防及び販売事業者が調査したところ、配管 に設置された金属フレキシブルホースが損傷し、ガ スが漏れいていることを確認した。 原因は、消費者が当該住宅の草刈りを行った際、当 該金属フレキシブルホースに、草刈り機の刃を誤っ て当てたことで損傷し、ガスが漏れ出したものと推定 される。	配管	不明	不明	堀川産業 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	販売事業者は、当該消費者に対 し、草刈り機などの使用時には、ガ ス配管に注意するよう現場確認を しながら説明した。また、他の消費者 に対しても、今後も供安点検調査や 周辺の機台などを利用し、ガス設備 を損傷しないよう注意喚起を実施す ることとした。
2015/6/17	長崎県 長崎市	漏えい爆発	一般住宅 木造2階建	16:30	一般消費者等	消費者による器具の不適 切な取扱い	一般住宅において、消費者が二口こんろを使用中、 もう片方のバーナーを使用するため点火操作を繰り返 したが、点火不良のため、電池を入替え、再度点 火操作をしたところ、漏えいしたガスに引火した。 原因は、販売事業者が消費機器の漏えい検査を 行った結果、圧力低下を確認(供給設備の漏えい無 し)したため、消費機器を持ち帰り、販売事業者と メーカーで調査を行ったところ、多量の煮こぼれを頻 繁に起こし器具内に進入、クリル保炎導管が腐食し 穴が開いたもの。	ビルトイン こんろ	(株)ハロマ	PD- D733NWGAV (2004年1月製 造)	(株)チヨーブ ロ	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	多量の煮こぼれが付着したままで 放置すると金属部分が腐食するた め、多量の煮こぼれがあった際には 販売店に点検の依頼を行うよう消費 者に周知。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/6/23	大阪府 大東市	漏えい	一般住宅 木造2階建	11:00	他工事業者(解体工 事業者)	解体工事業者の作業ミス	一般住宅(戸建て住宅)の解体作業を行っていた解体工事業者が、基礎撤去作業のため掘削した際、敷地内に残されていた埋設供給管の立ち上がり管を重機で誤って引き抜き、埋設供給管及び供給管継手部分を破損した。解体工事業者は、ガスの漏えいに気付かず作業を終了したが、翌日未明、近隣住宅においてガス警報器が鳴動した。最初に出勤要請を受けた都市ガス供給事業者が調査したところ、屋外の下水管においてLPガスの滞留を検知したため、ガスの漏えいが判明、消防及びLPガス販売事業者に通報した。 原因は、解体工事業者による作業ミスによるもの。当該住宅は、元々、集団供給により、LPガスの供給を受けていたが、数年以上前に都市ガス供給に転換していた。都市ガスへの切替時に、ガスメーターのみを撤去し、埋設供給管は、立ち上がり管の先端をプラグ止めで残されていた。解体工事業者は、埋設供給管等に注意が至らなかつたものと推定される。	供給管 (埋設部)	不明	不明	南都住設 (株)	・ガス警報器不明 ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市消防は、販売事業者から状況聴取を行い、関係機関へ連絡した。また、ガス検知による漏えい箇所の特定及びLPガスを送排風機で吸い上げ、安全な場所へ疏散した。 ・市消防は、販売事業者によるLPガスの一時供給停止を確認した。 ・販売事業者は、ガス供給を停止し、破損部分をプラグ止めした。また、その他にガスの漏えいがないか、気密試験を行い、ガスの漏えいがないことを確認した。
2015/6/23	大阪府 河内町	漏えい・爆発・ 火災 重傷1名	一般住宅 木造2階建	11:48	他工事業者(外構工 事業者)	外構工事業者の作業ミス	一般住宅(戸建て住宅)の敷地内において、外構工事業者が、ガレージ部分のコンクリート張り替えのため、重機を用いてコンクリートを引き割れたところ、誤って埋設供給管をコンクリートと一緒に持ち上げ、破損し、ガスが漏えいした。当該事業者が応急措置を実施するため、電動工具(電動式削岩機)を用いて、供給管とコンクリートを引き離そうとしたところ、漏えいしていたガスに引火し、火災が発生した。火災により、当該工事業者1名が重傷を負い、住宅の一部を焼損した。 原因は、外構工事業者の作業ミスによるもの。当該住宅は、元々、集団供給により、LPガスの供給を受けていたが、平成18年11月にオール電化に転換していた。転換する際、ガスメーターのみを撤去し、埋設供給管は、立ち上がり管の先端をプラグ止めで残されていた。外構工事業者は、埋設供給管等に対する認識及び事前の調査が不足していたものと推定される。	供給管 (埋設部)	不明	不明	日米磯油 (株)	・ガス警報器不明 ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市消防本部は、消火活動を行うとともに、LPガスの一時供給停止を確認し、配管を応急的に閉栓した。 ・販売事業者は、配管を応急的に閉栓した。
2015/6/25	鹿児島県 鹿児島市	漏えい	飲食店 木造1階建	10:00	容器メーカー (容器溶接不良)	容器溶接不良箇所のブローホールによるもの	飲食店において、消費者より「ガス臭が有る」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、20kg容器6本のうち1本の容器よりガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、溶接不良によってブローホールが生成されていたと考えられ、その後、約14年間にわたる流通中の他容器との接触、及び再検査時のショットブラスト研削刃具等による溶接ビード外面の磨耗によつて空洞上面を覆っていた溶接金属部分では内圧を保持することができなくなりガス漏えいに至ったものと推定。	容器	(株)関東高压容 器製作所	不明	末吉ガス (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故原因の把握と事故届書の提出を、早急に行うよう依頼した。 ・販売事業者は、充てん事業者に対し、ブローホールのある容器を取り外し、緊急防災工具のCOMJシートによるガス漏えい停止措置を施すよう指示した。 ・配達社員は、現場において、ブローホールのある容器を取り外した後、ガス漏えい停止措置を施し容器検査套へ搬入した。 ・容器メーカーに対し、溶接不良に伴うブローホールの再発防止対策を講じるよう指摘した。 ・容器メーカーから再発防止策の報告あり。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/6/29	埼玉県 朝霞市	漏えい	一般住宅 木造1階建	19:33	販売事業者	販売事業者による自動切替式調整器と高圧ホースの接続作業ミス	一般住宅において、通行中の近隣住民より「ガス臭」を感じたこと、通報を受け、消防及び販売事業者が調査したところ、20kg容器に接続された自動切替式調整器と高圧ホースの接続部から、ガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、販売事業者が供給開始時点検調査時に、高圧ホースを交換した際、高圧ホースの締め付けが緩い状態にあり、その20日後の容器交換時に、更に締め付けが緩んだため、以降、調整器と高圧ホースの接続部から徐々にガスの漏えいが始まったものと推定される。	①自動切替式調整器 ②高圧ホース	①ITO(株) ②不明	①AXS-8B (2015年6月製造) ②不明(製造年月不明)	伊藤忠エネクスホームライフ関東(株)	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、自動切替式調整器及び高圧ホースねじ込み部を締め直し、予備側を含む漏えい部の修理を行うとともに、高圧部から屋内の設備を含む低圧部の漏えい検査を行いガス漏えい等異常のないことを確認した。 販売事業者は、作業員に対し、締め付け方及び力の確認を徹底するとともに、再発防止のための教育を実施することとした。
2015/7/2	宮城県 仙台市	漏えい	その他店舗 木造2階建	7:30	販売事業者	経年による露出配管立上り部の劣化	その他店舗において、「ガス臭がする」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、敷地内の露出配管において、地表と埋設部との境界付近からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、当該配管において、地表と埋設部との境界付近が経年劣化により腐食しており、腐食部にピンホール程度の穴が開いたため、ガスが漏えいしたものと推定される。 なお、当該配管は昭和57年に設置された白管で、33年経過していることから、販売事業者の配管腐食劣化に対する認識の甘さも事故要因であったものと考えられる。	配管	不明	不明	(有)嶺岸石油	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	市は、販売事業者に対し、聞取調査等の情報収集活動を行うとともに、原因を調査し、再発防止策を講じるよう指示した。また、今後、配管部分の点検・調査を行う際には、配管と照合しながら確認し、腐食等が原因とされた場合は早急に対処するよう口頭指導した。 販売事業者は、他の供給先に類似の事例がないか調査を行った結果、類似の事例がないことを確認した。
2015/7/2	福岡県 姪津市	漏えい爆発	飲食店 木造1階建	11:00	その他(修理メンテナンス業者) 作業ミス	修理メンテナンス業者の作業ミス	飲食店において、食器洗浄機の温度が上がらないためメンテナンス会社に修理依頼をしたが、作業員による部品交換後の試運転時に異音が生じたため、湯を沸かすブラスターを全損させた。 原因は、メンテナンス会社による、当該食器洗浄機の新品交換時に、作業員がガス電磁弁のバックシムを付けたため、機器内でガスが漏えいし、滞留したガスに点火時の火が引火したため、作業員は試運転前に漏えい検査を実施していなかったため、ガスの漏えいに気が付かなかった。(バルク貯槽 980kg×1基)	業務用食器洗浄機	三洋電機(株)	DW-DR53UG3 (2007年1月製造)	イワタニ静岡(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり	販売事業者は、販売事業者に対し、修理メンテナンス業者へ作業マニュアルの徹底、特に、作業時のガス漏えい確認を徹底することを伝えるよう依頼した。 販売事業者は、修理メンテナンス業者に対し、作業マニュアルの徹底、特にガス経路の部品交換後にはガス漏えいの確認を徹底するよう要請した。
2015/7/8	秋田県 秋田市	漏えい爆発 軽傷1名	医・病院 鉄筋コンクリート造3階建	9:30	一般消費者等	消費者による燃焼器具の取り扱いミス	病室の厨房室において、調理員が回転釜に点火したところ、漏えいしていたガスに引火し、右腕肘に1度の火傷を負った。 原因は、当該回転釜に接続されている被覆鋼管と白管継手の接続部が経年劣化により腐食しており、腐食部からガスが漏えいする状態であったこと、腐食部から漏えいしたガスに点火時の火が引火したものと推定される。 なお、調理員は、ガス臭に気付いていたにもかかわらず、ライターによる点火操作を行っていた。(バルク貯槽 980kg×1基)	配管	不明	20A PLV (製造年月不明)	東部液化石油(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり	販売事業者は、当該消費先の配管を交換するとともに、他の回転釜に接続されている配管についても交換することとした。 販売事業者は、消費者と協議し、定期供給設備点検及び定期消費設備調査を1年に1回実施し保安の確保を図ることとした。 販売事業者は、ガス臭がする場合は保安対応に関する周知マゲネットをガス使用場所に貼付することにより、従業員に対する保安啓発活動を実施し、再発防止を図ることとした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/7/21	北海道 札幌市	漏えい	飲食店 その他店舗 事務所 その他(ウイー クリーマンショ ン、岩盤浴場) 鉄骨造8階建	5:40	販売事業者	経年による気化装置内ダ イヤラムの劣化	飲食店の供給設備において、充てん作業員より「シユール」という異音が生じたためバルブを閉じたところ、気化装置と配管の接続部分からガスが漏えいしていることを確認した。原因は、当該気化装置内部のガバナに使用されているダイヤフラムが、長期間の経年使用により劣化したため気密が保たず、気化圧力調整弁のカバーとダイヤフラムケース接合部からガスが漏えいした もの。 (バルク貯槽 148kg×4基)	気化装置	ITO(株)	SMV-30A (2002年6月製 型)	ユニオン石油 ガス(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・業務用換気警 報器あり ・集中監視システ ムあり	・市は、販売事業者に対し、事故届 の遅滞について確認し、事故・災害 時の対応や監視官庁への連絡方法 改善計画書の提出を指示した。 ・市は、当該供給設備の技術上の 基準の再確認を指導し、均圧ライン の設置を確認するとともに技術上の 基準の再確認を行った旨報告を受 けた。また、気化装置は、製造事業 者の推奨する維持管理を実施し、 保安上問題がある場合には、交換 することを指導した。 ・販売事業者は、当該気化装置の調 製造事業者に対し、漏えい原因を調 査するよう依頼し、結果を市に報告 した。 ・販売事業者は、他の同型気化装 置の設置状況を調査し、設置されて いた1か所について、交換を行い、 市に報告した。
2015/7/22	茨城県 神栖市	漏えい火災	共同住宅 木造2階建	7:37	不明 (出火原因が未確定 であるため) (ガス栓ツマミ部分か らのガスの漏えい原 因が不明なため)	経年によるガス栓ツマミ 部分の劣化	共同住宅において、消費者より「こゝろ」に点火したと ころ、ガス栓付近から火が噴き出した。この運翰を 受け、販売事業者が調査したところ、ヒューズガス 栓の焼損を確認した。 原因は、当該ガス栓の経年使用など何らかの要因 により、ツマミ部分の気密が保たれずガスが漏えい し、点火時の火が引火したものと推定される。 なお、7月18日の供給開始点検調査時には、異常は 発見されなかったが、7月20日、消費者よりガス警 報器が鳴動するとの連絡を受け、販売事業者が調 査した際、漏えい等の異常は無かったものの、当該 ガス栓の作動確認において、こゝろの火を消けたま まガス栓を閉閉すると、火が消える時と消えない時 とあったため、ガス栓の交換を予定であった。	2口ヒューズ ガス栓	(株)藤井合金製 作所	不明	(株)エルピオ	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・販売事業者は、業務主任者及び 各保安資格者に対し、ヒューズガス 栓に関する事故発生時の周知と注意 喚起を行うとともに、原因の検証及 び再発防止のため会議を行い、各 人の意識啓発を徹底することとし た。 ・県は、保安講習会やラジオを通 じ、販売事業者や消費者に対し、古 いガス機器の交換を呼びかけた。
2015/7/22	長野県 長野市	漏えい火災	その他店舗 鉄骨造1階建	12:05	一般消費者等	消費者の器具の取扱いミ ス	スーパーマーケットの社員食堂において、従業員よ り「湯沸し室のこゝろ」を点火した際に、こゝろ裏側よ り出火した」との連絡を受け、販売事業者が調査し たところ、こゝろ裏側の壁の一部が焼損していること を確認した。 原因は、事故後、当該こゝろを少し動かしたところ、 迅速継手がはまる音がしたことから、迅速継手の差 し込み不足により、接続部から過流出安全機構が 作動しない程度の流量でガスが漏えいし、こゝろ点 火時の火が引火したものの。 (バルク貯槽 498kg×1基)	①ガス栓 (迅速継 手) ②ゴム管 (片側迅 速継手)	①矢崎総業(株) ②(株)ターダ	①G015AZ- 12P (製造年月不 明) ②不明	岡谷酸素 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者に対し、事故に 関する情報を収集し、事故報告書を 作成するよう指示した。 ・販売事業者は、末端ガス栓(ホー スエント)を交換した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/7/22	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造/階建	15:16	販売事業者	漏えい検知装置ハイパス 流路の固定不十分 〈法令違反〉 液石法施行規則第46条 第1号イ(供給設備の点 検の方法) 液石法施行規則第131条 第4項第1号(法第14条第 1項の書面交付に係る事 項を帳簿に記載すること)	共同住宅において、隣接する事務所の従業員より「容器付近からガス臭がする」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、漏えい検知装置のガスメーター出口側とハイパスガス流路(供給管)の継手部分でガスが漏えいしていることを確認した。原因は、漏えい検知装置のハイパス流路(供給管)の固定が不十分であったため、漏えい検知装置のガスメーター出口側とハイパスガス流路(供給管)の継手部分に力が加わり緩んだことでガスが漏えいしたものと推定される。なお、7月1日に販売事業者が、漏えい検知装置の検知部、調整器及び責任ホースの交換を実施した際、漏えいを確認したが異常は確認されなかった。	ガスメーター(漏えい検知装置用)	矢崎総業(株)	EY25MTP (2015年4月製 造)	伊藤忠エネクス ホームライ フ北海道 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器あり ・集中監視システ ムなし	・市は、販売事業者に対し、供給開始時点検調査を実施する際には、供給設備側の点検を確実に実施することともに、設備工事を実施した際には工事範囲外も点検調査するよう指導した。また、調整器等を交換した際には漏えい試験を実施し、異常の有無を確認するよう指導した。 ・市は、販売事業者に対し、機器交換作業のマニュアル等を整備するとともに、保安教育を充実させるよう指導した。 ・市は、販売事業者に対し、当該共同住宅の中で14条書面を保存していない1つの消費先について、書面の所在を確認できないときは再交付するよう指示した。 ・販売事業者は、漏えい箇所を増し、漏えい検知装置のハイパスガス流路の固定が不十分であったため、固定具を追加した。
2015/7/22	富山県 射水市	一酸化炭素中 毒 重症1名	その他(し尿処 理施設) 鉄筋コンクリー ト造/2階建	17:15	一般消費者等	器具の維持管理不良 及び換気不足	し尿処理施設の分析室内において、職員1名が、排水水質測定(蒸留操作)のため13時頃からガスメーターを使用していたところ、意識を失い倒れ、17時15分頃他の職員に発見され、搬送先の病院で一酸化炭素中毒(金治1ヶ月)と診断された。原因は、消防による分析室内の測定において、一酸化炭素濃度が90ppm以上検出されたこと、また、販売事業者による測定において、当該ガスメーターから発生した一酸化炭素濃度が1250ppm以上であったことから、維持管理不良等の原因によりガスメーターが不完全燃焼し、換気扇を起動させていなかったため、室内に一酸化炭素を含む排気が室内に滞留したものと推定される。この他、分析試料の空たきにより一酸化炭素が発生した可能性も考えられるが、特定には至っていない。なお、事故発生時、気温が高かったことから、職員は部屋を閉め切った状態でエアコンを使用しており、換気扇を起動させていなかった。	5連トーチ バーナー (開放式)	(有)相山製作所	不明 (1987年9月製 造)	いずみ野農 業協同組合	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、消費者に対し、一酸化炭素濃度測定により異常と判定されたガスメーターの使用を禁止とし、交換するよう口頭指導した。 ・県は、消費者に対し、ガスメーターを使用するときは換気扇を稼働させる等、十分に換気するよう指導するとともに、換気扇に配属したガスメーター設置位置の変更や業務用換気扇の設置について検討するよう助言した。 ・販売事業者は、消費者に対し、ガスメーター使用の際には十分な換気を行い、炎の状態を確認するよう注意喚起し、水質試験室に業務用換気扇を設置した。 ・販売事業者は、他の業務用厨房施設等の消費者に対し、十分な換気を行い、消費設備の異常の有無を確認すること等について注意喚起した。
2015/7/26	岐阜県 高山市	漏えい	一般住宅 木造	不明	器具メーカー	器具メーカーの製作ミス	一般住宅において、隣人より「ガス臭がする」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、自動切替式調整器に取り付けられている流路式高圧ホースの容器側がしめ部からホースが抜けガスが漏えいしていることを確認した。原因は、高圧ホースメーカーによると、当該ホースは製造過程において、容器側接続POL(金具との圧着)が不完全であったため、使用中にホース部が抜け、そこからガスが漏えいしたものの。なお、当該ホースが不良品であったにも関わらず、合格品として出荷された要因は、作業員の確認ミスによるもの。	高圧ホース	(株)桂精機製作所	BH-5 (2012年2月製 造)	イワタニ東海 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システ ム不明	・高圧ホースメーカーは、同ロットの高圧ホースの状態を確認した。 ・販売事業者においては、同ロットの高圧ホースが2本本あったため、状態を確認した。 ・県は、IPガス協会主催の講習会において、販売店・保安機関等に対して、事例紹介することともに、供給設備の点検を依頼した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/8/1	佐賀県 佐賀市	漏えい	その他(私道)	10:10	他工事業者(下水道 工事業者)	下水道工事業者の作業ミス	私道において、水道工事業者より埋設供給管を損傷したとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、埋設供給管が損傷し、ガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、水道工事業者がワイヤーシヨベルを埋設供給管に引っかけたため損傷し、そこからガスが漏えいたため、当該埋設管の先にある住宅は、オール電化住宅でありガスを使用していないかった。	供給管 (埋設部)	不明	不明 (2000年頃埋設)	(株)エネサ ス九州	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	販売事業者は、復旧作業時に当該集回供給先(10戸)に対し、他工事による事故について周知した。 販売事業者は、当該集回供給先の戸数が減少しているため、供給設備を50kg容器18本立てに縮小する」とともに、埋設配管位置が判るよう、団地内の道路に「ガス管理設備の表示ベンチ」を敷設することとした。
2015/8/2	広島県 呉市	漏えい爆発 殺傷1名	飲食店 木造1階建	10:45	一般消費者等	消費者による器具栓の不 完全閉止	飲食店において、従業員が中華レンジに点火したところ、炎が上がると、手の甲に軽度の火傷を負った。原因は、事故前日、従業員が中華レンジの器具栓を半開の状態にして末端ガス栓を閉止していたが、翌日、器具栓の確認を怠り末端ガス栓を開いたため、レンジ内にガスが滞留し、点火時の火が引火したため、従業員はガス臭を感じていたにもかかわらず、中華レンジに点火した。	業務用中華レンジ	タニコー(株)	不明 (2006年6月製造)	広島ガスプロ バン(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり ・業務用換気警 報器あり ・集中監視システ ムあり	販売事業者は、消費者に対し、開店・閉店時には、器具栓及びガス栓の閉鎖状態の確認を徹底するとともに、ガス臭がある場合は火気の使用を禁止するよう依頼した。
2015/8/6	佐賀県 嬉野市	漏えい	飲食店 木造2階建	7:43	販売事業者	調整器ダイヤフラム安全弁センサー部への異物付着	飲食店において、周辺住民よりガスの臭いがするとの通報があり、警察から連絡を受け販売事業者が調査したところ、20kg容器2本が設置された自動切替調整器本体からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、調整器メーカーによると、当該飲食店は、改装前に販売事業者が調整器及びガスメーター等を一時的に取り外し、改装後に再設置したこと等から、調整器の保管中に異物が付着し、安全弁センサーとダイヤフラムの間に噛み込んだため、通気口からガスが漏えいしたものと推定される。	自動切替調整器	(株)桂料機製作所	GH-H5Z (2012年9月製造)	(有)中原商 会	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器不明 ・集中監視システ ム不明	県は、事故に関する情報収集を行った。 販売事業者は、県に対し、調整器の調査結果報告書を提出した。
2015/8/11	宮崎県 都城市	漏えい	その他(福祉施設) 鉄筋コンクリート造	16:10	不明	調整器の圧力変動及び設備設計時の配慮不足による液移動	福祉施設において、消費者よりガス漏れの通報を受け、消防及び販売事業者が調査したところ、974kgのバルク貯槽2基のうち1基のプロテクターの隙間より、ガスが白煙を上げて漏えいしていること、箇所は2段式調整器であることを確認した。 原因は、当該施設では、同系列の974kgのバルク貯槽2基により、気化装置を通してガスを供給していたが、高圧部に均圧ラインを設けておらず、また、バルク貯槽側調整器よりも気化装置の出口調整器が大きなような低圧部で差圧をとっていたが、気化装置側の調整器の圧力変動により供給圧力が下がっていたことに加え、片側のバルク貯槽に西日があたったことで当該バルク貯槽に差圧が生じたため、もう1基のバルク貯槽との間に差圧が発生し、液移動が起こったことで片側のバルク貯槽の圧力が過剰に上がり、調整器よりガスが漏えいしたものと推定される。 (バルク貯槽 974kg 2基のうち1基)	バルク貯槽用2段式調整器	矢崎エナジーシステム(株)	RMLBF-50 (V) (2010年11月製造)	富士燃料 (株)	・ガス警報器なし ・マイコン不明 ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器不明 ・集中監視システ ム不明	県は、現地調査を行い、消費者及び販売事業者から事故状況を聴取するとともに、販売事業者に対し、事故の原因究明及び再発防止策について報告するよう指導した。 販売事業者は、器具メーカーに対し、調整器の調査を依頼するとともに、調整器の調査を行い、事故報告書を提出した。 販売事業者は、当該供給設備についてバルク貯槽2基のうち1基を撤去した。今後は、特定供給設備について複数基を設置せず、貯蔵量のより大きなバルク貯槽1基を設置することとした。
2015/8/13	熊本県 栃木市	漏えい	一般住宅 木造2階建	13:16	一般消費者等	消費者の取扱い不備	一般住宅において、近隣住民よりガス臭いとの通報を受けた消防が出動したところ、50kg容器と高圧ホースの接続部よりガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、ガスの残量を心配した消費者が、屋外に設置された50kg容器を揺らしても残量が判らなかつたことから、容器を計量しようとして、本来はずべきではない手締めの高圧ホースを、容器バルブを閉止せず手締めから取り外したため、高圧ホースの接続部からガスが漏えいしたため、高圧ホースの接	高圧ホース	不明	不明	北日本ガス (株)	・ガス警報器あり (鳴動不明) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器不明 ・集中監視システ ム不明	販売事業者は、消防からの依頼により、容器の接続及び漏えい検査を実施し、ガス漏えいがないことを確認した。 販売事業者は、手締めの高圧ホースで容器から容易に取り外すことができるため、スナップ掛けの高圧ホースに取り替えた。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/8/19	東京都 足立区	漏えい	その他(私道)	10:20	他工事業者(水道工 事業者)	水道工事業者の作業ミス	道路において、水道工事業者が給水管交換工事に伴い掘削作業中、埋設供給管(PE管25A)に重機を接触し、埋設供給管よりガスが漏えいした。原因は、当該水道工事業者が掘削作業を実施する以前に、販売事業者による埋設供給管の配管図面の提供及び現場での供給管のルート説明が行われていたが、当該水道工事業者内での打合せ不足により供給管の位置を把握していなかった。若しくは作業員の不注意により、掘削作業時に重機が埋設供給管に接触させたものと推定される。	供給管 (埋設部)	不明	不明	河原実業 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、工事業者に対し、図面及び配管ルート等をこれまでに通り事前に説明するとともに、埋設管付注意の掘削作業は必ず手廻りにより注意しながら作業とすることについて説明を徹底していただくこととした。
2015/8/21	京都府 宇治田原町	漏えい	その他(屋外)	7:11	販売事業者	地下水による埋設供給管の腐食 〈法令違反〉 液石法施行規則第36条 第1項第1号イ(2)(埋設 供給管(白管)の漏えい 試験は1年に1回以上行う こと)	戸建て住宅へ集団供給(全15戸)を行っているポンペ川の周辺からガス臭がしている旨、住民から販売業者に連絡があり、調査の結果、埋設供給管からガスが漏えいしていることが判明した。当該埋設供給管(白管)は、設置後33年経過しているものであった。 埋設管周辺を掘り返したものの、漏えい箇所の特定には至らず、埋設管周辺の地下水水位が高いことにより、腐食が進行しやすい環境にあったことが影響したものと推定される。 なお、当該埋設管は白管であったため、1年に1回以上の漏えい試験が必要となつた。4年に1回しか漏えい試験が実施されいかなかった。	供給管 (埋設部)	不明	不明	京都やましろ 農業協同組 合	・集中監視システムあり ムあり	・販売事業者は、販売事業者に対し、事故概要について随時、行政機関への事故通報の遅滞及び緊急時対応の遅滞について口頭で指導した。また、埋設管については、1年に1回以上の漏えい試験が実施されいなければならないことと併せて、今後の改善策を改善報告書として提出するよう指導した。 ・販売事業者は、漏えい箇所特定の漏えい調査を実施したが、最終的に特定できなかった。 ・販売事業者は、ポンペ川からの供給を停止し、全戸個別供給に切り替えた。
2015/8/28	広島県 広島市	漏えい	学校 鉄筋コンクリー ト造3階建	15:00	販売事業者	ガス管有無の確認不十分	学校において、建設工事業者が職員寮の解体作業中に、既設ガス供給管を切断し、継手部よりガスが漏えいした。 原因は、当該建物を解体するため、建設事業者は販売事業者によりガス管の有無を確認したが、販売事業者は配管図面及び工事履歴資料を確認した上で、現地調査を実施したものの、活きたガス配管は無いと誤った解着をしたため、建設事業者は解体作業を実施し、誤って供給管を切断したものの。	供給管	不明	不明	広島ガス西 中国(株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり ムあり	・販売事業者は、損傷した供給管にプラグ止めを施した。
2015/8/29	広島県 広島市	漏えい火災	工場 鉄筋コンクリー ト造3階建	10:00	一般消費者等	経年による低圧ホースの劣化	工場において、従業員が回転釜を使用したところ、回転釜に接続されている強化ガスホースから火が出た。 原因は、当該強化ガスホースの経年劣化により、ガラス粒の閉鎖時にガスが漏えいする状態となつていたが、従業員はその状態に気付いておらず、点火棒にて点火した際、漏えいしたガスに点火時の火が引火したものの。	低圧ホー ス	不明	不明	広島県西中 国(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓 不明 ・CO警報器不明 ・業務用換気警報器あり ・集中監視システム不明 ム不明	
2015/8/30	新潟県 新発田市	漏えい爆発 軽傷1名	飲食店 鉄筋コンクリー ト造2階建	8:30	一般消費者等	消費者による点火ミス	飲食店の従業員が海外製の圧力ワライヤーに点火しようとしたところ、何らかの要因により点火せず、未燃焼ガスが滞留した状態で再度点火操作を行ったため、炎が噴出したものと推定される。従業員1名が顔に1度の火傷を負い、病院へ搬送された。	業務用ワ ライヤー	HENNYPENNY	SMS (製造年月不明)	(株)丸新	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSBあり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ムなし	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/9/4	神奈川県 横浜市	漏えい爆発	一般住宅 木造2階建	19:20	一般消費者等	消費者による点火ミス	一般住宅において、消費者がBF式風呂釜の使用の際、点火せず、再度点火操作を行ったところ、大きな音がして、当該風呂釜の側面が変形した。原因は、消費者が、当該風呂釜の点火操作をした際、何らかの要因により点火不良となり、機器内に未燃ガスが滞留し、再点火時の火が引火したものと推定される。	風呂釜 (BF式)	リンナイ(株)	RBF-133SDX-FR-R-T (2000年11月製造)	日本瓦斯 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、風呂釜を即日使用禁止とし、メーカーへの調査を依頼した。また、消費者に対し、RF式風呂釜に交換した。
2015/9/7	愛知県 名古屋	漏えい爆発 軽傷2名	その他(給食センター) 鉄骨造2階建	10:30	一般消費者等	経年による業務用オープン電磁弁とフレキ管接続部分の劣化	給食センターの厨房内において、従業員がスチームコンベクションオープンを使用の際、バーナーに点火したところ爆発し、当該オープン及び電線を破壊、当該従業員及び別の従業員、計2名が火傷を負った。 原因は、当該オープンのアルミ製ガスケット(アルミ電磁弁とフレキ管の接続部)に、経年劣化によるヒビ割れがあったことから、損傷部より漏えいしたがガスが厨房内に滞留し、オープン点火時の火が引火したものと推定される。 なお、事故直前に、別の従業員が、厨房内に漏えいしていたガス臭に気づきガス栓を閉めていたが、当該従業員は、オープン使用のためガス栓を開き点火に至った。 また、当該センターの従業員の誰かが、床面の清掃時に支障となるため、適正位置に設置されたガス警報器を10~20cm程度引き上げていたため、厨房内に滞留していたガスを探知出来ず、ガス警報器は鳴動しなかった。 (バルク貯槽 495kg×1基)	業務用 オープン	(株)AIHO	ACO-20GS (2006年製造)	(株)名港液化 ガス	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	販売事業者は、ガス警報器に防水カバーを取り付け、作動確認後、適正位置に設置し直すとともに、当該企業の工場長及び従業員に対し、機器の取り扱いや安全対策等についても改めて周知を実施した。
2015/9/7	埼玉県 朝霞市	漏えい爆発・ 火災	一般住宅 木造2階建	19:02	一般消費者等	経年による家庭用オープンと金属フレキシブルホース接続部分の劣化	一般住宅において、消費者よりガス警報器が鳴ったことと連絡を受け、販売事業者は、消費者に対し、火気使用禁止等の案内を行った上で出動したが、オープン庫内で爆発、ビルトインコンロ及びオープンが損傷、オープンと金属フレキシブルホースの接続部からガスが漏れ出し、これを確認した。 原因は、当該オープンと金属フレキシブルホースの接続部が経年劣化していたため、接続部よりガスが漏れ出し、オープン庫内に滞留した状態となり、何らかの着火源によりオープン庫内で爆発したものと推定される。	金属フレ キシブル ホース	不明	不明	日本瓦斯 (株)	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	県は、販売事業者が当該事故に関する情報収集を行った。 県は、販売事業者に対し、当該事故の原因となった燃焼機器(オープン)調査の実施及び事故報告書の提出を指示した。 販売事業者は、事故当日ガス栓のプラグ止めを実施後、ビルトインコンロ、オープン、金属フレキシブルホースを撤去し、翌日、メーカーに対して燃焼器具の調査依頼を行った。 販売事業者は、消費者に対し、ガス警報器が作動したり、ガス臭を感じた場合は、販売事業者が到着するまでガス及び火気の使用禁止をするよう注意喚起を行った。 販売事業者は、県に対し、追加の報告書を提出した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/9/10	熊本県 熊本市	漏えい	一般住宅 木造1階建	17:24	保安機関 (配送センター)	容器交換時の作業ミス又は経年による調整器角リングの劣化	一般住宅において、消費者より自宅の容器付近がガス臭いとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、50kg容器と単段式調整器の接続部から音をたててガスが漏えいしていることを確認した。原因は、調整器メーカーによる、当該調整器の角リング劣化により気密が保たれず、ガスが漏えいしたものと推定されるが、事故直後に容器の接続部を締め直した時点で漏えいが止まったことから、配送センターが容器を交換した際、接続不良があった可能性も否定出来ない。 なお、配送センターの高圧ホースの角リング(Oリング)の、調整器及び高圧ホースの角リング(Oリング)の点検や劣化した場合の指導、交換作業後の漏えい検知液での検査等の措置が配達員に徹底されていなかった。	単段式調整器	矢崎エンジニアリングシステム(株)	R54-HF (2007年12月製造)	(株)ツバメ商会	・ガス警報器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者から事故届出書を徴収し、事故内容について聞き取りを行った。 ・県は、現場の状況を確認するとともに、販売事業者及び通報者を行った一般消費者に対し、事情聴取を行った。また、調整器の角リングを回収し、販売事業者に対し、機器メーカーに回収した調整器角リングを調査依頼するよう指示した。 ・販売事業者は、機器メーカーに対し、調整器の調査を依頼し、結果を県に報告した。 ・事故再発防止策として、50kg容器1本立てから20kg容器2本立てに、手締め方式の単段式調整器からスバナ掛け方式の自動切替式調整器へ変更した。
2015/9/14	東京都 羽村市	漏えい 爆発	一般住宅 木造2階建	8:00	一般消費者等	消費者による器具の点火ミス	一般住宅において、消費者より今朝、風呂釜が点火できず何回か点火を繰り返していたところ、風呂釜内部から音がしたとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、BF式風呂釜のケーシングの一部が変形していることを確認した。 原因は、メーカーによる、当該風呂釜は、一時的なゴミ付着等何らかの要因で口火が点火し難い状態にあり、その状態で操作ミスを口火の位置で保持し続けられたことで機器内部に未燃ガスが滞留し、消費者が時間を空けずに点火操作を行ったため、点火時の火が滞留したガスに引火したものと推定される。	風呂釜 (BF式)	(株)ノーリツ	GBSQ-606-φ (2010年7月製造)	(株)オービス ジーサービステクニクス	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、当該風呂釜を使用禁止とし、当該消費者に対して、異常な着火防止等の安全機能を搭載したBF風呂釜への交換を勧めた。また、当該消費者に対して、ガス機器の安全な使用方法及び日常管理について、リーフレット等を活用し周知した。
2015/9/14	熊本県 宇城市	漏えい	一般住宅 木造1階建	19:42	容器メーカー (容器溶接不良)	容器溶接不良箇所のブローホールによるもの	一般住宅において、消費者より自宅の容器付近がガス臭いとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、50kg容器の溶接部からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、溶接不良によってブローホールが生じ、容器運搬時の接触及び再検査時のショットブラストによって容器溶接部外面が摩耗し、空洞上面を覆っていた溶接金属部分では内圧を保持することができなくなりガス漏えいに至ったものと推定。	容器	神鋼機器工業(株)	HXX61030 (2005年3月製造)	熊本宇城農協 協同組合 プロパンセンター	・ガス警報器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり	・県は、販売事業者から事故届出書を徴収し、事故内容について聞き取りを行った後、産業保安監督部へ事故内容を報告した。また、保安機関から事故詳細を聴取した。 ・販売事業者は、容器メーカーに対し、回収した容器の調査を依頼した。 ・容器メーカーに対し、溶接不良に伴うブローホールの再発防止対策を講じるよう指導した。 ・欠陥が発生するメカニズムの解明に努め、溶接条件の見直しを進めている。
2015/9/18	愛媛県 松山市	漏えい	一般住宅 木造1階建	10:30	販売事業者	経年による配管立上り部の腐食	一般住宅において、販売事業者がガスメーターの検針時、マイコンメーターのB表示(流量式)が微漏えい(警告)に気付き、漏えい検査をしたところ、配管(白管)埋設部のメーター立上り箇所からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、当該住宅は、長期不在であり、何らかの要因で配管(白管)が地表と接触する状態となっていたため、外面の腐食が進行し、ガスが漏えいしたものと推定される。	配管	不明	不明	(有)二宮ガス	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故の概要、原因等について聞き取り調査を行うとともに、事故報告が遅れたことについて口頭指導した。 ・販売事業者は、他の供給先に類似案件がないか調査したところ、問題はなかった。 ・販売事業者は、今回事故について保安教育を実施した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/9/18	青森県 黒石市	漏えい爆発 <B級事故> 死亡1名 重傷3名 軽傷4名	学校 鉄筋コンクリー ト造2階建	15:04	不明 (現在調査中)	不明 (現在調査中)	学校において、厨房付近で爆発が発生し、調理員1名が死亡し、重傷3名、軽傷4名の7名が負傷した。原因は、ガスの漏えいに起因する事故か否かも含め、現在詳細調査中である。	不明	不明	不明	(有)大丸松井商店	・ガス警報器あり(鳴動不明) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者に対し、事故状況の聴取及び報告書作成を指示した。
2015/9/24	大阪府 熊取町	漏えい火災	学校 鉄骨造1階建	11:30	不明 (金属フレキシブルホースが可動し金属疲労に至った原因が不明であるため)	経年による金属フレキシブルホースの損傷	学校給食棟内において、調理員がガス回転釜4台中3台を使用したところ、ガス警報器2台中1台が鳴動した。調理員から異常を確認出来なかった旨の報告を受け、当該学校は販売事業者等に調査を依頼した。その後、窓を開放し調理していったところ、もう1台のガス警報器が鳴動し、使用していた1台の回転釜配管付近から出火し、立水栓を焼損した。原因は、当該ガス回転釜に接続されている金属フレキシブルホースが、回転釜の回転に伴い、上下運動を繰り返したことにより亀裂を生じ、漏えいしたガスに使用中の火が引火したものと推定される。	金属フレキシブルホース	不明	不明	阪口米穀店	・ガス警報器あり(鳴動あり) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・消防組合は、販売事業者に対し、事故届及び定期消費設備調査結果報告書を提出するとともに、他のガス回転釜について点検するよう指示した。 ・消防組合は、消費を行った、事故再発防止の指導を行った。 ・販売事業者は、他のガス回転釜について漏えい試験を行い、同様の事象がないが確認した。
2015/9/24	愛知県 豊橋市	漏えい火災 軽傷1名	一般住宅 木造2階建	16:30	一般消費者等	グリル排熱によるゴム管の損傷	一般住宅において、近隣の幼稚園より出火の通報を受け、消防及び販売事業者が出動したところ、火は鎮火しており、当該住宅の一部及びびんころが焼損し、消費者が軽度の火傷を負ったことを確認した。 原因は、消費者が調理スペースを確保するため当該こんろを壁側に寄せて使用したこと、当該ゴム管はグリル排気部周辺に設置されたこととなり、排気熱の影響を受けゴム管が劣化した状態となり、ガスが漏えい、点火時の火が引火したものと推定される。	ゴム管	不明	不明	給与商事(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、当該住宅へのガス警報器の設置及び末端ガス栓の位置の変更を実施し、安全性を高めることとした。
2015/9/25	北海道 北斗市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造1階建	9:30	その他(建物管理者)	経年による供給管の腐食の損傷	共同住宅において、販売事業者が検針した際、マイコンメーターのBR表示(微少漏えい警告)に気づき、一旦リセットし1ヶ月間様子を見たが、1ヶ月後の夜、針時に再度BR表示が出たため、漏えい検査をしたところ、埋設供給管(白管)からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、当該埋設管を掘り起こさず露出管に変更したため、漏えい箇所は確認出来ないが、経年により腐食しガスが漏えいされたものと推定される。 なお、当該埋設供給管は、被覆の無い白管であるため、昭和57年12月以降は、埋設することが禁じられているが、平成24年4月に埋設されていた。	供給管 (埋設部)	不明	不明	(有)中村米穀店	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・道は、販売事業者に対し、事故発生後速やかに連絡するともに、続報が入り次第、連絡するよう指示した。 ・道は、販売事業者に対し、埋設管の工事終了後、再度報告するともに、事故の再発防止に努めるよう指示した。 ・販売事業者は、当該共同住宅を管理する市に対し、埋設管を露出管へ変更する工事を行うよう要請した。 ・道協会は、販売事業者から事故に関する詳細な情報の把握に努めた。また、事故発生時の報告方法についてマニュアルを作成している。
2015/9/26	神奈川県 横浜市	漏えい	共同住宅 鉄骨造2階建	13:30	その他(地盤沈下)	地盤沈下による埋設配管の損傷	共同住宅において、配達事業者より配達遅延と消費量に差異があるとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、埋設供給管からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、当該建物が建てられている土地の傾き、下水配管の沈下、損傷が与えられることから、地盤沈下による影響で、埋設供給管が損傷し、ガスが漏えいしたものと推定される。	供給管 (埋設部)	不明	不明	日商ガス販売(株)	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、当該供給管内及び地中に滞留しているガスのパージを実施し、応急措置として個別供給管に切り替えた。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/9/27	神奈川県 横浜市	漏えい爆発 軽傷1名	学校 鉄筋コンクリー ト造4階建	11:30	一般消費者等	消費者による点火ミス	学校において、地元自治会としての防災訓練を実施した際、消費者(参加者の女性)が、かまどに点火しようとしたところ爆発し、右手にII度の火傷を負った。 原因は、かまどに接続されていたゴム管が長かったことから、ガスが燃焼器具に到達するまで時間がかかるとの状態で、消費者は、点火の際、なかなか点火しなかったため点火操作を繰り返しているうちに、辺りにガスが滞留し、点火時の火に引火、爆発に至ったものと推定される。 なお、消費者は、当該ごんちの取り扱いについては一切説明を受けていなかったとのこと。 また、横浜市の防災協定により、防災訓練時には、担当の販売事業者に連絡して訓練を実施することになっていたが、自治会の訓練運営委員(自治会長)は、販売事業者に連絡をしていなかったとのこと。	業務用その他	オサキ(株)	OZZ-パー かまど	(公社)神奈 川県LPガス 協会	・ガス警報器なし ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市は、防災訓練実施時に、各区役所防災担当・各校へ、担当販売事業者の立ち会いについて周知の徹底を依頼した。 ・販売事業者は、当該自治会の訓練運営委員(自治会長)に対して、防災訓練時に担当販売事業者が立ち会うことについての周知を徹底した。
2015/9/28	神奈川県 横浜質市	漏えい爆発	一般住宅 木造2階建	14:50	一般消費者等	消費者による点火ミス	一般住宅において、消費者より風呂釜の種火が着火し、ないので点検してほしいとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、BF式風呂釜前面の変形を確認した。 原因は、消費者が点火操作した際、何らかの要因により点火ミスとなり、繰り返して点火が行ったため、機器内に未燃ガスが滞留し、点火時の火が引火したものである。	風呂釜(BF式)	(株)ガスター	SR-S (1998年8月製 造)	日本瓦斯 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、風呂釜を即日使用禁止とし、メーカーへの調査を依頼した。また、消費先に対し、RF式風呂釜の交換を実施した。
2015/9/28	大阪府 熊取町	漏えい火災	寮・寄宿舎 鉄骨造3階建	18:12	一般消費者等	消費者による未使用末端 ガス栓の誤開放	大学合宿所の食堂において、消費者(入所者)がこんちを使用中、二口ガス栓付近から出火し、ゴム管及び壁面の一部を焼損した。 原因は、消費者がこんちを使用する際に、誤って二口ガス栓の未使用側も開放し、漏えいしたガスにこんちの火が引火したためと推定される。なお、入所者の火が引火したためと推定される。なお、入所者の火が引火したためと推定される。なお、入所者の火が引火したためと推定される。 か、原因により隙間があり、通流安全機構が作動しない程度にガスが漏えいしたものと推定される。	2口二口 スガス栓	松井機器工業 (株)	不明	社川商事 (株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・消費者は、消費者に対し、火気使用設備の使用方法及び火災発生時の防火管理等、事故再発防止を指導した。 ・消防組合は、販売事業者に対し、事故届及び定期消費設備調査結果報告書を提出するとともに、他のガス燃焼器具についても点検するよう指示した。 ・販売事業者は、事故発生箇所である末端ガス栓、ゴム管を交換し、漏えい試験を行った後、ガスの供給を再開した。
2015/10/2	大阪府 守口市	漏えい火災 軽傷1名	一般住宅 木造2階建	14:34	その他(ガス供給契約を解約した一般消費者等)	消費者による露出供給管の損傷 <法令違反> 液化石油ガス設備工事の作業に関する制限 号(硬質管の取り外しのために硬質管を切断する作業)	一般住宅において、消費者が、ガスの供給契約の解約後に、自ら敷地内のガスメーターを取り外し、電気工具(パイプグラインダ)で埋設供給管の立ち上がり部を切断した際、火災が発生した。火災により、当該消費者1名が顔面に熱傷を負い、当該住宅の一部及び隣人宅周辺の物品、2階の網戸が浸潤した。 なお、当該供給管は、他の住宅とループ状に繋がっていたため、解約後も管内にガスが充てんされていた。 原因は、当該消費者が当該供給管内にガスが充てんされていることを知り、立ち上がり部を電気工具で切断したため、切断部からガスが漏えいし、電気工具の火花が引火したものと推定される。 また、当該消費者は、液化石油ガス設備士の資格を有しておらず、販売事業者に無断で当該供給管を撤去しようとした。	供給管	不明	不明	大阪マル牛 ガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・消防組合は、消火活動及び近隣住民への避難指示を行った。 ・消防組合は、応急措置として、供給管の立ち上がり部の切断箇所を粘土により閉塞した。 ・消防組合は、液化石油ガス設備士の資格を有さない当該消費者が、供給設備を撤去したことに対し、口頭で注意し、指導した。 ・販売事業者は、当該供給管にブラケットの取付を行い、当該事故発生時の原因について、近隣住民に周知し、注意喚起した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/10/3	埼玉県 八潮市	漏えい火災	飲食店 鉄骨造2階建	不明	一般消費者等	消費者による業務用こん ろ器器具栓つまみ部分の維 持管理不足	飲食店において、従業員より3日前、業務用一口こ んろ(ジャンボバーナー)を使用中、内炎の器具栓つま み部分から小さな炎が出たので、器具栓を閉 じて外炎のみを使用していたが、今日、再び漏えい が発生したとの連絡を受け、販売事業者が調査し たところ、業務用一口こんろの内炎側器具栓つま み部分からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、当該こんろ内炎側の器具栓つまみ部分下 部のナットが何らかの要因により緩んでいたため、 ガスが漏えいしていたものと推定される。 なお、販売事業者の周知不足により、消費者は燃 焼器具の扱い方(メンテナンス)について理解してお らず、又、1度目の漏えいを通報していなかったことか ら、危機管理意識が低かったものと推定される。 (バルク貯槽 980kg×1基)	業務用こ んろ	マルゼン(株)	MG-12J (製造年月不 明)	日商ガス販 売(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器あり ・集中監視システ ムあり	・県は、販売事業者に対して、定期 消費設備調査の再実施を指示し た。 ・県は、販売事業者に対して、メンテ ナンス方法について消費者に指導、 周知するよう指示した。 ・販売事業者は、当該消費者に対し て、燃焼機器のメンテナンスにつ いて指導、周知を実施した。また、当 該消費者に対して、再度、定期供給 設備点検後及び定期消費設備調査を 実施した。 ・販売事業者は、消費者に対して、 供給開始時から1年毎の定期供給 設備点検後及び定期消費設備調査を 今後実施することとした。
2015/10/7	大阪府 岸和田市	漏えい	共同住宅 鉄骨造2階建	11:40	販売事業者	経年による露出供給管と 壁の接触部分の腐食	共同住宅において、所轄消防が管内調査を行って いたところ、ガス臭があり、1階4戸のうち3戸のマイ コンメーターにガス漏れ表示が出ていたため、住人 及び消防が販売事業者に連絡した。販売事業者が 調査したところ、当該住宅の2階への屋外供給管か らガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、当該供給管は経年劣化しており、壁との接 触部分が腐食し、ガスが漏えいに至ったものと推定さ れる。 なお、2階は全て空室であった。	供給管	不明	不明	イワタニ近畿 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・市消防は、販売事業者への緊急 時連絡及び付近住民への広報活動 並びに消火器の準備をした。 ・市消防は、販売事業者に対し、定 期供給設備点検や定期消費設備調 査等の保安業務を強化するよう指 導を行った。 ・販売事業者は、従業員に対し、事 故発生時の即時報告を徹底するよ う周知した。 ・販売事業者は、従業員に対し、埋 設白管からPE管への入替を促進す るとともに、埋設白ガス管に対す る年に1回の漏えい検査を徹底するよ う再周知した。
2015/10/13	埼玉県 所沢市	漏えい	一般住宅 木造2階建	15:30	他工事業者(解体工 事業者)	解体工事業者の作業ミス	解体工事中の一般住宅において、解体事業者より パイプジョイントで配管をひっかけ傷つけてしまっ た。配管の先端を曲げて金具のようなものでしばり つけている」との連絡を受け、販売事業者が調査し たところ、配管が損傷していることを確認した。 原因は、解体工事業者は、埋設供給管の有無を販 売事業者へ確認していなかったため、誤って解体 工事にパイプジョイントで埋設供給管を損傷させ、 損傷部分からガスが漏えいしたものと推定される。	供給管 (埋設部)	不明	不明	エネックス (株)	・ガス警報器なし ・マイコン不明 ・ヒューズガス栓 不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システ ム不明	・県は、販売事業者に対し、漏えい した箇所に必要な措置を講じるよう 指示した。 ・県は、販売事業者に対し、解体工 事の際は、集中導管のオーナー、 管理会社にも周知を行うよう指示 し、解体工事業者は販売事業者の 指示に従って動くよう指導した。 ・販売工事業者は、集中導管のオー ナー、管理会社に周知を行った。 ・販売事業者は、解体工事業者に対 して、緊急時の措置は自らの方法で はなく、販売事業者の指示に従った 方法で行うよう指導した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/10/23	栃木県 宇都宮市	漏えい爆発	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造3階建	23:32	一般消費者等	消費者による点火ミス	共同住宅において、消費者より入浴のため、風呂釜の種火の点火操作を実施した際に爆発音が鳴り、風呂釜ケーシングの変形を確認した上での連絡を受け、販売事業者が調査したところ、BF式風呂釜ケーシングが変形していることを確認した。 原因は、当該風呂釜は何らかの要因により種火の点火操作がしにくい状態にあり、消費者が点火操作を繰り返したことで、機器内に未燃ガスが滞留し、点火時の火が引火したものと推定される。なお、消費者によると、種火点火時に操作するレバーハンドルが最近固くなっていったとのこと、現在メーカーにて製品調査中である。 (バルク貯槽 490kg×1基)	風呂釜 (BF式)	(株)ノーリツ	不明 (2001年3月製 造)	日本瓦斯 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、従業員に対し、当該事故を周知した。また、従業員に対し、ガスの供給開始時点検、調査及び定期消費設備調査等で消費者宅を訪問した際は、消費者に対し、同様の事故が起きないように注意喚起を徹底するよう指導した。
2015/10/28	埼玉県 八潮市	漏えい爆発	一般住宅 木造1階建	11:20	販売事業者	販売事業者による燃焼器具の取扱いミス	一般住宅において、販売事業者が供給開始時点検調査を行った際、BF式風呂釜の燃焼試験中に爆発し、前面のカバーに歪みが生じた。 原因は、販売事業者が燃焼試験前にガスメーターと調整器を交換しエア抜きをしたが、完全に抜け切っていなかったため、当該風呂釜は点火状態にあり、点火操作を繰り返したことで機器内にガスが滞留し点火時の火が引火したものと推定される。	風呂釜 (BF式)	(株)ノーリツ	GBSQ-612 (2002年9月製 造)	日商ガス販 売(株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	県は、販売事業者に対し、当該事故と同様の事故を起こさないよう社内で再発防止の教育を行うよう口頭で指示した。 販売事業者は、従業員に対し、BF式風呂釜の取り扱い方法について保安教育を実施した。 販売事業者は、消費者に対し、BF式風呂釜から、より安全な風呂釜に交換した。
2015/10/30	愛媛県 四国中央市	漏えい	飲食店 鉄筋コンクリー ト造6階建	7:55	一般消費者等 不明 (業務用フライヤー立 ち消え安全装置が作 動しなかった理由が 特定できなかったた め)	消費者による器具栓の閉 止し忘れ 及び不明 (業務用フライヤー立 ち消え安全装置が作 動しなかった理由が 特定できなかったた め)	飲食店において、従業員はAM1300頃に閉店し帰室したが、同日AM7:55分に、店に設置されたガス警報器8基が鳴動し、集中監視センターからの通報を受けた販売事業者が出動したところ、店内にガスが充満していたが、メーター運送機によりガスの漏えいは停止していることを確認した。 原因は、従業員が、業務用フライヤーの器具栓を閉め忘れ、種火が消いたままの状態となり、その後、酸素不足等の要因により火は消えたと、立消え安全装置が何らかの要因により作動しなかったため、バーナー部からガスが流出し続けたことで店内にガスが充満したものと推定される。 (バルク貯槽 488kg×1基)	業務用フ ライヤー	タニコー(株)	B-TGFL-45 (2006年5月製 造)	共同瓦斯 (株)	・ガス警報器あり (鳴動あり) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	県は、販売事業者に対して、事情聴取を行った。 県は、販売事業者に対して、報告が遅延したこと及び事故再発防止の徹底について口頭で注意し、顧客書の提出を求めた。 販売事業者は、メーカーに対して、顧客書の提出を依頼した。 当該事故の原因となった業務用フライヤーの点検を依頼した。 販売事業者は、消費者に対し、燃焼器具の火の消し忘れ防止及び使用後の閉栓を徹底周知した。
2015/11/2	大阪府 大阪市	漏えい火災	その他店舗 木造2階建	9:30	一般消費者等	消費者による未使用未端 ガス栓の誤開放	その他店舗において、従業員が、袋入りの団子のたれをせいろに入れて、蒸し器で温めていたところ、蒸気が鳴り、蒸し器そばの二口末端ガス栓付近から湯が立ち上がり、店舗の内壁と蒸し器を濡らした。原因は、従業員が、当該蒸し器の使用開始時又は使用中に、当該二口末端ガス栓の未使用側(ゴムキャップ等無し)を試して開放したため、ガスが漏えいし、点火時または使用中の火が引火したものと推定される。	2口フレイ キ ガス栓	不明	不明	嶋田商店	・ガス警報器あり (鳴動不明) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	市消防は、販売事業者に対して、再発防止について指導した。 販売事業者は、未使用側の末端ガス栓に金属ブラグで閉止措置を行うとともに、ガス警報器の増設を実施した。

年月日	発生場所	現象被害状況	建物用途構造	発生時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/11/2	沖縄県うるま市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造3階建	10:15	販売事業者 保安機関	経年による供給管立ち上り部と供給管継手部の腐食	共同住宅において、住人よりガスの臭いがするとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、埋設配管立ち上り部と供給管の継手部分からガスが漏れ始めていることを確認した。 原因は、埋設配管立ち上り部と供給管の継手部分のネジ山部分が経年劣化により腐食し、腐食部からガスが漏れ始めていること。 なお、当該供給管は、前回の配送時点検において腐食を確認しており、工事計画を予定していたが、実施前にガス漏れが発生したとのこと。	供給管	不明	不明	(株)未来相互ガス	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対して、工事計画箇所については、状況をこまめにチェックし、早期に工事を実施するよう口頭にて指導した。 ・県は、沖縄県高圧ガス保安協会に確認し、定期供給設備点検の際に、確認した改善事項は、早期の対応を会員に周知するよう、依頼文書を発送した。
2015/11/3	兵庫県姫路市	漏えい火災	その他(野外)	8:45	一般消費者等	消費者によるゴム管と燃焼器具の接続ミス	イベント時の店舗(野外)において、消費者が、菓子の実演販売の準備中、業務用雑物二重こんろに点火したところ、当該こんろとゴム管との接続部分から出火し、イベント用テント及びゴム管の一部を焼損した。 原因は、消費者が、当該こんろに20kg容器を接続する際、ゴム管とこんろの接続が不完全な状態であったため、接続部からガスが漏れ出し、点火時の火が引火し火災に至ったもの。 なお、イベント期間中(5日間)は、毎日、消費者自身が当該こんろと容器の接続を行っていた。 (質量販売 20kg x 1本)	ゴム管	不明	不明	(株)清野商店	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対して、消費者への燃焼器具等の取り扱いの周知徹底について指導した。 ・販売事業者は、当該消費者に対して、再度、燃焼器具等の取り扱いについて周知を徹底した。また、当該事故と同様の質量販売先の消費者に対して、燃焼器具等の取り扱いについて周知の徹底を実施することとした。
2015/11/5	岐阜県岐阜市	漏えい火災	その他店舗(カールチャー教室) 鉄骨造2階建	9:50	一般消費者等	異物付着による末端ガス栓と迅速継手付ゴム管の接続不良	その他店舗において、消費者が、ガスストーブに点火し、その場を数分離れ戻ったところ、一口ヒューズガス栓とゴム管の迅速継手部周辺から約10cmの炎が上がっていた。 原因は、消費者が、事故以前に当該ガス栓とゴム管の青筋を行なった際、迅速継手のリング部分に方向からの異物が噛み込まれたことにより、ガスストーブ使用時に接続不良となり、過流出安全機構が作動しない程度の流量でガスが漏れ出し、点火時の火が引火したものと推定される。	迅速継手付ゴム管	不明	不明	新日本ガス(株)	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市消防は、販売事業者に対し、一般消費者へ接続器具等の安全な使用の周知を実施するよう助言した。 ・販売事業者は、一般消費者に対し、接続器具等の安全な使用の周知を実施した。
2015/11/7	高山県南砺市	酸欠火災 <B級事故> 死亡1名	その他(一般住宅) 宅用地	9:20	他工事業者(下水道工事業者)	下水道工事業者の作業ミス	一般住宅用地において、他工事業者の作業員が宅地下水道工事のため、公共研直近を重機(バックホウ)で掘削した際、埋設供給管を損傷した。その後、当該作業員が応急措置のため掘削穴に入ったところ酸欠火災で意識を失い、同僚に発見され救急車で搬送されたが、約9時間後に死亡した。 原因は、当該作業員が、埋設供給管の表示に気づかず、重機で踏って当該供給管を損傷させたこと。また、掘削部よりガスが漏れ出し、掘削穴にはガスが滞留している状態であったが、応急措置(テープ巻)を行うため慌てて掘削穴に入り、酸欠火災となったことによるもの。 なお、当該他工事業者は、販売事業者に対して、ガス管の埋設の有無、その配置及使用状況についての確認作業を実施しておらず、工事の際の立ち回りを依頼していただいていたとのこと。 (バルク貯槽 980kg x 1基)	供給管(埋設部)	不明	不明	中越産業(株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、当該事故現場に職員を派遣し、現場調査を実施した。 ・県は、販売事業者に対し、高圧ガス保安法に基づく事故届の提出を指示した。 ・販売事業者は、ガスの供給を緊急停止し、当該埋設管を補修した。 ・販売事業者は、住宅団地の管理者や仲介業者に対し、土地の購入者や他工事業者に埋設供給管の有無を確実に伝えるよう依頼した。 ・販売事業者は、集中供給方式採用の全戸に対して、宅地内にガス管が引き込まれていることを周知し、工事等で掘削する場合は、販売事業者へ連絡するよう依頼した。 ・販売事業者は、設置済みの埋設供給管の表示板を、社名及び連絡先が明記してあるものに取替えるとともに、今後設置する表示板についても同様に対応することとした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/11/7	京都府 宇治市	漏えい	その他(団地内 集合供給管)	14:21	他工事業者(下水道 工事業者)	下水道工事業者の作業ミス	戸建住宅に集団供給(全29戸)を行っている団地内において、下水道工事業者が掘削作業中に、埋設供給管を損傷させ、ガスが漏えいした。 原因は、当該工事業者の作業ミスにより、重機で当該供給管を損傷させたため、損傷部よりガスが漏えいしたものである。 なお、販売事業者は、当該工事の施工に当たり、当該工事業者の責任者と事前打ち合わせを6回行い、図面での配管確認及び道路への配管位置マーキングも行ったが、現場の作業員が工事作業を真重に進めていなかったことが考えられる。	供給管 (埋設部)	不明	25A PE管 (製造年月不明)	伊藤忠エネクスホームライフ関西(株) 京法営業所	・集中監視システムなし(公道上のため)	・販売事業者は、応急措置後のガス漏えいの有無を確認し、漏えい箇所の復旧工事を実施した。 ・販売事業者は、下水道工事業者に対して、消管図と注意喚起文書にて安全のための周知を徹底し、工事期間中は定期的に立ち会い及び巡回点検を実施した。
2015/11/8	愛知県 みよし市	漏えい(火災 軽傷1名)	その他(広場)	9:00	一般消費者等	消費者による器具の取扱いミス	屋外広場のイベント会場において、消費者が、ハンダでおでん鍋を煮ていた際、ドラム缶で作った五徳から出火し、右手首と目の周りに軽度の火傷を負った。 原因は、消費者が当該ハンダ鍋を使用中、何らかの要因により水が沸き、ドラム缶内に未燃ガスが滞留した状態であったが、排気しないまま再度火を付けたため、滞留していたガスに点火時の火が引火したものである。 なお、ドラム缶で作った五徳は、滞留したガスが生じても、排出出来る様な構造にはなっていないかつたこと。 (質量販売 10kg x 1本)	業務用こ んろ	不明	不明	(有)近藤商 会	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、消費者へ燃焼器具の安全な取り扱いについての周知の徹底を図るよう指示した。 ・販売事業者は、事故発生時に現場へ出勤するとともに、事故後は消費者に代わって点火し、当該イベント終了時まで立ち会いを実施した。
2015/11/9	鳥取県 米子市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造1階建	8:00	販売事業者	植栽工事施工業者への 周知不備	共同住宅において、管理者よりガス臭がするなどの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、植栽工事業者が作業中に、埋設供給管を損傷し、継手部からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、植栽工事業者が、当該供給管に絡みついた植栽の根を工事機械で引っ張ったため、供給管の継手部が変形し、気密が保てずガスが漏えいしたものと推定される。 なお、販売事業者によると、当該住宅の管理者が変更されていたことを知らされていなかったため、管理者へ工事における注意等の周知が不十分であったとのこと。	供給管 (埋設部)	不明	不明	山陰酸素工 業(株)	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり	・県は、販売事業者に対し、工事の際の住宅所有者等への注意喚起を行うよう指示した。 ・県は、講習会での注意喚起を実施することとした。 ・販売事業者は、建物所有者(管理者)等へ、工事の際のリスク説明、供給設備点検を実施した。
2015/11/10	宮城県 松島町	漏えい(爆発 軽傷1名)	飲食店 鉄骨造1階建	10:50	一般消費者等	消費者による点火ミス	飲食店において、従業員が、業務用こんろに点火したところ、軽度の火傷を負った。 原因は、従業員が、業務用こんろの器具栓操作の際、誤って開度を大きく取りすぎたことから、噴出するガスの風圧で火が吹き消されたためガスが漏えいし、換気することなく再度点火操作を行ったことにより、当該こんろ周辺に滞留していたガスに、点火時の火が引火したものである。 なお、従業員は、当該業務こんろの使用に対して慣れが生じていたことから、点火の際、目視確認を行わず作業を行っていた。	業務用こ んろ	(株)マルゼン	MG-290B (2010年10月 製造)	(株)鈴鹿商 店	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者とともに、現地確認を故の情報収集とともに、当該飲食店は季節営業の飲食施設であり、一般消費者である従業員の入れ替わりが多いことから、毎営業開始時期には、消費設備の使用方法についての説明を行う等、再発防止を後討ち実施するよう指導した。 ・販売事業者は、一般消費者である当該飲食店責任者及び従業員に対し、人為的ミス防止するための対策として、燃焼器作業手順の提示、朝礼における注意喚起などの実施を指導した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/11/11	静岡県 伊東市	漏えい	一般住宅 木造	13:00	器具メーカー	器具メーカーによるガス 放出防止型高圧ホース の製作ミス	一般住宅において、11月11日、消費者よりガスが出ないとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、ガスが切れており、配送センターによる容器交換時、メーター指針と残ガス量に差異が有るものの連絡を受け、再度販売事業者が調査を行ったものの、ガス漏えいの発見出来なかったため、翌日(11月12日)、メーターの異常を疑いメーターの交換を準備し、経過観察を行うこととした。12月14日、再び配送員より、メーター指針と残ガス量に差異が有るものの連絡を受け、販売事業者が調査したが、漏えい検査ではガス漏えいがあると考え、調整器と高圧ホースを交換部に原因があると考え、調整器と高圧ホースを交換漏えい箇所、翌日(12月15日)の漏えい検査でガス漏えい箇所を確認できず、メーター指針と残ガス量に差異はなかった。このため、1月5日、回収した調整器と高圧ホースを調べたところ、高圧ホースのガス放出防止器付近からガスが漏えいしていたことが判明した。原因は、器具メーカーによると、高圧ホース(ガス放出防止型)のホースニップルに装着されたOリングが切れていたことにより、気密不良となり、高圧ホース本体とホースニップルの隙間よりガスが漏えいたもの。なお、Oリングが切れていた要因は、Oリングに塗布する潤滑剤の塗布量が規定値より少なかった可能性があるとのこと。	張力式ガス放出防止型高圧ホース	ITO(株)	TH-6-6S (2014年4月製造)	レモンガス (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、当該事故の原因と なった高圧ホースの調査をメーカー に依頼した。
2015/11/12	長野県 茅野市	漏えい	共同住宅 鉄骨造2階建	8:37	販売事業者	経年による供給管エルボ 継手部の劣化	共同住宅において、住人よりガス量が増えるとの通報を受け、消防及び販売事業者が調査したところ、ガスメーター周辺の供給管エルボ継手部よりガスが漏えいしていることを確認した。原因は、当該供給管のエルボ継手部は経年劣化により、気密が保たれず、ガスが漏えいたもの。	供給管	不明	不明	岡谷酸素 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	
2015/11/12	北海道 伊達市	漏えい 軽傷1名	医・病院 鉄筋コンクリート造	15:20	販売事業者	販売事業者によるバルブ貯槽安全弁交換時の作業ミス	病室において、販売事業者の作業員が、2個のバルブ貯槽に設置されている安全弁の交換作業をする際、貯槽内のガスが漏えいし、手に凍傷を負った。原因は、作業員が、当該バルブ貯槽の安全弁を交換する際、元バルブを閉止せずに安全弁を緩めたため、ガスが噴出したもの。 (バルブ貯槽 2,900kg x 1基)	バルブ貯槽安全弁元弁	(株)宮入バルブ製作所	DBL-40 (2005年6月製造)	(株)エネサン 北海道	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコン不明 ・ヒューズガス栓不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システムあり	・漏は、当該事故の原因を説明を指示するとともに、漏えいのあった箇所 の復旧について指示した。 ・漏は、販売事業者に対し、立入検査を行うとともに、事故発生場所の立入検査を実施した。 ・販売事業者は、安全弁交換作業 者に対し、安全弁の交換マニュアル の遵守を徹底した。また、安全弁取 替えの注意喚起ステッカーを作成、 当該バルブ貯槽の安全弁本体に貼 り、注意喚起を促すこととした。
2015/11/13	福島県 富岡町	漏えい	その他(空き 地)	11:00	販売事業者 設備工事業者 除染事業者	除染事業者による作業ミス	空地(居住区制限区域内)において、除染事業者が作業中、油圧シリンダを用いて表面の土を剥ぎ取っていたところ、埋設供給管からガスが漏えいた。原因は、除染作業員が、作業中に油圧シリンダで埋設供給管末端のキャップを損傷したため、損傷部よりガスが漏えいたもの。 なお、当該空地に埋設供給管の表示は無かった。	供給管 (埋設部)	不明	不明	(株)富岡ガス	・ガス警報器なし ・マイコン不明 ・ヒューズガス栓不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明	・漏は、販売事業者に対し、事故報告の失念について、今後速やかに報告を行うよう口頭で注意した。 ・漏は、今後、除染事業者への周知方法を検討することとした。 ・販売事業者は、除染事業者に対する周知方法を、今後検討することとした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/11/13	山口県 山口市	漏えい	その他(集団供給の団地)	18:30	その他(市水道局)	サンクトプラスト現象による埋設供給管の損傷	集合供給の団地において、消費者よりガスが出ないとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、顧客のガスメーターが遮断しており、調整器のドレン部から水の流出が確認された。 原因は、当該団地において、水道管からの漏水と砂によるサンクトプラスト現象が発生したことにより、埋設白ガス管が損傷したため、損傷部よりガスが漏えいしたものと推定される。	供給管 (埋設部)	不明	不明	(株)えびすや	・ガス警報器不明 ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明	・県は、販売事業者に対し、他の埋設ガス配管のある集合供給の団地についても、当該事故と同様に供給管の腐食が考えられるため、漏えい確認をすよう指示した。 ・販売事業者は、当該団地において、集合供給から個別供給に切替を実施した。
2015/11/14	北海道 札幌市	漏えい・爆発・火災	飲食店 鉄骨造1階建	15:05	設備工事業者	設備工事業者による工ミス	飲食店において、店長より今回移動したグリドルの接続ホースに火が着いたとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、フレキガス栓に接続された金属フレキシブルホースが緩み、ガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、事故前日に、設備工事業者によりガス栓の設置位置変更工事を行った際、当該フレキガス栓と金属フレキシブルホース接続部の締め付けが不足していたため、接続部よりガスが漏えいし、滞留したガスに当該グリドルの火が引火したものと推定される。	金属フレキシブルホース	三菱伸銅(株)	LMA5WB600 (2015年3月製造)	日成(株)	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり ・集中監視システムなし	・市は、販売事業者に対し、事故再発防止について検討するよう指導した。 ・市は、販売事業者に対し、事故再発防止について検討するよう指導した。 ・販売事業者は、当該供給先全てのガス機器接続部分の漏えい試験を実施した。 ・販売事業者は、設備工事業者に対し、保安上の教育を実施するとともに、設備工事後の完了検査に立ち会うことを再発防止対策とした。 ・販売事業者は、社内連絡体制について再構築することを検討した。
2015/11/15	岐阜県 可児市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造4階建	12:00	不明 (液取出し弁が開いた原因が不明のため)	何らかの要因による液取出し弁及び樹脂製プラグの誤開放	共同住宅において、住人よりガス臭いとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、バルク貯槽プラグデクター内に設置されている液出し弁(バルブ)約10度開の状態)より、ガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、何らかの要因により、当該バルク貯槽プラグデクター内に設置されている液出し弁及び樹脂製プラグが開いたため、バルク貯槽よりガスが漏えいたもの。 (バルク貯槽 490kg×1基)	バルク貯槽	中国工業(株)	12T広1220 (2000年12月製造)	(有)大澤燃料店	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、当該事故において、警戒区域の設定をするともに、付近住民への避難勧告を実施した。 ・県は、消防に対し、ガス拡散及び引火防止のため、消防車による放水を指示した。 ・販売事業者は、樹脂製のプラグを真鍮製に交換した。 ・販売事業者は、バルク貯槽プラグデクター下部の穴を天板で塞ぎ外部と遮断した。
2015/11/16	長野県 小諸市	漏えい・火災	一般住宅 木造1階建	6:30	一般消費者等	消費者による末端ガス栓と迅速継手付コム管の接続不良	一般住宅において、消費者が、ガス炊飯器のスイッチ子を入れ、その場所から離れたところ、約1分後に風音を聞き、さらに1分後に再び異音を確認し、炊飯器周辺のカーテンから出火していた。 原因は、消費者が、末端ガス栓を開いた際、誤って迅速継手に手が触れたため、末端ガス栓と迅速継手部分が接続不良となり、接続部からガスが漏えいし、炊飯器点火時の火が引火したものと推定される。 なお、消費者によると、末端ガス栓を開ける際、末端ガス栓はガスこんろの油除けガードに隠れており、迅速継手が離れたことに気が付かなかったとのこと。	迅速継手付コム管	不明	不明	ミヤバラガス(株)	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、当該事故と同様な環境にある消費者に対し、今後の再発防止策として、迅速継手の使用を控え、末端ガス栓からコム管へ直接接続する配管に順次変更していくこととした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/11/19	大阪府 堺市	漏えい火災	共同住宅 木造	12:18	一般消費者等	消費者による接続不良	共同住宅において、消費者がこんろを使用し調理を開始し、約3分経過後に後により二口ヒューズガス栓周辺から炎が上がった。火災により二口ヒューズガス栓、ソケット、ゴム管一部、キッチンパネル前面が焼損した。 なお、こんろと二口ヒューズガス栓の接続に用いていたゴム管とゴム管用ソケットは、別々の製品であり、消費者がそれぞれ購入し、自らゴム管にソケットを取り付けたものである。 また、当該二口ヒューズガス栓及びゴム管用ソケットについて、消防がメーカーに調査を依頼した結果、問題はないと判断された。 原因は二口ヒューズガス栓とゴム管ソケットとの間の接続不良、又はゴム管とゴム管用ソケットとの間の接続不良により、いずれか又は両方の接続部からガスが漏えいし、コンロの火に引火したものと推定される。	①ゴム管 ②迅速継手	①不明 ②NITTO	①不明 ②不明	イフタニ近畿 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市消防は、二口ヒューズガス栓、ゴム管用ソケットのメーカーに対し、当該製品の検査を依頼した。 販売事業者は、当該消費者に対し、末端ガス栓とガス器具接続管の劣化等の確認方法、ガス器具の定期交換及び取替時の注意点について再周知した。
2015/11/26	福岡県 小郡市	漏えい	その他(道路)	16:10	他工事業者(電柱工事業者)	電柱工事業者による工事ミス	道路において、電気工事業者より電柱工事の際、道路掘削作業中に埋設供給管を損傷した。この連絡を受け、販売事業者が調査したところ、埋設供給管よりガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、電柱工事業者が施工前に埋設供給管の有無を確認していなかったため、重機で踏って埋設供給管を損傷させ、損傷部からガスが漏えいたったもの。	供給管 (埋設部)	不明	不明	新中九州瓦 斯(株)	・ガス警報器不明 ・マイコン不明 ・ヒューズガス栓 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明	・県は、販売事業者に対し、当該事故において事情聴取を実施した。 販売事業者は、損傷した埋設供給管の取替えを実施した。
2015/12/2	福岡県 うきは市	漏えい爆発・ 火災 軽傷1名	飲食店 鉄筋コンクリー ト造3階建	20:35	一般消費者等 販売事業者	経年によるゴム管の損傷	飲食店において、従業員が閉店作業中、ガスフライヤー付近から出火し、その周辺、出入り口のドア、窓ガラスを焼損、当該従業員は頭部、両手に火傷を負い、救急車で病院に搬送された。 原因は、消防によると、当該フライヤーに接続されたゴム管には、経年劣化による亀裂が生じていたため、亀裂部からガスが漏えいし、点火時の火が引火したものと推定される。 なお、従業員によると閉店後には毎回当該ガスフライヤーの清掃のため下部オイル缶を引き出す作業を行ったがその際にオイル缶がゴム管に引っかかったことで、末端ガス栓のホースエンドに接続されていたゴム管がずれて、接続部からガスが漏えいた可能性も推定されるが、詳細は不明。 また、ガス警報器は電源が抜かれた状態で床に落ちており、事故当時作動したかどうかは不明であるが、定期消費設備調査の際、期限切れ及び機能不良が指摘されていたため、電源が入ってたとしても正常に作動していなかったものと推定される。	ゴム管	不明	不明	一木商店	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事情聴取を実施した。また、販売事業者に対し、再発防止策を指示した。 販売事業者は、当該事故において、原因究明ととも、定期供給設備点検、定期消費設備調査における要改善事項に対する対応を継続実施中である。 販売事業者は、消費者に対し、ガス警報器の交換を無償にて随時実施し、期限管理を徹底することとした。 また、保安機関に対し、定期消費設備調査時に、不通なゴム管は、その場で交換するよう委託内容の変更を実施した。
2015/12/8	神奈川県 横浜市の	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造3階建	16:10	その他(地盤沈下)	地盤沈下による露出供給管の損傷	共同住宅において、住人より「容器置場付近でガス臭がする」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、容器置場(ブロック製)の外側に露出している供給管の継手部からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、周辺の状況から、地盤沈下によりガスが漏えいたったものと推定される。	供給管	不明	不明	日商ガス販 売(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、ガスの供給停止後、当該住宅の住人に対し、火気使用禁止の周知を行った。また、応急措置を行い、後日、復旧工事を実施した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/12/9	千葉県 館山市	漏えい火災	一般住宅 木造1階建	9:46	他工事業者(リフト 工事業者)	リフト工事業者による 作業ミス	一般住宅において、リフト工事業者が、敷地内 養層のコンクリートを電動サンダーで削る作業をし ていたところ、埋設供給管からガスが漏れ出し、ブ ロック塀の一部を損傷、排水管の一部を熔解した。 原因は、リフト工事業者が、敷地内に埋設供給 管が残っていたことを認識しておらず、電動サン ダーによる作業中に、誤って埋設供給管を切断した ため、ガスが漏れ出し着火し、電動サンダーの火 花が引火したものである。 なお、ガス供給切替時の新旧販売事業者間の協議 により、切替前の供給管を露出部分で閉栓処理を 行っていたため、埋設供給管は敷地内に残されたま まになっていた。	供給管 (埋設部)	不明	不明	房州瓦斯 (株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・CO警報器不明 ・集中監視システ ム不明	・県は、当該事故の翌日、県産業保 安課職員2名を現地へ派遣した。主 として当該事故に関わる新旧の販売 事業者及び消防本部から事情聴取 を実施した。 ・販売事業者は、他工事業者及び消 費者に対し、当該住宅と同様に、敷 地内に埋設供給管が残る物件につ いて、「ガス管注意」等のステッカーを貼 付し、注意喚起を実施した。
2015/12/10	埼玉県 新座市	漏えい	その他(更地)	9:15	販売事業者 他工事業者(外構工 事業者)	外構工事業者による作 業ミス	更地において、外構工事業者より工事をしている 際、ガス臭がする」との連絡を受け、販売事業者が 調査したところ、埋設供給管継手部からガスが漏え いしていることを確認した。 原因は、外構工事業者が土地を整地する際、誤つ て埋設供給管を損傷させたため、継手部よりガスが 漏れ出したものと推定される。 なお、漏えい検知装置にB表示が出ていたため、当 該供給管は入替工事手配中であった。	供給管 (埋設部)	不明	不明	日商ガス販 売(株)	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・県は、販売事業者から情報収集を 行うとともに、原因調査の実施及び 事故報告書の提出を指示した。 ・販売事業者は、当該供給管におい て歪みのある部分の撤去し、プラグ 止めの措置を実施した。 ・販売事業者は、当該更地におい て、埋設供給管の表示杭を打った。
2015/12/10	京都府 京丹後市	酸欠 軽症2名	一般住宅 木造2階建	21:00	一般消費者等 販売事業者	設備の設置ミス及び消費 設備不適合通知に係る 再調査の未実施 〈法令違反〉 液石法第27条第1項第2 号(保安業務を行う義務) 液石法規則第37条第2号 (消費設備の再調査の未 実施)	一般住宅において、住人4人が順次入浴し3人目が 浴室の窓を開け、給湯しながら入浴を始めたこ ろ、頭痛がして気分が悪くなり、浴室を出て休 息した。その後、4人目が入浴し、シャワーを浴びるうち 気分が悪くなったため、2名は救急車により病院に 搬送され、軽度の中毒症状(一酸化炭素中毒でな い)と診断された。 なお、当該浴室の窓の外側は、隣接するガレージ の建屋内となっており、給湯器(CF式瞬間湯沸器) には、ガレージ内に設置されていた。また、当該給湯 器には、排気を屋外に排出するための排気筒が設 置されていた。 原因は、当該湯沸器には排気筒が設置されていな かったため、排気がガレージ内に排出され、開放し た窓から浴室内に流入したものと推定される。また、 給湯器の給気口には、埃が付着しており、給排気不 良により不完全燃焼を起こし、排気が浴室内に流入 した可能性がある。なお、保安機関は、定期消費設 備調査の結果消費等及び販売事業者に対し、給湯 器に排気筒を設置していないため、不適合通知をし ていたが、消費者は改善を行っておらず、販売事業 者も再調査を実施していなかった。	瞬間湯沸 器(CF式)	ハロマ工業(株)	PH-20CWL (1995年3月製 造)	マル信商店	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	・府は、販売事業者に対し、事故報 告の遅延、不適切な場所への給湯 器の設置及び再調査の未実施につ いて改善指導をした。 ・販売事業者は、当該給湯器を取り 外し、新たに屋外に設置した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/12/11	香川県 丸亀市	漏えい爆発 軽傷1名	飲食店 鉄骨造1階建	10:00	一般消費者等	消費者による点火ミス (法令違反) 液石法第27条第1号、第2号(保安業務を行う義務) 液石法施行規則第36条 第1号(定期供給設備点検の未実施) 液石法施行規則第37条 第1号(定期消費設備点検の未実施)	飲食店において、従業員が、めんゆで器に点火しようとした際、爆発が発生し、右手と顔に火傷を負った。 原因は、当該めんゆで器に設置されている左側のバーナーの内、1台(左側)のバーナーが何らかの要因により点火せず、器具栓を閉じて再点火しようとしたところ、従業員の操作ミスにより、もう1台(右側)のバーナーの器具栓が既に開いていたため、機器内に未燃ガスが滞留し、再点火時に引火したものと推定される。 なお、従業員は、再点火の前にガス臭に気付いていたが、漏えいしているガスは少量だと判断し点火に至った。 (バルク貯槽 980kg×1基)	業務用めんゆで器	東京サントク (株)	不明	(株)吉田石油店	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり	・県は、販売事業者に対し、立ち入り検査を実施し、現場確認をし、以下の3点を口頭で指導した。 ①当該消費者に対し、事故防止のための周知として、ハンドブックの配布や責任者への対面での説明等を行うこと。 ②当該消費者に対し、ガス警報器を、めんゆで器の直近に設置するよう提案すること。 ③当該消費者に対し、めんゆで器に、「着火確認!」等のステッカーを貼り、ガス漏れの注意喚起をする措置をとるよう提案すること。 県では、販売事業者に対し、立ち入り検査で察知した、当該事故の直接原因ではない、法令違反(定期点検調査の未実施)についても改善指示書を送付した。 販売事業者は、県の立ち入り検査を受け、現場確認に帯同した。また、消費者に対し、ガス警報器が期限切れであったため、新しいものに交換した。
2015/12/16	福井県 福井市	漏えい火災	飲食店 木造1階建	9:30	一般消費者等	末端ガス栓と塩化ビニルホースの接続不良	飲食店において、従業員が業務用炊飯器を使用していたところ、炎が上がったため、消火器で消火した。この火災により、一口ヒューズガス栓及び業務用炊飯器に接続されたガスホース(塩化ビニルホース)の一部が焼損した。 原因は、当該炊飯器と末端ガス栓の距離が近く、当該ガスホースが湾曲していたことから、ガスホースに無理な力が加わり、さらに何らかの外力が迅速継手に加わったことで、末端ガス栓と迅速継手が不完全な接続状態となったためと考えられる。この状態の接続部より、過流出安全機構が作動しない程度の流量でガスが漏れ出し、炊飯器の火が引火したものと推定される。 (バルク貯槽 288kg×1基)	①1口ヒューズガス栓 ②両端迅速継手付塩化ビニルホース	①光陽産業(株) ②株/ハロマ ※本製品は、株/十川ゴムが株/ハロマから受注して生産。株/ハロマの製品として販売。	①GO15AZ (2011年9月製造) ②PGH-705PF(2012年4月製造)	日本海ガス (株)	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・業務用換気装置あり ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故原因の調査及び再発防止策の検討をするよう依頼した。 販売事業者は、ガスホース及び末端ガス栓のそれぞれのメーカーに対し、当該製品の調査を依頼した。 販売事業者は、当該消費者に対し、末端ガス栓とガスホースの交換を実施した際、結束バンドを用いる等、ゴム管に無理な力が加わらないよう措置を行った。また、一般消費者に対し、ガス機器の日常管理や点検の必要性及び安全使用方法等について周知を行うこととした。
2015/12/17	千葉県 千葉市	漏えい火災 軽傷1名	一般住宅 木造2階建	12:07	販売事業者	ガストロープとゴム管の接続不良	一般住宅において、消費者がガスファンヒーターの点火時、接続部より出火し、当該ファンヒーター、ゴム管、ソファ等の家財家具を一部焼損し、全治2週間の火傷を負った。 原因は、当該ファンヒーターと末端ガス栓を接続する際、誤って燃焼器側のスリムブラグにゴム管を接続していたため接続不良となり、接続部からガスが漏れ出し、点火時の火が引火したものである。 なお、当該ゴム管は、以前に消費者が別の燃焼器で使用していたものであり、販売事業者は、燃焼器との接続について認識が浅かったため、当該ホースを利用していたことの消費者の要望を受け、そのまま設置していた。	ゴム管	不明	不明	伊藤忠エネクス ホームライ フ関東(株)	・ガス警報器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、全社員に対し、当該事故の情報発信をするとともに、接続方法及びガス警報器設置の促進を推進した。 販売事業者は、全社員に対し、保安教育の実施を指示するとともに、今後、特に経験の浅い社員への教育を充実させることとした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2015/12/22	愛知県 西尾市	漏えい爆発	共同住宅 鉄筋コンクリー ト造3階建	23:30	一般消費者等	消費者による点火ミス （法令違反） 特監法第3条（特定工事 を施工するときは、実地 において有資格者が監 督するか、又は、有資格 者が特定工事を行わな ければならない。） 特監法第6条（特定ガス 消費機器への表示がな い）	共同住宅において、消費者が、BFF式風呂釜の点火 操作を繰り返したところ、爆発し、当該風呂釜及び 浴室天井の一部が変形した。 原因は、消費者が当該風呂釜を点火した際、何らか の要因により点火不良となり、点火操作を繰り返 したため、機器内に未燃ガスが滞留し、点火時の火 が引火したものと推定される。 なお、販売事業者によると、供給開始点検時には、 当該ガス栓（金属プレキガス栓）に風呂釜を設置す る際において、消費者に対し、風呂釜を設置する際 は、販売事業者に連絡するよう伝えられていたが、 販売事業者（消費者の知人）により、当該風呂釜を 設置していたもの。	風呂釜 (BFF式)	(株)ノーリツ	GBSQ-60S (2005年4月製 造)	ガステック サービス(株)	・ガス警報器あり (鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 あり ・CO警報器なし ・集中監視システ ムなし	販売事業者は、消防及び消費者立 ち会いのもと、BFF式風呂釜と接続 員を撤去し、ガス栓に金属プラグを 設置するとともに、消費者に対し、 再度、風呂釜を設置する際は、必ず 販売事業者に連絡するよう伝えた。
2015/12/24	東京都 東村山市	漏えい爆発・ 火災 重傷1名	共同住宅 鉄骨造	20:00	不明 (警察にて原因を調 査中。)	不明 (警察にて原因を調査 中。)	共同住宅の206号室において、消費者が(206号の 入居者)、室内で煙草に火を着けたところ、爆発し、 206号室全棟、近隣住宅4棟及び近隣住宅の車7台 においてガラス等が一部破損し、当該消費者が2度 の全身火傷を負った。 原因は、何らかの要因により、206号室内にガスが 漏えいしている状態であったが、消費者が煙草に火 を着けたことで、漏えいしていたガスに引火し、漏え い爆発・火災に至ったものと推定されるが、漏えい 要因については警察により現在調査中のため不 明。 なお、事故発生より約4時間前(18:05分頃)、当該住 宅のオーナーより、「205号(206号の隣室)がガス臭 い」との連絡を受け、販売事業者が既設の方法(自 記圧力計、検知器、検知液等)により、検査を行っ たが、ガス漏えいを発見することが出来なかった。	コム管	不明	不明	エネックス (株)	・ガス警報器あり (鳴動不明) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システ ム不明	・都は、販売事業者に対し、警察等 で現在調査中の情報が分り次第報 告するよう指示した。
2015/12/26	神奈川県 二宮町	漏えい	一般住宅 木造	20:01	不明(点検時に不具 合はなく、何者かが 故意にユニオンを緩 めた可能性があるた め。)	不明(点検時に不具 合はなく、何者かが 故意にユニオンを緩 めた可能性があるた め。)	飲食店において、消費者より「ガスが出ない」との運 絡を受け、販売事業者が調査したところ、自動切替 式の調整器下のユニオンが緩み、50kg容器2本が 空になっていることを確認した。 原因は、何者かが故意にユニオンを緩めた可能性 があるが、確証が得られず不明。	自動切替 式調整器 (ユニオン 部)	失崎エナジー システム(株)	ASRZ (2010年5月製 造)	(有)シー エー	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓 なし ・CO警報器なし ・集中監視システ ムあり	・県は、販売事業者に対し、再発防 止に向けて他の消費者のユニオン の緩みを総点検することを指導し た。 ・販売事業者は、委託業者に対し、 容器交換時のユニオンのチェックを 要請した。

